

連合国の対ドイツ・スポーツ政策の形成

— 戦中期の立案を中心に —

高
津
勝

目次

はじめに

第一章 連合国の対ドイツ政策と軍政計画

第一節 連合国の対ドイツ政策

- 1 戦中期の連合国首脳会議
 - 2 ヨーロッパ諮問委員会（EAC）と対ドイツ政策
 - 3 戦中期アメリカの対ドイツ政策——「CCS五五」から「JCS一〇六七」へ
- 第二節 軍事戦略の展開と軍政計画
- 1 米英連合軍の軍事戦略と軍政計画

2 軍政要員の養成とヨーロッパ民政師団 (E C A D)

第二章 米英連合軍最高司令部 (S H A E F) とスポーツの非ナチ化・非軍事化構想

第一節 S H A E F と軍政計画

- 1 C O S S A C C から S H A E F へ
- 2 S H A E F / G - 5 とドイツ班 (G C U)
- 3 G C U 教育・宗教係の活動

第二節 S H A E F 『軍政ハンドブック』と体育・スポーツに関する改革提言

- 1 S H A E F 『軍政ハンドブック』
- 2 教育の非ナチ化・非軍事化構想
- 3 体育・スポーツに関する改革提言

第三節 S H A E F 法律第五号「ナチ党の解散」とナチ・スポーツ組織

- 1 S H A E F と非ナチ化政策
- 2 S H A E F 法律第五号とナチ・スポーツ組織の解散

第四節 S H A E F / G - 5 教育・宗教係と「敗北または降伏前のドイツにおける軍政に関する指令」

- 1 S H A E F / G - 5 教育・宗教係の創設
- 2 S H A E F 「敗北または降伏前のドイツにおける軍政に関する指令」と教育

第五節 小括

第三章 管理委員会アメリカ・グループ (U S G C C) と教育・スポーツの改革構想

第一節 「初期基本計画——ドイツ連合管理と占領(管理委員会期)」と教育・スポーツに関する改革提言

- 1 U S G C C の成立

- 2 USGCC教育・宗教課と「初期基本計画」
 - 3 「追加文書XXXX」教育(第二次改訂)と教育・スポーツに関する改革提言
- 第二節 「軍事訓練の廃止および禁止」の法制化
- 1 軍事訓練の廃止・禁止をめぐるアメリカの対応
 - 2 USGCC「初期基本計画」と追加文書「軍事訓練の廃止および禁止」
 - 3 アメリカ合衆国軍政法律第一五四号「軍事訓練の廃止および禁止」の策定
 - 4 「軍事訓練の廃止および禁止」の歴史的意義
- 第三節 小括

はじめに

西側連合国、とくにアメリカの教育政策、ないし再教育政策については、K・H・フュッセルによって次のような論点が提起されている。すなわち、「通常、降伏したドイツに対するアメリカの教育政策を扱った歴史書によれば、アメリカの構想は占領期の最初から圧倒的に懲罰的であったし、モーゲンソー論争が縮小したかたちで教育の分野に移された、とする見解が支配的である」⁽¹⁾。

フュッセルによれば、そのような見解は、本質的にそれほど差異のない財務省と国務省の論争を、懲罰的なドイツ政策が浮上する契機として「ドグマ」化し、仮説的な認識にすぎない懲罰的な教育構想を事実として扱い、さらに、それを非ナチ化政策と連動させることによって、より否定的な教育政策のイメージを作り上げるようになった。ある

いは逆に、上述の認識を前提にして建設的な教育政策のイメージを求めようとすれば、一九四五年以降、禁止的な政策から肯定的・建設的な政策に置き換えられたものとみなすことになる。⁽²⁾

そこに含まれている論点は、対ドイツ占領教育政策における否定的契機と肯定的契機、それらが織りなす現実の歴史的過程を、直線的に、あるいは素朴な段階論をもって単純に把握するのではなく、二つの契機を複合・重層的に、あるいは、連続性と非連続性においてトータルに把握することの重要性ということになる。

西側連合国の場合、対ドイツ占領スポーツ政策は、ドイツの非軍事化・非ナチ化という包括的な問題領域と密接にかかわりながら、長期的には教育、ないし再教育政策の枠組のもとに構想された。

本稿では、フュッセルの提起した上述の論点を真摯に受けとめながらも、あわせて、従来からドイツの研究者たちが着目してきたアメリカ政府内の論争をもフォローし、戦中期の西側連合国、とりわけアメリカの政策・計画立案過程にスポットをあてて検討することにした。その際、まず、国務省や陸軍省、ヨーロッパ諮問委員会（EAC）など、種々の政策立案・審議機関の活動を視野に入れ、しかし、基本的には、戦争の進行が占領計画の立案を促したことを重視し、とくに、その作業を直接に担ったヨーロッパ米英連合軍最高司令部（SHAEF）の民政関係部門の動向を具体的に検証することにした。そのような方法は、フュッセルが「エピソード」、あるいは「ドグマ」と見なすものを別の視点、すなわち、戦中期の立案過程の相対的な独自性の究明という観点から考察することを意味している。戦後過程の究明は、そのような作業との接合が必要である、というのが本稿の立場である。

すでに、スポーツ史の分野においても、ドイツ管理委員会（ACC）指令第二三号「ドイツにおけるスポーツの非軍事化と管理」の成立過程にスポットをあて、SHAEFの関係法規をクロノロジカルに検証した研究が存在する。⁽³⁾しかし、戦中期の政策立案過程にまで立ち入って実証し、それをふまえて戦中・戦後過程の関連性を論じるまでには

至つてなむ。

- (1) Fussl, Karl-Heinz: Die Umerziehung der Deutschen. Jugend und Schule unter den Siegermächten des Zweiten Weltkriegs 1945-1955, Schöningh/G 1994, S. 77.
- (2) Ibid., S. 16, S. 74, S. 98.
- (3) Tiedemann, Claus: Einflüsse der Sportpolitik der Besatzungsmächte auf die Turn- und Sportvereine im Jahre 1945. Vorgeschichte der Kontrollrats-Direktive Nr. 23. In: Krüger, Arnd (Hg.), Forum für Sportgeschichte. Die Entwicklung der Turn- und Sporthistorisches Symposium 18.-20. 11. 1980 in Berlin (West), Berlin 1984, S. 140-174.

第一章 連合国の対ドイツ政策と軍政計画

第一節 連合国の対ドイツ政策

1 戦中期の連合国首脳会議

一九三九年九月一日のドイツ軍によるポーランド侵攻は、イギリスとフランスの参戦を誘発し、第二次世界大戦に発展した。翌四〇年四月から五月にかけて、ドイツ軍はノルウェー、デンマーク、ベネルクス三国に侵入し、六月にフランスを降伏させ、秋にはルーマニアを占領した。日独伊三国同盟の一角をなすイタリアは、パリ陥落の直前に参戦し、九月にエジプトを攻撃した。

ナチス・ドイツとファシスト・イタリアの侵略は、レジスタンスや反ファシズムの気運を高揚させ、一九四〇年後半から四一年初めにかけて、ファシズムと反ファシズムの戦いとしての性格をもつようになる。さらに、一九四一年六月の独ソ戦の開始と一二月の日米開戦を契機に、戦闘が世界中に拡大し、この戦争は枢軸国と連合国による国際的な全面戦争という様相を呈した。アメリカは、日本の真珠湾攻撃を転機に外交的「孤立主義」を払拭し、米・英・ソ・中の四大国による協動的な国際秩序の形成をめざして戦争に加わった。⁽¹⁾

連合国の戦後構想の出発点となったのは、一九四一年八月二日にロースベルトとチャーチルが交わした八項目の共同宣言であった。⁽²⁾のちに、大西洋憲章と呼ばれるこの共同声明は、領土不拡大、民族自決、貿易の自由化、社会保障の拡充、ナチス政の撲滅と恐怖および欠乏からの解放、海洋の自由、侵略国の非武装化、国際的な武力放棄など、戦後世界のあり方にかかわる基本原則を提唱し、翌四二年一月一日、その精神はソ連を含む二六カ国の連合国共同宣言に取り入れられた。⁽³⁾

だが、連合国の間には、除し難い相互不信が存在した。

まず、スターリンが、大西洋憲章に同意しつつも、ソ連を除外して決定したことに不満を表明した。⁽⁴⁾

一九四二年一二月にワシントンで開催された米英軍事会議（暗号名Ⅱアルカディア・ARCADIA）は、米英合同参謀本部（Combined Chiefs of StaffⅡCCS）の設置を決め、「ヨーロッパ第一主義」を再確認したが、ソ連との共同軍事作戦についてはまったく論議せず、武器援助、すなわち、「物資を与えて血を贈がなう」対ソ協力のパターンを確定したにとどまった。⁽⁵⁾アメリカ陸軍は、ソ連の主張する「西ヨーロッパ作戦」（第二戦線）の早期開始を支持したが、ロースベルトは一九四二年七月、中東・地中海の権益を確保しようとするチャーチルの要求を受け入れ、「北アフリカ・地中海作戦」を優先させた。⁽⁶⁾それにより、ドイツ軍はヨーロッパの兵力を対ソ戦に集中することが可

能になり、ソ連の指導者たちは、米英が「第二戦線」の形成を故意に遅らせ、ソ連に過度の負担を強いている、と考
 えるようになる。たしかに、アメリカ陸軍が「第二戦線」の早期開設を要求した背景には、ソ連の西進に対抗して占
 領地を拡大し、米英によるドイツ占領をより確実なものにしようとする意図が存在していた。だが、一九四二年一
 月、米英による「第二戦線」の開設を待つことなく、ソ連は自力でスターリングラードの反撃を開始し、以後、軍事
 的な優位性を背景にして外交的な発言力を強めていった。そうしたなかで、ワシントンの國務省は、ソ連が単独でド
 イツと講和することを懸念するようになるのである。⁽⁷⁾

米英の間にも、鋭い矛盾が存在した。

第一に、大西洋憲章に象徴される民族自決の原則は、植民地を抱えるイギリスの利益と矛盾し、とりわけ、極東・
 太平洋地域の戦後国際秩序をめぐる政治的対立のもと、ローズベルトの唱える「反植民地主義は後退せざるをえな
 かった。⁽⁸⁾

第二に、「貿易の自由化」という大西洋憲章の経済的意志は、経済大国をめざすアメリカ外交のグローバルな目標
 を反映するものであった。⁽⁹⁾ 一九四四年七月に成立したブレトン・ウッズ協定は、ドルを基軸通貨にして貿易の自由化
 を図るものであり、大恐慌以降、大英連邦を中心にポンド・ブロックを形成し、保護主義に転じていたイギリスの経
 済的利益と鋭く対立した。アメリカがニュー・ディール期から追求してきた自由で多角的な貿易体制は、たんにファ
 シズム国家の排他的なブロック経済と対立しただけでなく、旧超大国や社会主義国とも矛盾する側面をもっていた。⁽¹⁰⁾
 戦後、「孤立主義」から「介入主義」に転じたアメリカは、この協定を挺子にして自由主義経済体制の覇者となり、
 西側連合国のドイツ占領政策にも大きな影響力を行使し、自由主義的な市場経済を基礎にした社会の再建と、それを
 積極的に支える「民主主義」の育成を求めていくのである。

結局、連合国の戦後構想の出発点をなした大西洋憲章は、その一般的性格ゆえに各国に独自の解釈を許し、すべての連合国にドイツ政策に関するフリーハンドを与えた。⁽¹¹⁾

ドイツの戦後に大きな影響を与えたのは、一九四三年一月、カサブランカ米英首脳会議終了時の記者会見でローズベルトが表明した「無条件降伏」要求であった。この要求については、その後、政府や陸軍の指導層のなかから、独両国に徹底抗戦を強いることになり、戦争終結を困難にする、という批判が提出された。⁽¹²⁾しかし、無条件降伏要求は、第一次大戦中に各国がドイツと交した密約がベルサイユ条約を不本意な妥協に終らせ、そのことがヨーロッパと世界の平和を破壊することになった、という歴史的な反省をふまえて提起されたものであった。その根底には、反共を目的とした連合国のドイツ軍に対する宥和策が、第一次大戦後のドイツの非軍国主義化を曖昧なものにし、ナチズムの台頭を許した、という認識が存在したのである。⁽¹³⁾

第二に、この要求には、ナチス・ドイツに対する「宥和」はありえないという強い姿勢を示すことで、ソ連が単独講和にむかうことを牽制し、同盟関係を維持しようとする意図が込められていた。⁽¹⁴⁾

第三に、この要求は、日独伊三国の軍事力の完全な破壊、つまり、敵国の軍事的打倒による戦争の終結にとどまらず、その国全体を降伏させること、すなわち、ナチス・ドイツの軍事的行動を支えた総力戦体制と、その社会的・経済的基盤を解体することを含意していた。⁽¹⁵⁾したがって、第二次大戦後の占領は、勝者による社会改革を誘発することになる。

「ドイツ分割」については、一九四二年六月のドイツ軍によるソ連侵攻後、わずか数カ月で遡上にのぼり、同年二月のイギリス外相イーデンのモスクワ訪問とともに二国間協議が始まった。⁽¹⁶⁾アメリカの場合、一九四二年春頃から政府部内で検討が始まり、四三年後半、戦後政策とのかかわりでドイツの再建を構想する國務省が分割に反対の意向

を表明したが、この見解は大統領によって退けられた。結局、米英連合軍最高司令官付き作戦計画本部（Chief of Staff to the Supreme Allied Commander—COSAAC——フランス上陸作戦にそなえて一九四三年四月に設置）の起草した分割案が同年八月の第一次ケベック米英首脳会議で承認され、さらに、一九四四年九月の第二次ケベック米英軍事会議において、ローズベルトとチャーチルが、「ドイツを分割、非軍事化、非工業化させる」モーゲンソー米財務長官の戦後ドイツ処理案（いわゆるモーゲンソー・プラン）に署名したのである。このとき、ブレーメンとブレーマーハーフェンの両港を米軍の管理下に置くという条件で、「アメリカが南西部、イギリスが北西部、ソ連が東部」を管理するという合意が二国間で成立した。⁽¹⁸⁾

米英ソ三国レベルでは、一九四三年三月、大使・外相クラスの緩やかな合意形成がワシントンで試みられ、三国首脳がはじめて一堂に会した一九四三年一月末～二月初旬の第一次テヘラン会議で正式に議論された。しかし、決定には至らなかった。⁽¹⁹⁾「ドイツの武力抵抗が最終的に打破されたのち、ナチス・ドイツに課すであろう無条件占領の諸規定を施行するための共通の政策」⁽²⁰⁾を議論した一九四五年二月のヤルタ首脳会議において、ドイツ占領へのフランスの参加とともに、次のような「分割占領」「ドイツの統一管理」に関する原則が確認されたのである。⁽²¹⁾

- 一、四占領地区を画定する。フランス占領地区を米英の占領地区に予定されていた地域から創出する。
- 二、連合国の最高管理機関としてベルリンに管理委員会を設置する。
- 三、全面的な武装解除と非ナチ化を通して、ナチズムと軍国主義を根絶する。
- 四、ドイツが招いた破壊と同規模の補償をドイツ人に義務づける。

さらに、この会議は、ポーランド問題をはじめ、東欧の処理について多くの異論を残しながらも、国連の創設に

ついで決定した。

「無条件降伏要求」と「ドイツ分割」に加えて、軍隊による「直接・全面占領」もまた、戦後ドイツに大きなインパクトを与えた。敗戦国の領土を分割して全面的に占領し、軍隊によって直接統治する管理方式が採用された背景には、第一次大戦後の苦い経験が存在する。すなわち、第一次大戦後、連合国はドイツの一部しか占領せず、しかも、その象徴的存在であったラインラントの占領に失敗し、ドイツ国民に敗戦の意味を熟知させることができなかった⁽²²⁾。だが、そのような教訓が、連合国の政策立案者をして、ハードな占領方式の採用にむかわせることになった。だが、第二次大戦後のドイツの場合、各国の最高軍事司令官が自国政府の指示に従って最高権力を行使したため、四カ国の連合管理であるとはいえず、占領行政の内実は各占領地区（ゾーン）で異なった。たとえば、アメリカの場合、ソ連やフランスとは異なり、終戦直後の時期を除いて、軍事占領は通説でいわれるほど厳格ではなく、一九四五年一〇月のアメリカ合衆国軍政部（Office of Military Government, U.S. I O M G U S）の開設と、それに対応する各州政府の成立をもって、ドイツ側行政を介在させた間接的な支配、いわゆる「間接統治」へと移行し始めるのである。治安の確保についても、日本における占領経験が導入され、軍隊に代る「警察」型の治安部隊の創設が試みられた⁽²³⁾。

2 ヨーロッパ諮問委員会（E A C）と対ドイツ政策

一九四三年一月にスターリングラードで、五月には北アフリカでドイツ軍が敗北し、同年九月、イタリアが降伏したあと、ドイツを含むヨーロッパ政策全般について協議する必要があるが生じた。この問題をめぐり、一九四三年一〇月、モスクワで米英ソ三カ国外相会議が開催され、ドイツの戦後処理については、ロンドンにヨーロッパ諮問委員会（Eur-

ropean Advisory Commission (EAC) を開設して協議することになった。翌四四年一月、第一回会議が開催され、一九四四年七月二五日に「無条件降伏文書」(Unconditional Surrender of Germany)、九月二日には分割占領を定めた「占領地区議定書」(Zones Protocol)、²⁴⁾ 同年一月一四日に「ドイツ管理機構に関する協定」(Agreement on German Machinery) が議決され、同年一月からは、八月の北西フランス解放以降、参加を要求していたフランス共和国暫定政府がメンバーに加わった。²⁴⁾

EAC の設置を強く望んだのは、戦後のヨーロッパ政治に主導権を確保しようとしたイギリスであった。

アメリカの場合、EAC が国際機関であることを前提にし、ロンドンのアメリカ代表部を統轄しつつ、戦後のドイツ政策に影響力行使しようとした國務省と、現地司令官の軍事行動が制約されることを憂慮し、EAC による長期的な戦後構想の策定を牽制しようとした陸軍省との間に確執があった。²⁵⁾ とりわけ、陸軍次官 J・J・マックローイ (John J. McCloy) は、アメリカのヨーロッパ政策が確定していない段階では、交戦期の占領政策の立案に重点を置くべきであるとし、計画の作成は軍事的性格の審議機関、すなわち、合同民政委員会 (Combined Civil Affairs Committee (CCAC)) に委ねるべきだと主張した。結局、イギリス外相イーデンとの協議をへて、各政府に提出する勧告については、EAC が CCAC と事前に協議することを条件に、アメリカの参加が決まったのである。²⁶⁾ だが、ワシントンからロンドンの EAC 代表部に送付された政策文書は、一九四四年一月から一〇月にかけて、わずか五件に過ぎなかった。加えて、本国政府の指示内容は、國務省、陸海軍統合参謀本部 (Joint Chiefs of Staff (JCS))、陸軍省民政局 (Civil Affairs Division (CAD, WDS))、安全保障作業委員会 (Working Security Committee (WSC)) で審議し、承認をへなければならず、実務処理が煩雑であった。²⁷⁾ さらに、閣内には、あとで述べるように、ドイツの戦後処理をめぐる鋭い意見の対立があり、統一的な政策決定は遅れていた。

ソ連もまた、イギリスの動きを警戒し、将来を拘束するようなドイツ政策をEACで検討することを好まず、戦争の帰趨が明らかになるにつれて、三カ国による合同計画の立案に消極的な姿勢を示し始め、秋以降、EACに姿を見せなくなる。

こうして、EACは翌四五年八月に解散するまで、二〇回の公式会議と九七回の非公式会議を重ね、一二の正式文書のほか、膨大な資料を作成した。しかし、多くは技術的なものにとどまり、一九四四年一月から四五年五月にかけて、ドイツ政策に関する勧告を一つも議決せず、一九四四年夏に提出された占領軍への宣言、一般命令、指令草案を占領開始前に決定することができなかった⁽²⁸⁾。

だが、そのような限界をもつにせよ、EACの設立とその活動は、ドイツ政策の立案にむけた各国の準備作業に大きな刺激を与えたのである。

アメリカの場合、一九四三年二月二日、EACのための各省調整委員会として安全保障作業委員会(WSC)が設置され、懲罰的な政策でなく、ドイツの政治的・経済的再建と、民主的統治機構の樹立による国際社会への復帰を念頭におく、国務省の構想に沿った検討が行なわれた。たとえば、一九四四年八月三〇日の「WSCメモ」は、軍政が非ナチ化措置を講じたあと、教育再建のイニシアティブについては、資格を有し、かつ信頼しうるドイツ人に委ねることを構想していた⁽³⁰⁾。駐英アメリカ大使ワイナント(Winant, John G.)とその管轄下にあるEACアメリカ代表部もまた、ドイツ政策を戦後における連合国の協力関係を占う試金石と考え、四四年八月半ば、本国政府に対して基本政策に関する政治的指令を要請するとともに、他方では、独自に調査委員会を組織し、本国からの政策指令を待つことなく検討を進めた⁽³¹⁾。そのような活動の成果として、ワイナントは一九四四年九月一四日、「ドイツにおける教育制度の管理」(EAC, Draft Directive to the US (UK) (USSR) Commander-in-Chief, "Control of Educational In-

situations in Germany”）と題するEAC指令案など、顧問団を介して一連の占領政策に関する指令案を国務省に送付した。そうした活動は、国務省のみならず、JCSや、フランス上陸・ドイツ進攻作戦を指揮した米英連合軍最高司令部（Supreme Headquarters, Allied Expeditionary Force ≡ SHAEF）における占領教育政策・計画の立案を促し、戦後の軍政活動を規定したアメリカの対ドイツ基本政策指令、すなわち、「JCS一〇六七」にも影響を与えていったのである。³²⁾

同じ時期、イギリス外務省によってロンドンに対ドイツ教育計画の検討を任務とする作業委員会が組織され、アメリカの現地スタッフも参加して米英の協力関係が築かれつつあった。一九四四年のSHAEF『在ドイツ軍政ハンドブック』（Handbook for Military Government in Germany 以下、『軍政ハンドブック』と略す。）は、SHAEFに所属する米英民政担当士官の共同の成果であり、アメリカ側の主要メンバーは、EACアメリカ代表部が独自に組織した調査機関や委員会のメンバーとしても活動していたのである。

アメリカは、「占領地区議定書」と「ドイツ管理機構に関する協定」が成立したあと、JCSの軍事ルートとEACアメリカ代表部の外交ルートを交差させながら、SHAEFおよびその指揮下にある管理委員会アメリカ・グループ（U. S. Group Control Council ≡ USGCC）を介して、ドイツ連合管理のための具体的計画を立案していった。だが、EACそのものは、一九四五年七月以降、外相会議（Council of Foreign Ministers ≡ CFM）にその機能を譲ることになる。³³⁾

3 戦中期アメリカの対ドイツ政策

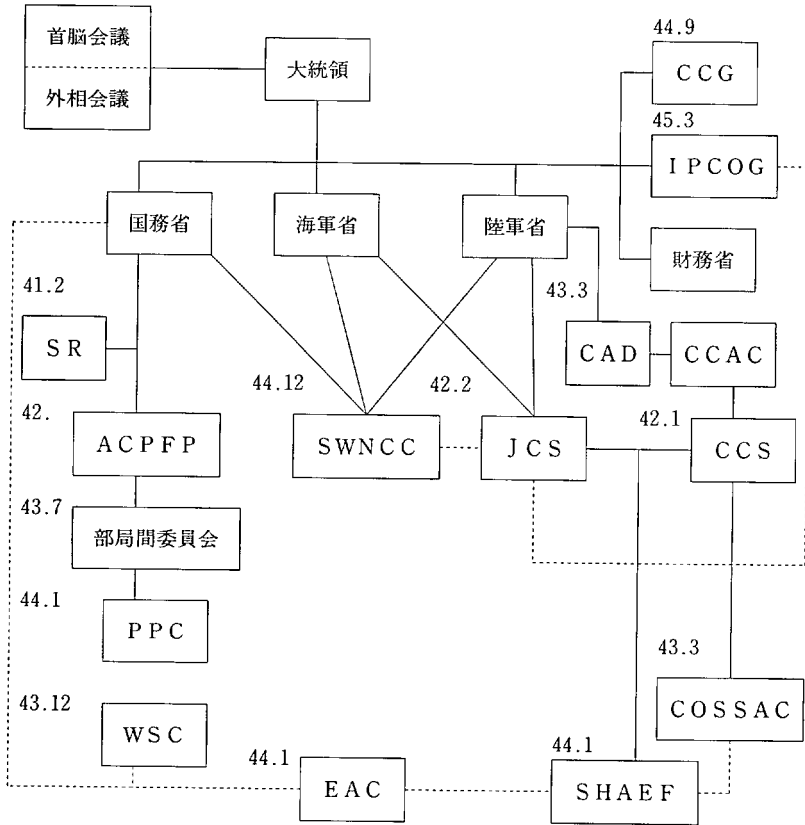
——「CCS五五一」から「JCS一〇六七」へ——

ローズベルト政権期、アメリカには一貫したドイツ政策は存在しなかった。ドイツの弱体化・懲罰を求める大統領と、戦後ヨーロッパの不安定化を危惧する国務省上層部が対立し、無条件降伏要求についても、JCSがそれを支持したのに対し、国務長官ハルは消極的であった。⁽³⁴⁾ アメリカのドイツ占領政策を検討する場合、一九四五年春まで続く政府部内の対抗関係を念頭に置く必要がある。

戦後外交政策については、開戦前の一九四一年二月、国務省が特別調査課 (Special Research Division ≡ S R) を設置して検討を開始し、翌年春、大統領および国務長官の最高諮問機関として戦後外交政策諮問委員会 (Advisory Committee on Post-War Foreign Policy ≡ A C P F A) が設置された。⁽³⁵⁾ さらに国務省は、一九四三年の夏、予想されるアメリカ占領地域を対象にした各国別部局間委員会 (Interdivisional Country Committees) を開設し、戦後政策における同省の主導性を確保しようとした。国務省によるドイツ政策の具体化は、同年九月の部局間ドイツ委員会 (Interdivisional Country Committees on Germany) の設置に始まる。⁽³⁶⁾ 国務省の上層部は、それらの機関を介して賠償や経済再建、中央政府の存続などに関し、比較的穏健な政策を進めようとしたのである。彼らは、ドイツ分割がソ連の拡張を促し、欧州の安全を脅かすことになると考え、終戦を契機に戦後ヨーロッパに政治的・経済的な「空白」が出現することを好まなかった。⁽³⁷⁾

同年一〇月、ハル国務長官は、分割反対を唱える部局間ドイツ委員会の政策文書「ドイツの政治的再組織」(The Political Reorganization on Germany) をモスクワニカ国外相会議に提出⁽³⁸⁾、この文書は、無条件降伏、米英ソ三国によるドイツ占領、ドイツ軍の武装解除、国連によるドイツ経済の監視、ドイツ政府内におけるナチの影響力の排除、

図1-1 アメリカ政府の対ドイツ政策決定機構



略語

- | | |
|---------------------------|-----------------------|
| ACPPF：戦後外交諮問委員会 | IPCOG：ドイツに関する非公式政策委員会 |
| CAD：陸軍省民政局 | JCS：統合参謀本部 |
| CCAC：米英合同民事委員会 | PPC：戦後計画委員会 |
| CCG：ドイツに関する内閣委員会 | SHAEF：米英連合軍最高司令部 |
| CCS：米英合同参謀本部 | SR：特別調査課 |
| EAC：ヨーロッパ諮問委員会 | SWNCC：國務陸海軍三省調整委員会 |
| COSSAC：米英連合軍最高司令官付き作戦参謀本部 | |
| WSC：安全保障作業委員会 | |

(注) たとえば、43.3は1943年3月創設を示す。

政治犯の釈放と戦犯逮捕などの諸原則を含み、ソ連の見解と類似していた。しかし、提案には具体性がなく、しかも、その一カ月後、ローズベルトは國務長官を随行させることなくテヘランの米英ソ首脳会議に臨んだのである⁽³⁹⁾。戦後ドイツ政策をめぐる國務省の影響力の低下は、明白であった。

一九四四年一月、政策の再編を介して戦後外交政策の立案に主導権を確保しようとする國務省は、省内に戦後計画委員会 (Postwar Programs Committee = P P C) を設置し⁽⁴⁰⁾、四月には、対外経済政策委員会 (Executive Committee on Economic Foreign Policy = E O E F P) を組織して、戦争を念頭に置く統合参謀本部 (J C S) の政策に對抗しようとした⁽⁴¹⁾。しかし、E A C の権限の拡大を警戒する陸軍省の抵抗に合い、その試みは大幅に制約された。スチムソン陸軍長官は、共和党の戦争協力を得るためにローズベルトが閣僚に推挙した人物であり、戦後ドイツ政策については、基本的に國務省と同じ立場に立っていた⁽⁴²⁾。とはいえ、陸軍省そのものは、一方で政治への軍の介入を戒めつつ、他方では軍事占領期の陸軍の権限を確保しようとし、國務省による戦後政策の立案を牽制したのである。

そうしたなかで、アメリカの公式の対ドイツ政策文書として誕生したのが、一九四四年四月二八日、米英合同参謀本部 (C C S) を介して米英連合軍最高司令部 (S H A E F) に伝達された「敗北または降伏前のドイツにおける軍政に関する指令」(Directive for Military Government in Germany Prior to Defeat or Surrender) であった。コード番号「C C S 五五一」として知られるこの指令は、S H A E F 最高司令官・アイゼンハワーの要請にもとづき、アメリカ陸軍省民政局 (C A D、一九四三年三月設立) とワシントンの C C S 合同民政委員会 (C C A C) のイニシアティブのもと、急遽、作成されたものであった。國務省、財務省、海軍省、イギリス外務省の了解のもと、しかし、E A C とは異なるルートで成立したこの文書は、その内容がドイツ敗戦前に限定されていたとはいえ、米英共同の対ドイツ政策としての性格をもっていた⁽⁴³⁾。

この暫定指令は、第一に、ドイツのすべての地域において、米英連合軍に軍政を施行する権限を与え、最高司令官であるアイゼンハワーに司法・立法・行政の三権を委ねていた。この指令と同時に送付された「政治ガイド」は、「連合国軍隊とドイツ士官および住民との交際を強く反対⁽⁴⁴⁾」しながらも、軍政の「目的は継続中の軍事作戦を支援し、ナチズムとファシズムを破壊し、法と秩序を維持し、速やかに住民ための正常な諸条件を回復することである⁽⁴⁵⁾」とし、否定的・制限的措置にとどまらず、行政の再建や民衆的労組の奨励など、市民生活を再建するための軍政の関与を認めていた。さらに、五月三十一日の「経済・救済ガイド」は、ドイツ工業生産の全面的管理権をアイゼンハワーに与え、平和産業への移行とドイツ経済のヨーロッパおよび世界経済への統合を示唆していた⁽⁴⁶⁾。

すでに解放・占領地の占領民事計画の必要性を認識していたSHAEFは、一九四四年二月、米英両国の民事関係要員で構成する民政局（G-5）を参謀本部内に設置し、ドイツについては、個別にドイツ班（GCU）を組織して占領計画の策定にあたらせていた（一九四五年二月〜八月）。その後、「CCS五五-1」を入手したGCUは、中央政府の存続を前提にするなど、懲罰より復興に力点を置く「ソフト」な占領計画の作成に従事し、同年六月から八月にかけて、現地軍政担当士官を対象にした『軍政ハンドブック』を作成するのである⁽⁴⁷⁾。

すでに述べたように、「CCS五五-1」は米英の共同政策文書であったが、その内容はドイツ降伏前に限定されていた。しかも、一九四四年六月のノルマンディー上陸後まもなく、イギリスは一応、戦後に関する諸指令についても、CCSを介してSHAEFに送付することに同意したものの、アメリカの強い影響下にあるこの軍事組織がドイツ降伏後の占領行政を引き続き指揮することを嫌い、軍政の権限や存続期間をめぐって、アメリカ陸軍省やSHAEFと対立するようになった⁽⁴⁸⁾。加えて、この時期においてもなお、アメリカの戦後ドイツ政策は、未確定なままであった。国内における政策対立を象徴する事例が、一九四四年八月末の『軍政ハンドブック』回収事件と、翌月に設立された

「ドイツに関する内閣委員会」(Cabinet Committee on Germany)の審議である。同委員会では、財務省が提出したドイツ分割、重工業の解体と工業生産の制限、農業国化をめざす「モーゲンソー・プラン」⁽⁴⁹⁾に陸軍省が反対し、逆に財務省は、非懲罰的色彩の薄い「軍政ハンドブック」のドイツ再建策や非ナチ化政策を批判した。財務省案に対する陸軍省の批判は、軍事占領期における占領行政の実行可能性という、技術的・実用的観点にもとづくものであったが、国務省は、ドイツ分割に批判的で「ソフト」な政策を志向しつつ、両者の論争に折衷的な態度で臨んだ。八月以降、陸軍省はモーゲンソーのトーンに順応しつつ、その実質を無視する方針をとった。しかし、ドイツ政策に関する限り、「懲罰」的ではないにせよ、ローズベルトのいう「正義」の原則を受入れていったのである。⁽⁵⁰⁾

ドイツ政策をめぐる財務・国務・陸軍三省の確執は、一方で、長期構想の立案に対する大統領の消極姿勢と問題の「先送り」を、他方では、政府部内の見解の不一致と多様な戦後構想の存在を示すものであった。論争の過程で政治的な妥協が図られ、ドイツ内の陸軍部隊に指令案を作成する任務を与えられたJCS⁽⁵¹⁾は、九月二二日、陸軍省民政局(CAD、WDSS)の起草した「組織的抵抗の停止直後の時期におけるドイツ軍政に関する米英連合軍最高司令部への指令」(Directive to SHAEF Regarding the Military Government of Germany in the Period Immediately Following the Cessation of Organized Resistance)を承認し、「JCS一〇六七」というコード番号を付して大統領に提出した。⁽⁵²⁾九月二七日、同文書は大統領によって承認され、アメリカの「戦後ドイツに対する唯一の政策表明」となるのである。当時、「ハード」な路線にむかっていたCADが起草したこの指令は、ナチス党の解散、非軍事化、通信・出版・宣伝・教育の統制、必要な国への賠償支払い、軍需産業の平和産業への転換に加えて、政府機構の非集権化、生存に必要なレベルにまでドイツ人の生活水準を恒久的に引き下げること、ドイツ経済の復興禁止とヨーロッパにおけるドイツの経済的地位の弱化など、ローズベルトの意向を汲む、懲罰的性格の強いものであった。⁽⁵³⁾

だが、「JCS 一〇六七」を執行するには、なお、次のような難点を克服せねばならなかった。

第一に、イギリスがこの暫定指令に難色を示したのである。「JCS 一〇六七」は、アメリカ政府の文書であった。アイゼンハワーの指揮する米英連合軍最高司令部・S H A E F は、米英連合組織である C C S を介して伝達されるまで、それを実行に移すことができず、ドイツの降伏を目前に控えながらも、引き続き「C C S 五五二」に従って占領民事計画を立案・執行せねばならなかった。⁽⁵⁵⁾

第二に、外交政策の調整に権限をもつ國務省が、この指令に対して消極的であった。この指令は、國務省にとって、モーゲンソーのドイツ経済弱体化要求を反映するだけでなく、自省の政策立案機能に対する財務省と陸軍省の侵害を意味していた。加えて、この指令は、連合国の政策に関する解釈・執行権を各国占領地区（ゾーン）最高軍事司令官に与えており、そのことは、國務省からすれば、連合国の統一的な政策の立案と実施を阻害することになりかねなかった。⁽⁵⁶⁾

第三に、「モーゲンソー・プラン」は、一〇月の第二次ケベック米英首脳会議の米英共同コミュニケに取り入れられ、一応、米英の基本方針とされた。しかし、イギリスの内閣が反対の意向を表明し、さらに、アメリカの有力新聞が「モーゲンソー・プラン」を批判し始め、それを共和党が一月の大統領選挙に利用しようとした。その結果、一月以降、内閣委員会の活動が停滞し、ローズベルトは、「モーゲンソー・プラン」だけでなく、戦後ドイツ政策の立案そのものに消極的な姿勢を示すようになるのである。⁽⁵⁷⁾

第四に、一九四四年二月、E・R・ステイニアス國務次官のイニシアティブにより、財務省およびJCSの戦後政策への影響力を牽制する意図をもって、國務・陸・海軍三省調整委員会（State-War-Navy Co-ordinating Committee ≡ S W N C C）が設置された。⁽⁵⁸⁾ S W N C C は J C S と直接に交渉しうる次官レベルの強力な協議体であった。

それによって軍部を政策立案過程から遠ざけることはできなかったものの、この組織の成立によってドイツ政策の立案をめぐる政府内部の力関係が変化していった。⁽⁵⁹⁾

一九四五年二月のヤルタ首脳会議のあと、ドイツの降伏は目前に迫っていた。四五年一月六日には「JCS一〇六七」が改訂され、管理委員会の権限を弱めるとともに、ドイツの非工業化を要求しつつ、同時に経済制裁を緩和させる方向にむかった。⁽⁶⁰⁾ それでも、いまだ意志統一には至らず、同年三月十五日、ローズベルトは新たな政策調整機関として「ドイツに関する非公式政策委員会」(Informal Policy Committee on Germany = IPCOG)を設置し、三月一〇日の國務省案を基礎として検討を急がせた。ここでもまた、意見の対立が表面化し、大統領の指示のもと、①政治構造の非集権化と地方分権、②経済構造の非集権化、③管理委員会による必要不可欠の国家公共サービス(鉄道・通信・電力・財政・対外問題・必需品の生産と分配)の管理、という方向で調整が図られ(「IPCOG I」)、三月二三日の大統領の承認をへて、同じ内容の文書がアメリカのドイツ政策としてEACに送付されたのである。⁽⁶¹⁾

検討の基礎となった國務省案は、「JCS一〇六七」を素材にしつつも、第一に、長期的な計画との結合、第二に、EACによるアメリカの対ドイツ政策の承認、第三に、管理委員会を媒介にした連合国の協力を原則にしていた。内容的には、分割によるドイツ経済の弱体化を避け、四カ国の占領軍に対して強力な影響力をもつ管理委員会を設置し、統一的な施策を実施しようとしていた。審議の過程で、軍政の実施にかかわる技術的な観点から陸軍省は國務省案に反対し、管理委員会の集権的な性格を弱め、占領地区(ゾーン)軍事司令官の権限を強化しよう主張した。財務省は、ドイツの軍事的勢力の解体と賠償、経済復興をめぐり、國務省案の「ソフト」な内容を批判するとともに、行政、司法、経済、教育、報道界の厳しい非ナチ化を要求した。IPC OG決定は、軍政の経済活動への関与を電信・運輸・価格統制・食料供給・雇用・住宅などの国家的な公共サービスに限定し、軍事と政治の分野において、より厳

しい非ナチ化を提起するなど、「ハード」な内容を踏襲していた。陸軍省の要求に対しては、一方で管理委員会に「最高」の権限を与えてそれを牽制しつつ、他方では、自国の占領地区（ゾーン）での統一政策の実施に際して最高司令官に解釈・裁量権を与えていた。経済については、国務省の意向を汲み、重工業の破壊ないし撤去の範囲を大幅に縮小し、中央行政機構についても、管理委員会の諸任務をドイツ人の責任において実施する機関として設置することを認めた。四月二十六日、この決定を基礎にして「JCS一〇六七/六」、「JCS一〇六七/七」が作成され、なお暫定的な性格をもつとはいえ、アメリカ政府の正式の戦後ドイツ政策としてアイゼンハワーに伝達されたのである。⁽⁶²⁾

四月一二日のローズベルトの死とトルーマンの大統領就任により、財務省とモーゲンソーの政府部内での影響力は決定的に後退し、アメリカの政策は、賠償要求の緩和に見られるように、より「ソフト」な方向へとむかうことになる。それは、対ソ協調路線の「ハード」化と符合していた。だが、再検討中の「JCS一〇六七」の文面そのものは、占領軍の必要にもとづき、新たに合成ゴムや石油などの重化学工業製品の生産を許可したことを除けば、大きな変更を加えることなくトルーマンによって承認され、五月一日、「JCS一〇六七/八」となるのである。⁽⁶³⁾

- (1) 戦間期のアメリカの孤立主義については、麻田貞雄「孤立から介入へ」(有賀貞ほか編『概説アメリカ外交史』有斐閣、一九九三年、所収)参照。
- (2) 油井大三郎「米国の戦後世界構想とアジア」(油井大三郎ほか編『占領改革の国際比較』三省堂、一九九四年)七頁。
- (3) 同上。および、W・S・チャーチル/佐藤亮一(訳)『第二次世界大戦3』河出書房新社、一九七五年、二一―二二頁。
- (4) ピエール・ルヌーバン/鹿島守之助(訳)『第二次世界大戦の原因』鹿島研究所出版会、一九七二年、三二―三三頁。
- (5) 福田茂夫『第二次大戦の米軍事戦略』中央公論社、一九七九年、四五頁、五三頁。なお、同書は、第二次大戦期のアメリカの軍事戦略に関する研究史の主要な争点を整理しながら、ヨーロッパ、アフリカ、アジアの戦域を視野に入れ、その展開を

総合的に論じている。

- (6) 福田茂夫、同上書、九四頁。
- (7) ビエール・ルヌーバン、前掲書、三二二頁。
- (8) 麻田貞雄、前掲書、一一二頁。
- (9) クリストフ・クレスマン／石田勇治・木戸衛一（訳）『戦後ドイツ史 一九四五—一九五五——二重の建国』未来社、一九九五年、二二頁 (Kleemann, Christoph: Die doppelte Staatsgründung. Deutsche Geschichte 1945-1955, 5. Überarbeitete und erweiterte Auflage, Göttingen 1991)。
- (10) 油井大三郎、前掲書、七〇八頁。なお、福田茂夫、前掲書、二五二頁をも参照。
- (11) クリストフ・クレスマン、前掲書、二二頁。
- (12) 例えば、アメリカの統合参謀本部 (JCS) は、一九四四年四月、「無条件降伏」要求がナチの戦意高揚に利用されていると判断し、連合国の宣伝戦略として、普通のドイツ人には正常な生活を与えることを力説するよう大統領に提案したが、大統領はそれを拒否している。無条件降伏要求は、ドイツ人に対する集団責任論を前提にしていたのである。なお、「無条件降伏」は、イギリスヤン連でなく、アメリカ側、とりわけローズベルトのイニシアティブによるものであった。Ziemke, Earl F.: The U. S. Army in the Occupation of Germany 1944-1946, Washington, D. C., 1975, P. 61, P. 110. 一九八三年、七頁。
- (13) 三宅正樹「占領下の日本とドイツ」(三宅正樹ほか編『戦後世界と日本再軍備』(昭和史の軍部と政治五)、第一法規出版、一九八三年、七頁。
- (14) Latour, Conrad F./Vogelsang, Thilo: Okkupation und Wiederaufbau. Die Tätigkeit der Militärregierung in der amerikanischen Besatzungszone Deutschlands 1944-1947, Stuttgart 1973, S. 9. 油井大三郎、前掲書、一一二—一三三頁。および、福田茂夫、前掲書、一一五—一一八頁、参照。
- (15) 三宅正樹、前掲書、五頁。「無条件降伏」については、アルフレート・グロセール／山本尤ほか（訳）『ドイツ総決算』社会思想社、一九八三年、八二—八三頁、をも参照。

- (16) H・K・ルップ／深谷満雄(記)『現代ドイツ政治史』有斐閣、一九八六年、一五頁(Rupp, Hans Karl: Politische Geschichte der Bundesrepublik Deutschland, Entstehung und Entwicklung, 2. erweiterte und verbesserte Auflage, 1982)。
- (17) 戸原四郎「ドイツにおける戦後改革」(東京大学社会科学研究所編『戦後改革—国際環境』東京大学出版会、一九八一年)九三—九四頁。
- (18) 福田茂夫、前掲書、二四九頁。
- (19) アルフレート・グロセール、前掲書、五四頁。
- (20) アルフレート・グロセール、前掲書、五三頁。
- (21) クリストフ・クレスマン、前掲書、三四頁。なお、ルップは、ドイツ分割に関し、「アメリカの経済界や政界は、ソ連軍が占領しているヨーロッパ地域をアメリカの商品や資本のために開放させたいと望んでおり、すでにエルベ河とヴェラ河に進出したソ連にとっても、ドイツ国家の解体は安全保障上の最優先課題とはならなかった。したがって、連合国によるドイツの分割占領は、恒久的な分割、つまりドイツ解体を意味するものではなく、一時的、暫定的な措置であった」とみなしている。
- H・K・ルップ、前掲書、三四頁。
- (22) Ziemke, Earl F.: Ibid., P. 115.
- (23) Ziemke, Earl F.: Ibid., P. 341.
- (24) アルフレート・グロセール、前掲書、五五頁。H・K・ルップ、前掲書、一三三—一三五頁。Kowalski, Hans-Günter: Die "European Advisory Commission" als Instrument Allierter Deutschlandplanung 1943-1945. In: Vierteljahrshefte für Zeitgeschichte 3. Heft/Juli, 19. Jahrgang 1971, 270 ff.
- (25) Ziemke, Earl F.: Ibid., P. 129-130.
- (26) Kowalski, Hans-Günter: Ibid., S. 263.
- (27) Ziemke, Earl F.: Ibid., P. 129-130.

- (28) 戸原四郎、前掲書、九四〜九五頁。Kowalski, Hans-Günter: *Ibid.*, S. 265. なお、EACの歴史的評価については、H・K・ルップ、前掲書、一三〜二五頁、および、クリストフ・クレスマン、前掲書、二六〜二七頁、参照。
- (29) Zienke, Carl F.: *Ibid.*, P. 130.
- (30) Bungenstab, Karl-Ernst: *Ibid.*, S. 37. なお、この委員会の設立にあたり、国務省は陸軍省の高官クラスを含む正式の政策決定機関にしようとしていたが、陸軍省が反対したため作業委員会に格下げされたといわれている。戸原四郎、前掲書、九五頁。
- (31) Kowalski, Hans-Günter: *Ibid.*, S. 279. 教育は「*Erziehung*」¹⁾、*Cl. Füssl, Karl-Heinz: Die Umerziehung der Deutschen. Jugend und Schule unter den Siegmächten des Zweiten Weltkriegs 1945-1955, Schöningh/G. 1994, S. 85.*
- (32) Bungenstab, Karl-Ernst: *Ibid.*, S. 38.
- なお、一九四五年四月二六日付け「JCS 一〇六七/六」の第一四項は、「教育」に関し、次のように規定していた。
- 「a 連合国の権限によりすでに再建されたものを除き、貴ソーン内のすべての教育施設 (all educational institutions) は閉鎖される。アドルフヒトラー学校、ナポラス (Napolas)、『オルデンスブルク (Ordensburg)』などのナチ教育施設や、その他の教育施設内のナチ組織の閉鎖は、恒久的である。
- b ナチおよび軍国主義的教義の完全な除去と民主的理念の発展を図るために、調整のとれたドイツ教育の管理システムと肯定的な更正計画 (an affirmative reorientation program) を樹立する。
- c 貴下は、ナチ要員を排除したあと、早急に初等学校 (Volksschulen)、『中等学校 (Mittelschulen)』、『および職業学校 (Berufsschulen)』の再開を許される。ナチおよび軍国主義的な教義の影響を受けた教科書とカリキュラムは使用することができない。管理委員会は、中等学校、大学、その他の高等教育施設の再開にむけてプログラムを考案すべきである。ナチ的色彩およびナチが排除されたあと、管理委員会による新たなプログラムの編成が実施されないあいだ、貴下は、貴ソーン内において暫定プログラムを編成し、実施することができ、さらに、貴下が軍政府の運営と占領目的にとって直ちに重要、または有益であると考えられる訓練を提供する施設や部局については、それを再開することができる。

d 軍政府は、学校の宗教の教授と管理を連合国の諸規則に合致するように保証する必要があるか、あるいは、職員やカリキュラムの追放がなされる場合を除き、ドイツの学校の宗派的統制にかかわる問題、あるいは、ドイツの学校の宗教的教授に干渉する意図はない。」

「CSのそのような教育政策を受け、ポツダム協定は、「初期管理期にドイツの扱いを律するための政治的、経済的諸原理」の第七項で「ドイツの教育は、ナチと軍国主義者の教義を完全に払拭し、民主的理念が首尾良く発展するように管理される。」ことを要求した。 Cf. Initial Plans and Directives. In: National Archives, Washington National Records Center Suit-land; RG 260, OMGUS, ECR (Box 82) 5/307-1/16.

(35) Department of State, U. S. A. (Ed.) : Occupation of Germany. Policy and Progress 1945-46, Washington, D. C. 1947, P. 3-4.

(36) Peterson, Edward N. : The American Occupation of Germany, Detroit 1977, P. 21.

(37) 大蔵省財政史室編『昭和財政史と終戦から講和まで』東洋経済新報社、一九七六年、五頁。

(38) Bungenstab, Karl-Ernst : Umerziehung zur Demokratie ? Re-education-Politik im Bildungswesen der US-Zone 1945-1949, Düsseldorf 1970, S. 35.

(39) Latour, Conrad F./Vogelsang, Thilo : Ibid. S. 10. 巨原四郎、前掲書、九三頁。

(40) 同。

(41) Latour, Conrad F./Vogelsang, Thilo : Ibid., S. 10.

(42) 巨原四郎、前掲書、九五頁。

(43) Peterson, Edward N. : Ibid., S. 50.

(44) Latour, Conrad F./Vogelsang, Thilo : Ibid., S. 10.

(45) Latour, Conrad F./Vogelsang, Thilo : Ibid., S. 12.

(46) Ziemke, Earl F. : Ibid., P. 97.

- (45) Ziemke, Earl F.: Ibid, P. 59.
- (46) Ziemke, Earl F.: Ibid, P. 60.
- (47) これたごころは、第二章第一節に詳しい。
- (48) Ziemke, Earl F.: Ibid, P. 99-100.
- (49) Latour, Conrad F./Vogelsang, Thilo: Ibid, S. 14. なお「モーゲンソー・プラン」については、真鍋俊二『アメリカのドイーン占領政策〜一九四〇年代国際政治の流れのなかで』法律文化社、一九八九年に詳しい。
- (50) Ziemke, Earl F.: Ibid, P. 103.
- (51) Ziemke, Earl F.: Ibid, P. 104.
- (52) Ziemke, Earl F.: Ibid, P. 105. 真鍋俊二『前掲書』三三頁、参照。
- (53) Peterson, Edward N.: Ibid, S. 39.
- (54) Ziemke, Earl F.: Ibid, P. 104.
- (55) Ziemke, Earl F.: Ibid, P. 107.
- (56) Ziemke, Earl F.: Ibid, P. 209.
- (57) Latour, Conrad F./Vogelsang, Thilo: Ibid, S. 15.
- (58) Ziemke, Earl F.: Ibid, P. 131, P. 209.
- (59) Peterson, Edward N.: Ibid, S. 40.
- (60) Peterson, Edward N.: Ibid, S. 41.
- (61) 「○○○決定をよむ」「○○○」などについては、真鍋俊二『前掲書』三八〜四二頁、四九頁、およびZiemke, Earl F.: Ibid, P. 210-214, Kowalski, Hans-Günter: Ibid, S. 287, Latour, Conrad F./Vogelsang, Thilo: Ibid, S. 17 参照。
- (62) 真鍋俊二『前掲書』四十頁。
- (63) 真鍋俊二『前掲書』四十頁、Ziemke, Earl F.: Ibid, P. 214. および、戸原四郎『前掲書』一〇三〜一〇六頁。

第二節 軍事戦略の展開と軍政計画

1 米英連合軍の軍事戦略と軍政計画

アメリカは、一九世紀中葉以降、キューバ、フィリピン、ライオンラントにおいて軍政に関する技術的な経験を蓄積してきた。第一次大戦の場合、主戦場はフランスにあり、フランス政府は解放地区に即刻、民事行政を導入し、ドイツについても、休戦まで軍政を実施する必要がなかったため、戦闘期の軍政経験をもたなかった。⁽¹⁾しかし、第二次世界大戦の総力戦の性格と無条件降伏要求は、従来とは異なる任務と構造をもつ軍政を出現させることになる。すなわち、戦闘期を含めて対戦国の領土を長期的・軍事的に占領し、戦争の要因そのものの根絶をめざし、国家と社会の改革を先導する軍政である。戦勝国による全面的な軍事占領と、国家・社会改革の結合という新しいテーマが、軍事力を基礎にした占領民事行政、あるいは軍事組織を背景にもつ民事行政を出現せしめ、占領の初期的・軍事的段階から非軍事的段階への移行過程においてもなお、軍政の主導的役割を根拠づけたのである。すなわち、ナチスの打倒がもたら連合国の軍事力に依存し、降伏後においてもなお占領軍に強大な政治的権限を与えたことが、占領計画の具体化の過程における軍隊の影響力を大きなものにした。しかも、ナチスが「焦土作戦」を敢行したドイツの場合、日本とは異なり、領土のほぼ全域を外国の軍隊によって軍事的に制圧され、中央行政機構はほぼ解体状況にあり、直接・全面的な軍事占領のもと、占領軍の活動はより包括的なものになった。アメリカは、「軍隊型」(Army type)の占領を介して民事行政を構築する方向へむかって行ったのである。

大戦中、アフリカとヨーロッパ戦域における連合国の軍事戦略は、次のように推移した。

①北アフリカ進攻(一九四二年一月～四三年五月)

② スターリンググラードの反撃開始、ベルリン陥落（一九四二年一月～四五年四月）

③ シンリー上陸とイタリア降伏（一九四三年七月～四四年六月）

④ ノルマンディー上陸とフランス進攻、ドイツ降伏（一九四四年六月～四五年五月）

軍事戦略がそのように展開するなか、「軍隊型」占領民事行政の構築に重要な役割を果たしたのは、一九四三年三月に設立された陸軍省民政局（Civil Affairs Division ≡ CAD、WDS）であった。すでに陸軍省は、一九四〇年七月、占領地の民事行政に関する指針として、FM二七・五『野戦用軍政マニュアル』（Field Manual of Military Government）を刊行していたが、ここでは、敵国の住民の福祉と戦争協力を得るため、各部隊および国外で作戦を展開する上級参謀部に民政係（civil section）を設置するよう指示していた。しかし、戦争前のことであり、軍政の必要性に関する陸軍内の理解は不十分であった。

一九四二年四月、陸軍省は軍政教育を含む憲兵学校構想にもとづき、のちに軍政学校として知られる養成課程をバーミア大学に開設し、一月には憲兵司令部に軍政局（Military Government Division）を開設した。しかし、軍政局には計画的業務だけで作戦を遂行する権限はなく、民事はすべて参謀本部の作戦局（Operation Division）が掌握していた⁽²⁾。しかも、同年一〇月、占領行政は国務省が管轄することに閣議で決まり、軍政局による軍政要員の養成は、一時、頓挫する⁽³⁾。CADの設立は、シンリー進攻によって占領実務を経験した陸軍が、ハイレベルの組織をもって占領地の民事行政を管轄する意図を示したものであり、その際、軍事作戦に関しては参謀長が、戦域の民間機関の活動については陸軍省が掌握することを想定していた。四三年四月、JCSは占領地のほぼ全ての民事管轄権をCADに与えることを承認し、国務省の権限と競合することになる。しかし、圧倒的な物量を動員しうる陸軍に依存することなくして占領行政を維持しえず、実際には、現地軍に依存せざるをえなかった⁽⁴⁾。そのような事情をふまえて、

同年一月、大統領は、占領行政に関する優先権を陸軍に与えたのである。⁽⁵⁾

こうして、CADの設立は、開戦後に海外出動を開始したアメリカ陸軍をして、占領民事計画の必要性を意識させる契機となった。一九四三年十二月に改訂されたFM二七―五『陸海軍軍政・民事マニュアル』(Army-Navy Manual of Military Government and Civil Affairs)は、「敵」を「友人」にすることをめざす占領政策を改め、敵国民との交際を強く戒めるなど、より「ハード」な内容に改められた。しかし、改訂FM二七―五は、他方で、戦闘行動を有利に導くため、交戦地域の民事行政の役割に注目し、「公正と理にかなった」民間人の扱いと経済の速やかな回復を求めているのである。⁽⁶⁾

CADの上層部は、リベラルな民間人によって占められ、一九四六年に局長・ヒルドリングが引退するまで、国務省との協力関係はそれほどなく、各省庁との調整は、一九四四年二月から四五年八月まで存続した国務・陸海軍調整委員会(State-War-Navy Co-ordinating Committee = SWNCC)を介して行なわれた。⁽⁷⁾ そうしたなかで、CADは、一九四二年に設立された陸軍省戦略局(Office of Strategic Services = OSS)の調査分析課(Research and Analysis Branch = R & S)を介し、民政情報ガイド(Civil Affairs Information Guides)や民政ガイド(Civil Affairs Guides)の形式で関係機関に情報を提供した。⁽⁸⁾

米英による武装作戦の立案と調整は、アメリカの参戦とともに始まり、一九四三年まで、ワシントンのCCSを介して行なわれた。ドイツ占領計画の立案は、軍事作戦計画とともに進行し、一九四三年四月、西ヨーロッパ進攻作戦の計画立案組織として開設された米英連合軍最高司令官付き作戦計画本部(Chief of Staff to the Supreme Allied Commander = COSAC)の開設を契機に、「オーバード」(OVERLORD)と「ランキン」(RANKIN)という二つの作戦計画が立案され、具体化が図られていった。「オーバード」とは、一九四四年中に決行を予定さ

れたノルマンディー上陸作戦計画の暗号名であり、「ランキン」とは、ドイツ軍の早期敗退・降伏を想定した緊急軍事作戦と重要拠点占領計画の暗号名であった。⁽⁹⁾

C O S S A C は、八月二三日、イギリス側民政スタッフの主導性のもと、民政係 (civil affairs section) を開設し、そこに一つの中央計画組織と、フランス、ベルギー、オランダ、ノルウェーを対象にした四つの国別計画委員会 (country house) を組織、それによって「オーバーロード」と「ランキン」を民事計画の観点から補強しようとした。しかし、ドイツについては、分割占領が前提にされていたため、独自のスタッフを配置しなかった。⁽¹⁰⁾ ドイツ占領計画の立案は、その後、「オーバーロード」作戦の決行を任務にして一九四四年一月に組織された米英連合軍最高司令部、すなわち、アイゼンハワーの率いる S H A E F に引き継がれることになる。

その間、イギリスの対応は二面的であった。すなわち、一方で C O S S A C の民政部門に要員を派遣し、米英の合同占領計画の立案を進めながら、他方では、一九四三年一〇月、パジェット將軍 (Gen. Sir. Paget, Bernard) の率いる第二陸軍集団 (一九四四年からモントゴメリー將軍 Gen. Sir Bernard Montgomery が指揮) に民政参謀部 (Civil Affairs Staff C A S) を設置し、同年末には二四八名 (うち、士官八九名) で陣容を整え、司令部、財政、司法、公安、経済、技術の六部門を構成してドイツ占領計画の立案にあたった。⁽¹¹⁾ C A S は、戦後構想をめぐる米英、とりわけ、S H A E F 内の緊張関係を意識しながら、アメリカとは距離を置いた独自の構想、すなわち、占領後、ただちにイギリス占領地区 (ゾーン) に中央軍政部を設立して米英合同司令部を解散し、自国政府に直接に責任を負いつつ、ドイツの軍事的潜勢力とナチズム・軍国主義を永続的に除去し、青少年を再教育する計画に取り組んだ。⁽¹²⁾ 軍事占領を短期的なものとし、イギリスは、四三年二月、自国の占領地区 (ゾーン) を管轄する管理委員会の組織化にも着手し、S H A E F 創設後、ドイツ管理委員会イギリス部 (Control Commission for Germany, British Ele-

ment II (CCGBE) を介してアメリカ側と具体的な政策の調整を図った。一九四四年の秋から冬にかけて、イギリス外務省政治諜報局 (Political Intelligence Department) が民政担当士官のために編集した『対ドイツ基本ハンドブック』(Basic Handbook for Germany) と『占領地区ハンドブック』(Zone Handbook) は、その過程で成立したものであった。⁽¹³⁾

ドイツの占領管理をめぐり、米英の間には政治的な緊張関係が存在した。だが、ドイツの非ナチ化と非軍事化、将来の政治構造に関するイギリスの構想は、不明瞭であり、ポツダム会談に至るまで、本質的な点でイギリスはアメリカに追従していた。⁽¹⁴⁾ とはいえ、「CCS五五」に見るように、暫定的ではあれ、米英間には軍事的潜勢力の解体や非ナチ化、非軍国主義化については、基本的な合意ができており、ドイツ管理委員会の政策・指令を準備する過程においても、技術的なレベルについては、当事者間で協力関係が成立し、調整が行なわれたのである。アメリカ側の手になる一九四五年二月のSHAEF『教育・宗教問題専門マニュアル』(SHAEF, Technical Manual on Education and Religious Affairs, Feb. 1945) を、イギリスが上述のハンドブックを補完するものとして利用したことは、その例証であるといえよう。⁽¹⁵⁾

2 軍政要員の養成とヨーロッパ民政師団 (ECAAD)

占領計画の成否を実際に決定するのは、軍政を担う要員の数と質、および、その適切な配置である。そのうち、ヨーロッパ戦域の軍政担当士官の養成については、次のように進化した。

まず、イギリスが、一九四一年初頭、ケンブリッジのセント・ジョーンズ・カレッジにある陸軍省諜報訓練センター (Intelligence Training Center) に軍政学課程 (politico-military course) を開設し、同年一月から二名のア

メリカ人士官が第三期課程に参加した。⁽¹⁶⁾しかし、この課程は、歴史学・政治学・地理学・社会心理学・統治機構論など、学術的な内容を主としたため、非実践的であると批判され、同年冬に閉鎖されることになる。その後、イギリスは、一九四三年二月、ウインブルドンに民政要員センター (Civil Affairs Staff Center ≡ C A S C) を開設し、民間人や軍人を対象にした一期一五〇名、一三週の課程 (同年末には、一期三〇〇名、五〜六週間となる。) を設け、さらにフランス進攻後には、イーストボーン (Eastbourne) に移転し、計二年半、一三〇課程にわたって民政要員を養成した。⁽¹⁷⁾

ケンブリッジの軍政学課程に要員を派遣したアメリカは、日米開戦から半年後の一九四二年四月、シャーロットビル (Charlotteville) のバージニア大学に軍政学校 (School of Military Government) に開設し、そこで一期四カ月の要員訓練を始めた。さらに一九四三年、ハーバード、エール、ピッツバーク、ボストン、ミシガン、シカゴなどの大学に民政訓練課程 (Civil Affairs Training Program ≡ C A T P) を開設することにより、予想される需要に 대응しようとした。こうして、一九四四年四月には約二千名 (うち、一〇〇名が教育担当) のヨーロッパ向け民政要員の訓練を完了し、その後、重点を極東向け要員の養成に移行させるのである。C A T P は、ミシガンの憲兵学校における一カ月の軍事・民事訓練と各大学での二カ月間の訓練からなり、訓練生は大学で外国語の研修と地域研究を行なった。⁽¹⁸⁾訓練を受けた軍政要員は、多くが中年以上の民間人であり、「軍服を着た市民」⁽¹⁹⁾といわれた。彼等のうち、ドイツの新聞や報告書を読み、あるいはドイツの官吏と話すことができる者は、わずか五パーセント弱にすぎず、そのことが、やがて占領計画を実施するうえで大きな障害になるのである。⁽²⁰⁾そのような弱点を補完するため、種々の大学で若者を対象にした「陸軍特別訓練プログラム」 (The Army Specialized Training Program ≡ A S T P) が開設され、占領実務者の養成が行なわれた。⁽²¹⁾

ヨーロッパおよびドイツに派遣されるアメリカの軍政要員は、一九四四年初頭、イギリスのプリストル近郊の村、シュリーベンハム (Shrivenham) にある陸軍学校附属施設に移り、イギリスの軍政要員と合流して訓練を継続した。そこには、すでに一九四二年一月、ヨーロッパ戦域アメリカ陸軍 (European Theater of Operation, U. S. Army II ETOUSA) 司令部の指揮のもと、民事センター (Civil Affairs Center) が開設され、訓練が行なわれていた。一九四四年一月からは、米英士官一五〇名をもって新たにドイツ班 (German Country Unit II GCU) を編制し、その内部に教育・宗教小班を組織するなど、ドイツの統治機構に対応させつつ、諸省庁と地域行政を直接に管理する計画の立案と要員訓練にあたった。⁽²²⁾

さらに同年二月、本国からの大規模な要員派遣を契機として、士官一、五二八名、下級准尉二二四名、下士官五、一四七名、総数七、七九九名の人員からなるヨーロッパ民政師団 (European Civil Affairs Division II ECAD) がシュリーベンハムに編成され、SHAEFの管轄下、六月末にはマンチェスターに移動した。ECADは、戦闘部隊の指揮のもと、それを支援しながら住民の生命の安全を図り、地方政府を再生・命令・監督する民政担当士官の親組織として編成され、統治、公安、公衆衛生、福祉、公益事業・通信、労働・運輸・救援、資源・産業・商業・農業、法務、財政、供給の各部門を擁していた。⁽²³⁾ 一九四四年七月、ノルマンディー上陸作戦に成功したあと、戦闘中の陸軍を支援するための民事作戦だけでなく、ドイツ占領を想定し、アメリカ占領地区の地域守備と行政機能を担う任務がECADに与えられたのである。

同年八月、SHAEFは、「タリスマン」(TALISMAN) と呼ばれる占領計画を策定した。この計画では、連合国軍がドイツ国内に深く進攻する以前にドイツが敗北し、ドイツ経済と中央行政機構が機能していることを前提に、現行のプロイセン州ドイツ行政区分に対応させた軍政区を設置し、かつ、それに対応させた軍事行政のための軍管区を

作り、個々の戦域司令官に両者の「統轄権」を与えていた。しかし、ドイツ住民や官吏との最初の接触は、軍政分遣隊を介して行なうものとされていた。⁽²⁴⁾

この月、ドイツでの任務に備えてフランスに移動するよう E C A D に命令が下り、九月には、ドイツ西南部がアメリカ占領地区であることを知らされ、最初のアメリカ部隊がドイツ南部の国境を越えてアーヘンに進攻する。

八月末にドイツ分割の方針を知らされた S H A E F は、九月二三日、のちに「絨毯計画」(Carpel Plan) と呼ばれる占領計画を作成し、軍政要員を次のように配置しようとした。すなわち、第二ヨーロッパ民政連隊 (2nd. European Civil Affairs Regiment = 2nd. E C A R) に属する一二の分遣隊と、第三ヨーロッパ民政連隊 (3rd. E C A R) の一〇一の分遣隊、つまり合計二二三の分遣隊とそこに属する軍政担当士官一、四二八名を五つのクラス (E、F、G、H、I) に分け、それらをドイツ国内の占領予定地全域に配置しようとするものであった。そのうち、「E」は、最大の政治・行政単位と見なされた州 (Land) か、あるいは、それに匹敵する大都市を統轄する分遣隊であり、それらは分野別の専門性をもつ三〇名の士官と五〇名の下士官で構成するものとされていた。⁽²⁵⁾

「F」は大都市を管轄地域とし、専門分野に従って二五名程度の士官と五〇〜七五名の下士官が配置されることになっていった。

「G」は中都市、または比較的大きな郡 (Landkreis) の統治を想定しており、士官一二名、下士官一〇名で構成することになっていた。

「H」と「I」は小都市と郡 (Landkreis) を管轄し、士官一二名、下士官一〇名で構成され、最小規模のため、一人の士官が一〇以上の専門分野を担当することになっていた。数的には、このタイプの軍政分遣隊が最も多く組織された。

以上の構成をもって、E C A Dは一九四五年のドイツ進攻作戦に臨むのである。

イギリスの場合、一九四四年四月、民事問題を担当する機動部隊として基幹分遣隊 (Basic Detachments) が組織され、年末にイギリス軍がハノーファー地域全域を占領したあと、ただちに軍政を施行した。翌一九四五年六月六日、第二陸軍集団司令官がイギリス占領地区の司法・立法・行政の三権を掌握し、ポツダム協定調印後、ドイツ管理委員会イギリス代表部 (C C G B E) に実権が移行するまで、占領民事行政は、同司令部の管轄下、約二〇〇の地域民政分遣隊 (Military Government Kreis Detachments) を介して行なわれたのである。⁽²⁶⁾

だが、西側連合軍がドイツ国境を越えて本格的に進攻を開始しようとした時期、ドイツ進攻作戦を指揮したS H A E Fと、その傘下にある連合国軍は、占領後のドイツに対し、非軍事化・非ナチ化と秩序維持を超える建設的・積極的なプログラムをもっていなかった。一九四四年四月二八日にアイゼンハワーが受け取った「C C S 五五一」と、それに添付された「政治ガイド」は、戦闘期の軍政の目的と任務を規定していたに過ぎなかった。同年九月二七日の「J C S 一〇六七」は、アメリカ政府の承認した唯一の戦後政策の表明であったが、イギリスはそれを承認しておらず、米英合同司令部であるS H A E Fは、J C Sの指令を実行できなかった。その頃、現地の陸軍集団司令官が手にしていたものは、九月初旬に刊行を許可されたS H A E F『軍政ハンドブック』と、「敗北または降伏前のドイツにおける軍政に関する指令」と題する「C C S 五五一」⁽²⁷⁾ (一九四四年四月二八日) を敷衍した、同じタイトルのS H A E F指令 (一九四四年一月九日) に過ぎなかったのである。その概要は次のようであった。

- 1、占領されたドイツに連合国の意志を課す。
- 2、連合国の難民の保護・管理・送還と敵国の亡命者・難民の管理と必要最小限の保護。
- 3、戦争犯罪人の逮捕。

- 4、ナチズム、ファシズム、国家主義、ナチ階級制度、ナチ協力者の排除。
- 5、軍事情勢が許す限り、法と秩序を回復し、維持する。
- 6、連合国の財産の保護・管理、ドイツ内外の外国為替資産の保護。
- 7、上述の指令を実施する上で必要な行政の維持・建設。

- (1) Ziemke, Earl F.: *Ibid.*, P. 4, P. 24.
- (2) Ziemke, Earl F.: *Ibid.*, P. 7-8, P. 16.
- (3) Peterson, Edward N.: *Ibid.*, S. 31.
- (4) Ziemke, Earl F.: *Ibid.*, P. 20.
- (5) Peterson, Edward N.: *Ibid.*, S. 32.
- (6) Ziemke, Earl F.: *Ibid.*, P. 84. ただしこの点についてはドイーン政策の「ハード」化の過程で「マイルド」であると批判された。
- (7) Cf. Peterson, Edward N.: *Ibid.*, S. 32.
- (8) たゞせば、陸軍省は一九四四年にパンフレット形式の各分野別『民政ガイド』シリーズを刊行している。学校教育を扱ったパンフレットの次のものが有名。Research and Analysis Branch, Office of Strategic Services: *Civil affairs Guide. German Elementary Schools. War Department Pamphlet No. 31-118, 22 July 1944. Research and Analysis Branch, Office of Strategic Services: Civil affairs Guide. German Higher Education and Adult Education under Military Government. War Department Pamphlet No. 31-119, 22 July 1944.*
- (9) Latour, Conrad F./Vogelsang, Thilo: *Ibid.*, S. 31. 「キーヌーロー」は「ランキン」をひびいては、福田茂夫、前掲書、一六二〜一六三頁、一四三〜一四五頁を参照。

- (10) Ziemke, Earl F.: Ibid., p. 28.
- (11) Pakschies, Günter: Umerzählung in der Britischen Zone 1945-1949, Köln/Wien/Bohlaus 1984, S. 131-132.
- (12) Pakschies, Günter: Ibid., S. 133-134.
- (13) Pakschies, Günter: Ibid., S. 137.
- (14) タリスマン・タリスマン 雑誌 一七二-一八頁。
- (15) Pakschies, Günter: Ibid., S. 146. Bungenstab, Karl-Ernst: Ibid., S. 38.
- (16) Ziemke, Earl F.: Ibid., P. 5. たなごのウ・キムニス 一九四〇年一月からタンマンで軍政士官の養成が行なわれ
 じふたじふた° Cf. Pakschies, Günter: Ibid., S. 141. の書 概ざ' Donmission, F. S. V.: Civil Affairs and Military Gov-
 ernment Central Organization and Planning, London 1966, S. 295 ff.
- (17) Pakschies, Günter: Ibid., S. 132, S. 142.
- (18) Latour, Conrad F./Vogelsang, Thilo: Ibid., S. 29-30. Ziemke, Earl F.: Ibid., P. 7, P. 18. なお' 大蔵省財政史室編' 前
 掲書' 一三頁' 三三頁' 三六頁' を参照°
- (19) Latour, Conrad F./Vogelsang, Thilo: Ibid., S. 30.
- (20) Zink, Harold: The United States in Germany 1944-1955, Toronto/London/New York, 1957, P. 13.
- (21) Zink, Harold: Ibid., P. 10-11.
- (22) Latour, Conrad F./Vogelsang, Thilo: Ibid., S. 32. Thron, Hans-Joachim: Schulreform im Besiegten Deutschland.
 Die Bildungspolitik der amerikanischen Militärregierung nach dem Zweiten Weltkrieg, München 1972, S. 2.
- (23) Ziemke, Earl F.: Ibid., P. 69-71. Zink, Harold: Ibid., P. 15-18.
- (24) Latour, Conrad F./Vogelsang, Thilo: Ibid., S. 36-37.
- (25) Latour, Conrad F./Vogelsang, Thilo: Ibid., S. 38-39.
- (26) Pakschies, Günter: Ibid., S. 133, S. 135.

(27) SHAEF, Office of the CoS, to Hqs, A Gps 21, 12, 6, Sub: Directive for Military Government of Germany Prior to Defeat or Surrender, 9 Nov 44. In: Zienke, Earl F.: Ibid., P. 108.

第二章 米英連合軍最高司令部 (SHAEF) とスポーツの非ナチ化・非軍事化構想

第一節 SHAEFと軍政計画

1 COSSACからSHAEFへ

一九四三年一月のカサブランカ米英首脳会議は、枢軸国に無条件降伏を要求して終了した。この会議において、一九四四年中に大陸上陸作戦を敢行するための計画立案組織を設置することが決まり、同年四月、米英連合軍司令官付き作戦計画本部 (Chief of Staff to the Supreme Allied Commander = COSSAC) がロンドンに設置され、参謀長にイギリス陸軍中将モーガン (Lt. Ge. Morgan, Frederick F.) が就任した⁽¹⁾。

COSSACは、同年八月一四日、「ランキン」(RANKIN) と呼ばれる重要軍事拠点占領計画を第一次ケベック会議に提出し、八月二三日に民政係 (Civil Affairs Section) のち、局 (Division) に昇格、イギリス陸軍中将ラムレイ (Maj. Gen. Sir Lumley, Roger) が係長としてこの組織を指揮した。ヨーロッパ戦域アメリカ陸軍 (European Theater of Operations, U. S. Army = ETOUSA) は、COSSACの民政係に二〇名の士官を派遣したものの、専任の指揮官を任命しなかった。民政に関する米英合同計画の立案については、この時期、イギリスが主導権を発揮していたのである⁽²⁾。アメリカが占領民事計画に関心を示し、ベンデッセン大佐 (Col. Bendetsen, Karl R.)

をアメリカ側主任参謀 (Chief Staff Officer) として民政係に配置するのは、同年一〇月二三日のことであり、さらに、シシリーとイタリアで軍政活動を経験したマックシェリー准将 (Brig. Gen. Mesherly, Frank J.) をラムレイ中将と同格の民政部長に任命するのは、一九四三年一月下旬のことである。⁽⁶⁾

設立当初、COSSACの幕僚たちは、第一次大戦のときと同様、連合国が侵攻する以前にドイツが降伏し、その際、東部戦線に釘づけにされているソ連軍ではなく、米英連合軍がドイツを占領する、という楽観的な見通しを抱いていた。その後、COSSACは、一九四四年三月一日以前の大陸進攻とドイツの自発的降伏を想定した占領計画「ランキンA」、無条件降伏を想定した占領計画「ランキンB」、初期的占領計画である「ランキンC」を立案し(「ランキンA」と「ランキンB」は、大陸上陸・ドイツ進攻を目的とする軍事計画、すなわち「オーバーロード」(OVERLORD)のバリエーションであると見なされていた)、戦局の推移を見守りながら、最終的には、第一段階Ⅱベネルクス三国とフランスでの戦略空軍の展開、第二段階Ⅱ地上軍によるドイツ部隊の撤退阻止、第三段階Ⅱ降伏を強要するためのドイツ内での戦略的地域の占領という、三段階の「ランキン」構想を作成するに至る。⁽⁴⁾

COSSACの民政係は、設立時、「オーバーロード」と「ランキン」の計画作成にあたる中央組織と、フランス・ベルギー・オランダ・ノルウェーの各国別委員会 (country house) で組織され、分割占領が予定されていたドイツについては、とくに要員を配置しなかった。⁽⁵⁾その後、各国別委員会には各分野ごとに膨大な専門家の配置が必要となることが判明し、一九四三年一〇月に解散され、要員は新設の諮問的組織、すなわち、法務・財政・補給・行政・経済・情報を扱う六つの部門に再編されることになった。⁽⁶⁾これを契機に、民事計画の立案作業は、各国別・地域別に区分された静的なAMGOT (Allied Military Government of Occupied Territory) 計画ではなく、戦闘部隊とともに移動して民事行政を構築する流動的な軍政計画へと移行し始めるのである。⁽⁷⁾その過程で、「オーバーロード」と

「ランキン」、すなわち、軍事的段階と初期的占領段階の明確な区別が不可能であることが判明し、さらに、一〇月のモスクワ三カ国外相会議と一一月のテヘラン三カ国首脳会議をへて、ドイツの分割占領と連合国による連合管理が明らかになり、ドイツ計画の緊急性が意識されるようになった。

ドイツが降伏したあとの占領計画の立案は、COSSACの権限外であった。しかし、ラムレイ民政部長は、同年一二月、トロブリッジ大佐 (Lt. Col. Sir Troubridge, T. St. Vincent) に命じてドイツの行政システムと初期軍政のあり方について研究させ、翌一九四四年一月、のちに「スラッシュー〇〇」(Slash 100)として知られる報告書が誕生した。そこにおいて、はじめて、占領の三段階移行モデルが提示されたのである。⁽⁸⁾三段階移行モデルとは、次のようなものであった。

第一段階Ⅱドイツの最終的敗北前か、降伏後のカオス的狀態のもとでの占領の完全な「軍事的段階」。

第二段階Ⅱ軍事司令部の権限を管理委員会に委譲する「移行的中間段階」(戦闘の終結と連合国委員会による管理、米英連合軍による西側占領地区(ゾーン)の中央管理)。

第三段階Ⅱ恒常的な占領形態をとる「最終段階」。

COSSACの存続中、民政担当者が直面した最大の争点は、イタリアに導入されたAMGOT型軍政システムの評価、ならびに、それを北西ヨーロッパに導入することの是非についてであった。

AMGOTとは、軍政長官が軍事最高司令官に従属し、かつ、実戦部隊の指揮系統から独立した地域別・各国別の「占領地区連合軍政府」を米英が合同で組織し、解放地・占領地を管理する軍政システムのことであった。このシステムによれば、同じ戦域に二つの独立した司令系統が存在するような外観を呈し、とりわけ、軍政府が人的・物的基盤を十分に準備しえない占領の初期的段階では、自らを支えきれない恐れがあった。しかし、戦況の変化に応じて絶

えず移動する戦略司令部とは別個に、解放・占領した地域を旧来の行政区分に即して組織するAMGOTシステムは、既存の地理的な行政機構を基礎にして積極的に軍政活動を展開し、速やかに中央政府を樹立することが可能であった。COSSACの「ランキン」計画は、民事に関しては最初から戦闘指揮官に最高権限を与えており、その意味でAMGOTシステムを否定しているかのように見える。しかし、COSSACの民政担当者のなかには、米英を問わず、AMGOTの支持者が多数存在し、論争に決着をつけることはできなかった。⁽⁹⁾

米英連合軍が一九四三年七月一〇日にシシリア島に上陸し、同年九月四日にイタリアが無条件降伏したあと、大陸上陸とドイツ進攻作戦が重点課題となった。この作戦の最高司令官はアメリカ人であるべきであるという、一九四三年八月の第一次ケベック米英首脳会議の合意にもとづき、同年十二月、アイゼンハワー将軍が司令官に任命され、翌年一月一日にロンドンに到着し、米英連合軍最高司令部 (Supreme Headquarters Allied Expeditionary Force || SHAEF) を編成した。それとともにCOSSACは任務を終え、要員はSHAEFに移行するのである。⁽¹⁰⁾

2 SHAEF/G-5とドイツ班(GCU)

ドイツの占領形態については、すでに前年八月のケベック米英首脳会議で分割の方向が決まっていた。⁽¹¹⁾しかし、占領計画と管理機構については、依然として不明確なままであった。連合国共通のドイツ政策については、同年一〇月のモスクワ米英ソ三カ国外相会議と同年十一月のテヘラン三カ国首脳会議の議により、ヨーロッパ諮問委員会 (European Advisory Commission || EAC) を設置して検討することになり、一九四四年一月、ロンドンで第一回会議が開催された。⁽¹²⁾ドイツ政策をめぐる米英ソ三カ国の論議がそのように推移するなか、SHAEFは、一九四四年一月、年内にフランス上陸・ドイツ進攻作戦(いわゆる「オーバーロード」作戦)を敢行し、無条件降伏をかちとるこ

とを任務として創設されたのである。

一九四四年二月一五日、SHAEFは解放・占領地における民政計画の立案と執行能力を強化するため、参謀本部内にG-5 (General Staff/G-5) を組織した。⁽¹³⁾ 「G」という標記は、G-1が人事部門 (personnel section) 、G-2が軍事諜報部門 (intelligence section) 、G-3が作戦部門 (operations section) 、G-4が補給部門 (supply section) というように、アメリカ陸軍では、参謀組織の構成単位を示すものとして使用されていた。したがって、G-5の標記を冠した「最高司令官参謀本部軍政局」(Military Government Division of the General Staff to the Supreme Commander) の設立は、軍事占領後の民事行政 (civil affairs) 、あるいは軍政 (military government) に関する計画・執行部門が、SHAEFの参謀組織のなかに明確に地位づけられたことを意味していた。

だが、G-5を有効に機能させるためには、COSSACの民政部から引き継いだAMGOTシステムの評価をめぐる論争に決着をつけねばならなかった。この問題については、軍政が実戦部隊から分離した指揮系統をもつことに疑問を抱く陸軍省民政局 (CAD) の意を体したアイゼンハワーの副官、スミス中将 (Lt. Gen. Smith, Walter B) のイニシアティブのもと、G-5内で検討され、次の方向で決着を見ることになる。すなわち、北西ヨーロッパに採用する軍政システムについては、地域的組織を排除するものではないが、戦闘指揮から分離した国別の全国的軍政司令部は設けず、国境を越えて共同で活動する補給・公衆衛生・労働・法律などの機能別組織を重視し、戦闘に従事する司令官が民事計画と軍事計画の双方を掌握して民事にも責任をもつ、というものであった。こうして、AMGOTシステムを実質的に否定したSHAEF/G-5は、同年五月一日、法務・財政・補給・公衆衛生・難民・経済の六係編成による「政策」(Policy) 部門と一計画係 (planning section) 、および、フランス・ノルウェー・オランダなど、六カ国に分れて国別の係 (country section) を構成する「作戦」(Operation) 部門に再編され、⁽¹⁴⁾ その際、後者

は、G-5の直接的な指揮系統を離れ、アメリカの要員はECADの各組織に配属されることになった。⁽¹⁵⁾

SHAEF内の占領民事計画の立案とかかわって、もう一つ特筆すべきは、ドイツ班 (German Country Unit = GCU) の存在である。実戦部隊から独立した全国的軍政司令部の設立構想は、SHAEF/G-5において否定的な扱いを受けることになったが、分割占領と連合管理が首脳レベルで合意されていたドイツについては、個別に占領計画を策定する必要があった。そこでSHAEFは、「スラッシュー〇〇」の三段階軍政モデルを支持する元COS S A C民政部長・イギリス陸軍中将ラムレイの提案を勘案し、一九四四年二月、連合機関に管理権が移行する以前の民政計画を作成する機関としてGCUを設立、そこに一〇二名の士官を配置し、G-5再編後も活動を続けさせた。⁽¹⁶⁾ アメリカ側要員のほとんどは、國務省案に近い「ソフト」なドイツ政策を構想する「軍服を着た民間人」であった。⁽¹⁷⁾

GCUの任務は、米英連合軍がドイツに進攻したあと、占領管理が連合国の合同機関に委ねられるまでの米英占領地区 (ゾーン) の管理計画、すなわち、「スラッシュー〇〇」にいう第一および第二段階の占領計画の作成にあった。しかし、そこで扱う分野は、経済・司法・行政・教育、等々と多方面にわたっており、計画の時期設定は、SHAEFの了解のもと、連合管理、つまり管理委員会の時期にまで及ぶことになった。しかし、SHAEF内におけるGCUの位置づけは必ずしも明確ではなく、四月から五月にかけての組織の再編過程において、はじめて、G-5内の作戦部門 (Operations Branch) としての地位づけを得たのである。⁽¹⁸⁾

イギリス陸軍省は、GCUに要員を派遣することを承認したものの、ドイツとの戦闘終了後、SHAEFから分離した連合国管理機関を速やかに設置することを主張し、あわせて、ワシントンから指示を受けて行動するSHAEF内の計画立案組織をそれほど必要とは考えず、したがって、十分な人員を派遣しなかった。さらに、晩春、ソ連がドイツ管理に加わったため、米英だけで合同政策を追求することが困難になった。同年五月、GCU内の両国メンバー

は分離する方向にむかうのである。⁽¹⁹⁾

3 GCU教育・宗教係の活動

SHAEF/G-5が創設・再編されたとき、参謀本部内に解放・占領地域の教育計画を立案・執行する独立の部署は存在しなかった。しかし、ドイツ占領計画の立案を任務とするGCUのなかには、最初から教育・宗教係 (Education and Religious Affairs Section) が組織され、イギリス陸軍中佐ガイヤー (Lt. Col. Gayre) が係長のポストにあった。⁽²⁰⁾ アメリカ側からは、係長を補佐する主任官としてテイラー大尉 (Capt. Taylor, John D.) が加わり、さらに、教育担当士官六名、宗教問題担当士官一名を派遣していた。⁽²¹⁾ テイラーは、開戦前、コロンビア大学教育学部 (Teachers College, Columbia University) においてヨーロッパの教育問題を学び、一九四二年五月、バージニア大学付設・陸軍軍政学校 (School of Military Government ≡ SMG) を修了したあと、民政担当官として地中海作戦に従軍し、その後、北西ヨーロッパ戦線に配属された人物である。彼は、「進歩的教育」に共感を示していた。⁽²²⁾ けれども、陸軍省民政局やヨーロッパ戦域の民政計画担当者との協力が十分でなく、教育関係要員の不足もあり、当初、SHAEF/G-5、およびGCU内において、教育問題はそれほど重視されていなかった。立案作業の基礎をなしたのは、イギリス外務省の編集した『対ドイツ基本ハンドブック』(Basic Handbook for Germany) であつたといわれている。アメリカ側メンバーは、他の分野と同様、本国から政策に関する基本的指令やガイダンスを受けることなく、「アメリカのドイツ政策はワイマール共和国のようなものの再建を含むであろう」という認識を前提に、占領教育政策・計画の立案に従事したのである。⁽²³⁾ そこにおいて、ドイツの学校制度が検討され、したがて、学校の再開が、重要な課題として意識されることになった。⁽²⁴⁾

GCU教育・宗教係は、組織または個人の資格をもって、次のような注目すべき活動を行なっている。

第一は、『軍政ハンドブック』のなかの教育関係項目の執筆と、教育・宗教担当士官のための『専門マニュアル』(Technical Manual)の作成である。

第二は、イギリス外務省がリーダーシップをとって組織した、占領後の教育計画を立案する作業委員会への参加である。この委員会には、イギリス教育委員会(British Board of Education)、イギリス外務省、アメリカ大使館の代表者とともに、GCUを代表してガイヤーとテイラーが出席し、ドイツ占領に際して必要とされる教科書の作成や教員数の確保について検討した⁽²⁵⁾。

第三は、駐英アメリカ大使ワイナント(Winant, John G.)の組織する「ヨーロッパ諮問委員会合衆国メンバーのための調査委員会」(Advisory Committee to the U. S. Member of the European Advisory Commission)への協力である。ワイナント大使は、EACの設立後、ソ連大使、イギリス外務省代表を交えて連合国共通のドイツ政策を検討しようとしたが、数カ月たっても、ワシントンから何の指令も伝達されなかった。そこで彼は、一九四四年四月、調査委員会を組織して必要な指令案を検討させ、同年九月、合衆国(連合王国)(ソ連邦)司令官へのEAC指令案「ドイツにおける教育施設の管理」(EAC, Draft Directive to the US (UK) (USSR) Commander-in-Chief, "Control of Educational Institutions in Germany")を含む一連の指令案をワシントンに送付し、国務省およびJCSの承認を求めようとしたのである⁽²⁶⁾。立案作業にはEACアメリカ顧問団やGCUのメンバー、種々の利益団体が参加し、教育の分野では、ロンドンで開催された連合国教育関係会議に出席したアメリカ政府教育再建顧問(Be-rater der amerikanischen Regierung für Educational Reconstruction)のスタンフォード大学教育学部長ケファバー博士(Dr. Grayson F. Kefauver)が、テイラーを支援した。それらの作業は、戦後ドイツ処理構想をめぐる陸

軍省と國務省、財務省の抗争やEAC内での連合国の不調和に直面し、所期の成果をあげえなかった。しかし、その内容は、アメリカの最初の戦後ドイツ基本政策となる「JCS一〇六七」や、SHAEF教育関係指令に取り入れられ、連合国の教育政策・計画の立案に少なからぬインパクトを与えたのである。⁽²⁷⁾

GCUを構成した米英両グループは、一九四四年八月に分離し、その後、両国はそれぞれ、自国の占領地区および管理委員会の政策・計画の立案と民政要員の養成に力点を移していった。GCU内のアメリカ側要員は、八月一七日、計画参謀や訓練幹部となってECAD司令部や各隊に分属し、あるいは、管理委員会の政策立案に従事するアメリカ・グループ(U. S. Group Control Council ≡ USGCC)の要員となり、ドイツ占領政策・計画の立案に関与していくのである。⁽²⁸⁾

なお、アメリカに亡命したドイツ人の対ドイツ政策への影響については、ノイマン(Neumann, Franz)、マルクーゼ(Marcuse, Herbert)、シュパイヤー(Speler, Hans)、キルヒハイマー(Kirchheimer, Otto)などがドイツ社会の批判的分析に貢献し、戦略局(OSS)のドイツ認識に大きな影響を与えた。⁽²⁹⁾一九四四年末から四五年初頭にかけて、フュイヒトワグナー(Feuchtwagner, Lion)、フランケ(Franke, Brnne)、トマス・マン(Mann, Thomas)ら著名な五名のドイツ人著述家が再教育について様々な論陣を張り、世論を喚起した。しかし、確定的な評価は困難だが、総じて、政策過程への彼らの影響力は微弱であり、間接的なものとどまったといわれている。⁽³⁰⁾一九四〇年代初頭にロンドンに組織された「ドイツ教育再建」グループ(German Educational Reconstruction)の場合も、「現実的な役割」を果たさず、敗戦後、彼らの活動はイギリスの再教育政策に統合されていくのである。⁽³¹⁾

(一) Ziemke, Earl F.: Ibid., P. 25. Latour, Conrad F./Vogelsang, Thiro.: Ibid., S. 31.

- (2) Ziemke, Earl F.: Ibid., P. 30. Latour, Conrad F./Vogelsang, Thiro: Ibid., S. 32.
- (3) Ziemke, Earl F.: Ibid., P. 30.
- (4) Ziemke, Earl F.: Ibid., P. 27, P. 100.
- (5) Ziemke, Earl F.: Ibid., P. 28.
- (6) Ziemke, Earl F.: Ibid., P. 43.
- (7) Ziemke, Earl F.: Ibid., P. 30.
- (8) Ziemke, Earl F.: Ibid., P. 57-58.
- (9) Cf. Latour, Conrad F./Vogelsang, Thiro: Ibid., S. 32.
- (10) Ziemke, Earl F.: Ibid., P. 42.
- (11) Ziemke, Earl F.: Ibid., P. 115.
- (12) ヘルムート・シローネの「前掲書」五五頁。
- (13) Ziemke, Earl F.: Ibid., P. 45.
- (14) Ziemke, Earl F.: Ibid., P. 51.
- (15) Latour, Conrad F./Vogelsang, Thiro: Ibid., S. 34.
- (16) Ziemke, Earl F.: Ibid., P. 81.
- (17) Peterson, Edward N.: Ibid., P. 81, P. 85.
- (18) Ziemke, Earl F.: Ibid., P. 50, P. 82.
- (19) Ziemke, Earl F.: Ibid., P. 83.
- (20) OMGUS, ECR: Historical Report, ECR, Winter 1941-Spring 1946, P. 4. In: OMGUS, ECR, 5/307-1/16.
- (21) Ibid.
- (22) Cf. Zink, Harald: Ibid., P. 196. Thron, Hans-Joachim: Schulreform im besiegten Deutschland. Die Bildungspolitik

der amerikanischen Militärregierung nach dem Zweiten Weltkrieg. München 1972, S. 37, S. 135. テイラーに「Thron, Hans-Joachim, Ibid., S. 3」を参照。

(23) Bungenstab, Karl-Ernst: Ibid., S. 38. なお、同じ時期、陸軍省CAD部長は戦中および降伏後の対ドイツ占領政策を策定した「旨を國務省に照会、それを受けた國務省は、部局間委員会を介して「ドイツ・学校に関する降伏前および降伏後の政策」(Inter-Divisional Committee on Germany, Germany: Pre-and Post-Surrender Policy with Respect to Schools, May 12, 1944)を提出している。同文書は、戦争および超国家主義に対するドイツ人の態度の根本的改造に関心を示し、「ドイツの学校において、民主的原則と実践を促進することを求めるとともに、連合国は最初からドイツの軍事的・心理的非武装化の必要性を明確にせねばならないとしていた。加えて、ドイツ人の態度や行動様式は学校だけで変えることはできず、また、教育の効果的な改革は、最終的にはドイツ人自身の課題であるとの認識を示していた。Cf. Fussel, Karl-Heinz: Ibid., S. 85. 國務省部局間ドイツン委員会のそのような認識が、CADを介してDCUに反映したかどうかわかり不明である。しかし、本国および現地機関は、非軍事化や非ナチ化などの否定的措置だけでなく、再教育を含む建設的な計画と、ドイツ人自身による主体的改革をも展望しようとしていた。

(24) Bungenstab, Karl-Ernst: Ibid., S. 38. Thron, Hans-Joachim: Ibid., S. 4.

(25) OMGUS, ECR: Historical Report, ECR, Winter 1941-Spring 1946, P. 7. In: Ibid.

(26) OMGUS, ECR: Historical Report, ECR, Winter 1941-Spring 1946, P. 7. In: Ibid. Cf. Bungenstab, Karl-Ernst: Ibid., S. 37.

(27) OMGUS, ECR: Historical Report, ECR, Winter 1941-Spring 1946, P. 7-8. In: Ibid. OMGUS: History of U.S. Military Government in Germany 8. 5. 1945-30. 6. 1946, P. 222. In: OMGUS, ECR, 5/307-1/16. Cf. Bungenstab, Karl-Ernst: Ibid., S. 38.

(28) たとえば、テイラーは、一九四四年八月に誕生した管理委員会アメリカ・グループ(USGCC)に異動し、同年一二月には、新設された教育・宗教課(Education and Religious Affairs Branch)の課長になった。USGCCは、設立を予定

されてた米英ソ(仏)共同管理機構内で、アメリカ・グループを構成するものとして創設され、やがて在ドイツ・アメリカ合衆国軍政部(OMGUS)に移行する。

(29) Füssel, Karl-Heinz: *Ibid.*, S. 26.

(30) *Ibid.*, S. 78.

(31) Pakschies, Günter, *Ibid.*, S. 130.

第二節 S H A E F 『軍政ハンドブック』と体育・スポーツに関する改革提言

1 S H A E F 『軍政ハンドブック』

S H A E F / G C U が残した重要な成果の一つに、『軍政ハンドブック』(*Handbook for Military Government in Germany*)の起草がある。G C U は、一九四四年四月から五月にかけて、この冊子の執筆に従事し、六月一日に第三次草案を起草、さらに、解散直前の八月一五日、最終的な認可と発行にむけて第四次草案を作成した。⁽¹⁾しかし、ドイツ制裁や非ナチ化をめぐる「ソフト」な記述、とりわけ、中央政府の存続や経済の復興を容認した政策提言が、当時、ロンドンに視察に訪れていた財務長官モーゲンソーによって強く批判され、彼の帰国後、高官レベルで論議が交わされることになる。ローズベルト大統領は、この時、ナチズムと軍国主義の責をドイツ人全体に負わせ、ドイツ経済の弱体化を求めるモーゲンソーの「ハード」なドイツ政策を受け入れるのである。⁽²⁾

八月二八日、大統領の命を受けた陸軍省民政部(CAD)は、S H A E F に『軍政ハンドブック』の回収を指令し、翌日、正規の上部機関である合同参謀本部(Combined Chiefs of Staff / C C S)を介して同じ命令を伝達した。命令の趣旨は、具体的な記載内容についてではなく、アメリカ陸軍省もC C Sも、ともに降伏後のドイツに関する指令

を出しておらず、したがって、SHAEFの作成する政策や計画もまた、ドイツ降伏前の事柄に限定すべきである、⁽³⁾ というものであった。

だが、SHAEFとしては、ノルマンディーに上陸したあと、米英連合軍がドイツ国境に迫っており、早急に『軍政ハンドブック』を現地部隊に送付する必要があった。SHAEF/G-5は、急遽、改訂作業を行ない、九月初旬に改訂第一版を発行し、一〇月中旬に改訂第二版、さらに連合管理機関に関するEAC協定を受け、一二月に改訂第三版を作成した。

『軍政ハンドブック』を刊行するためには、上部機関の承認が必要であった。CCSの管轄下にある合同民政委員会(CCAC、一九四三年七月、ワシントンに創設)は、その内容を精査したうえ、九月初旬、CADが起草した三つの原則を掲載することを条件に、改訂第一版の刊行を許可したのである。CADの三原則とは、第一に、ドイツ経済の再建を軍政が支援することの禁止、第二に、住民に必要な最小限を越える物資を補給することの禁止、第三に、活発なナチス、または熱烈な支持者を公職から追放することであった。⁽⁴⁾

そのような経過をへて成立した『軍政ハンドブック』改訂第一版(一九四四年九月一日)の骨子を示せば、次のようになる。⁽⁵⁾

目次

第一部

第一章 序論

第二章 軍政の作戦計画

第三章 政治および一般

第四章 ドイツにおいて軍政を設立するために公布すべき宣言、法律、布告

第二部

(略)

第三部

第一章 序論

第二章 ナチの施設と要員の排除

第三章 軍政の機構

第四章 公安

第五章 司法

第六章 財政

第七章 財産管理

第八章 公衆衛生 (Public Health)

第九章 公共福祉 (Public Welfare)

第一〇章 難民と亡命者

第十一章 食料および農業

第十二章 補給

第三章 経済および公益事業

第四章 労働

第五章 郵便・電信電話・ラジオ事業

第六章 運輸

第七章 教育と宗教問題 (Education and Religious Affairs)

第八章 記念建造物・美術品・公文書

第九章 情報および修史

第十章 軍政士官 (Military Government Officer) への指示

附属文書

A ナチスのもとでの地域および地方政府

B 宣言および補足文書

C 現在、ドイツで流通している通貨

D 連合国軍票

E 政治、経済および軍政管理地帯の比較

F 心理戦争局 (PWD) の活動に関する情報

G 軍政の現地報告 (Field Report) —— 一般的注意

H 文書一覧

I 書籍・マニユアル一覧

『軍政ハンドブック』改訂第一版の第一部は、戦闘終了後、ドイツ各地でただちに開設される軍政の活動計画と、その法的根拠を示していた。第二部は、S H A E F に代わる中央管理機関がベルリンに設置され、占領が新たな段階に移行したとき、第一部に示された指令や指示のうち、とくに修正が必要な箇所とその修正案を例示していた。⁽⁷⁾ 第三部には、占領の「如何なる段階、如何なる機関にも適用可能な」一般的な政策と分野別・機能別の政策が示されていた。⁽⁸⁾

『軍政ハンドブック』は、基本政策を示す政治的文書ではなく、占領民事行政に関する情報と活動の指針を軍政担当士官に提供するために書かれたものであり、したがって、改訂作業そのものには、それほど政治的重要性はなく、暫定的な性格を強調し、宣言・法案の表現を一部修正することによって批判を回避しえた。⁽⁹⁾ その意味では、「回収」事件は、G C U の軍政計画の根本的な修正を強いるものではなかった。⁽¹⁰⁾ とはいえ、本国政府内の政策論争と三国協議の進行を契機に、編集方針の明確化や内容の変更が行なわれたのである。

基本方針の明確化という点では、八月二八日に陸軍省民政局(C A D)の指示を受け、占領計画の枠組みを管理委員会成立以前の時期に限定したことが重要であった。内容的には、第一に、行政および社会組織の非集権化の強調、⁽¹¹⁾ 第二に、人道にかかわる場合を除き、ドイツの経済復興に対して軍政が支援することの拒否、第三に、ナチス党とすべての下部組織の解散の徹底や、「活動的ナチス」「熱烈な同伴者」の公職(O F F i c e)からの追放措置の厳格化など、より「ハード」なものに変化していったといえる。⁽¹²⁾

しかし、『軍政ハンドブック』は、戦況の急展開と配付体制の不備が重なり、現場の軍政担当士官にそれほど活用

表 2-1 「軍政の取るべき主要な教育政策」の概要（改訂第1版と第3版の比較）

項目	事項	要旨	改訂第3版の主な改正点
741A (814)	すべての教育施設の閉鎖	再開には軍司令官の承認が必要	軍司令官を最高司令官に変更
742 (815)	ナチ・イデオロギーの除去	ドイツ人自身のイニシアティブを強調	カリキュラム改正のポイントを具体的に指示
743 (816)	活動的ナチ管理職・教員の解雇・停職	要注意人物・容疑者リストをもとに実施	熱烈なナチ同伴者・軍国主義者を追加
744 (817)	要注意人物一覧表の説明	一覧表に即刻解雇される人物カテゴリーを掲載	占領開始後、すぐ警告・補償なしに免職する
745 (818) (819)	要注意人物一覧表に登録される職種	戦犯、NS関係の組織管理職・将校、学長・校長	同左
746 (820)	容疑者一覧表の説明	調査中は、任用停止または禁止とする	調査なしに罷免されず質問紙への回答を義務づけ
747 (821)	容疑者一覧表に登録される職種	視学・下級教育管理職以上・所長・学部長・党員	NSDAB, NSRL, NSRWB, RBDBの現役・退役管理職を追加
748 (822)	適格者一覧表の説明	人格・専門的立場・経験・政治的信頼性に鑑み、責任あるポストを与える	ほぼ同一
749 (823)	教育職員の解雇・停職・任用・異動	軍政士官は軍政府教育専門家に相談。合意がない場合、軍管区司令官に照会	視学官が任命。被推薦者の名簿(質問用紙付)を軍政士官に提出し、調査。活動的なナチス・熱烈なナチ同伴者・軍国主義者の採用禁止
750 (824)	校舎	軍事的必要性を除き、軍事的目的による利用不可	独教育当局に緊急修理を指令する。施設・学用品の供給を独側に要求
751 (825)	削除		学校再開の準備。再開には最高司令官の同意が必要。再開後、学校を定期検査
752 (828)	人種主義の排除	政治・人種的理由による入学・専門職試験の差別や特別学級・学校の廃止	ナチスが国家による少数民族差別を導入したことを強調

連合国の対ドイツ・スポーツ政策の形成

項目	事項	要旨	改訂第3版の主な改正点
753 (826)	ナチス教育組織と特別学校の廃止	学校および大学内の全党組織と外郭団体の廃止, 財産押収. 新教育組織の設立には教育担当士官の承認が必要	押収不動産は軍政府財産管理規則を適用. 新教育組織の設立には最高司令官の同意が必要
(827)			[新規] ナチ教育組織の地方支部の閉鎖, 基金・財産押収. 8組織名を明記.
754	削除		
755 (830)	図書館	図書館を破壊から保護することを明記	保護事項に公立図書館・大学図書館・高等教育施設の図書館の「書籍」と明記
756 (831)	青少年組織	ナチ青少年組織の廃止, 施設・基金の押収. 教育担当士官の保証のもと新組織設立. 自主的な文化・レク活動のみ許可	最高司令官の同意なしに新設・再建不可. 「宗教・文化レク活動の許可」の記述を削除
757 (829)	教育的映画	ナチ・イデオロギー, 人種主義, 軍国主義の除去 PWDの協力のもとでのみ上映可能	教科書とその他の補助教材を追加. 押収後, 代用物の使用・上映には最高司令官への通知と合意が必要
758 (832)	成人教育	ドイツ国民教育事業団廃止と独教育当局による新成人教育組織の設立奨励	成人教育の再導入には最高司令官の同意が必要
759 (833)	宗教の授業と宗派学校	宗教の授業と学校の宗派的統制の問題は適切な時期にドイツ人自身で解決	全体的問題にかかわらない限り, この問題に介入しない
760 ~768	削除		

(注 1) 「項目」欄の () は, 改訂第3版の項目番号を示す.

(注 2) 「事項」欄の削除の表記は, 項目番号だけで, 内容が記載されていないことを示す.

(注 3) 「改訂第3版の主な改正点」欄の [新規] は, 改訂第3版で新たに記載されたものであることを示す.

されることはなかった。その成果は、むしろ、GCU解散後、新たに活動を開始した計画立案組織や軍政委員の訓練機関のなかで生かされることになるのである。

2 教育の非ナチ化・非軍事化構想

『軍政ハンドブック』改訂第一版（一九四四年九月一日）は、軍政の基本方針を示した「政策および概要」（第一部第三章）のなかに、ナチズムの教育支配に対する断固とした対応策を示していた。すなわち、「望ましくない官吏の追放、人種差別の廃止、ナチ教育およびナチ青少年組織の廃止を含め、ナチズムが教育システムから完全に肅清されたと陸軍集団司令官が確信するまで、教育施設を閉鎖し、再開しない」と⁽¹³⁾。つまり、人事と組織の両面における非ナチ化と、すべての教育施設の一時閉鎖、それらが、教育の分野において即刻、軍政が取り組むべき課題であった。その点は、学校システムからナチズムを一掃することを緊急課題として提起しながらも、浮浪少年が治安の脅威になることを恐れ、地域の学校当局に対してできるだけ速やかな小学校の再開を命じ、中等学校についても同様の施策を勧告していたCAD『民政ガイド・ドイツの小学校』（一九四四年七月）とは、大きく異なっていた。⁽¹⁴⁾

『軍政ハンドブック』は、「第三部、第七章 教育と宗教問題、教育」を設け（一九四四年一二月の改訂第三版にあっては、「第三部、第一〇章 教育と宗教問題、第一節 教育」）、そのなかで、ナチ教育に関する基本認識と占領後の具体的な施策を示している。以下、改訂第一版と改訂第三版によりながら、そこに示された教育に関する現状認識と政策提言を明らかにしておこう（以下、改訂第一版を①、改訂第三版を③と略す）。

「教育」に関する内容は、二つの版とも、「ドイツ教育システムの概要」「情勢判断」「ドイツ到着時に軍政府が直面する諸問題の詳細」「目的」「主要な政策と取るべき行動」で構成されていた。

まず、『軍政ハンドブック』に示されたS H A E F、および、G C U教育・宗教係の基本的態度として特筆すべきは、ドイツの教育的伝統に対する高い評価である。いわく。「ドイツは、数世代にわたり、第一級の教育システムを保持してきた。一九三三年以降においてさえ、目的とカリキュラムの変化にもかかわらず、ドイツにおける教育的プロセスは、非常に効果的であった。」(①七二八項。③八〇〇項と同文)と。ただし、ドイツの学校制度については、「帝政のもとで、学校組織ははっきりと分離されていた。大衆のための八年間の小学校(Volkschule)のあと、中等学校(Mittelschule)か専門または職業学校(Fach- und Berufsschulen)が続き、上層階級のためには、四年間の予備教育(Vorschule)か私的教育のあと、九年間の上級学校(hohere Schule)があり、大学(Universität)または高等専門学校(technische Hochschule)に連なつた」(①七二九項。③八〇一項と同文)と、複線型システムの階級的性格を問題視していた。だが、それにもかかわらず、「ワイマール共和国は、ドイツ史上はじめて、最初の四年間、すべての子弟に義務教育を課す基礎課程(Grundschule)を導入した。さらに、小学校とギムナジウムの溝を埋める短期ギムナジウム(Aufbauschule)が創設され、才能ある大衆の子弟の高等教育、つまり専門家への道が開かれた。」(①七三〇項。③八〇二項と同文)と、ワイマール期の学校改革を肯定的に評価していた。学校制度の階級的性格に対する批判的認識と、それを打破する試みへの高い評価は、教育改革と社会改革を結合しようとしたニューディール期の進歩的教育や、経済的民主主義の実現を視野に入れた四〇年代前半のイギリスにおける学校改革論議と軌を一にするといつてよい。⁽¹⁷⁾ドイツの教育に対するそのような評価は、教育のもつ社会形成、ないし社会的再生産機能への認識にもとづくものであり、そこには、教育改革と社会改革の関連的な把握を座標軸にしなから、民主的な戦後ドイツを展望しようとする意図が存在したのである。

それでは、『軍政ハンドブック』の執筆者たちは、ナチス統治下のドイツ学校制度をどのように見ていたのである

うか。彼らは、ナチスが行なった「制度改革」を次のように特徴づけている。

第一に、ナチスによるギムナジウムと大学の修業年限の一年短縮⁽⁹⁾と、小学校の後期四年課程を意味する「義務教育後期課程」(Hauptschule)の導入(①七三二項。③八〇三項)。

第二に、「国民政治学校」(Nationalpolitische Erziehungsanstalten—Napolas またはN P E A)、ドイツ寄宿学校(Deutsche Heimschulen)、アドルフ・ヒトラー学校(Adolf Hitler Schulen)など、全寮制の中等教育機関の創設と、突撃隊(S S)や党による管理(①七三三項。③八〇四項)。

第三に、学校教育制度の中央集権化、すなわち、一九三四年の帝国およびプロイセンにおける科学・教育・国民教育省(Reichs-und Preussischen Ministerium für Wissenschaft, Erziehung und Volksbildung)の設立と、各州の教育立法権の停止・集権化、および、プロイセンの教育行政権の掌握(①七三四項。③八〇六項)。

第四に、学校経営への「指導者原理」の貫徹と市長補佐機関である学校諮問委員会(Schulbeirat)の形骸化など、教育行政における「民主的方法」の破壊(①七三五項。③八〇七項)。

以上によって明らかのように、「軍政ハンドブック」は、初等教育の拡充と高等教育の短縮、すべての教育組織の集権的・権威的編成をもって、ナチスの教育改革を特徴づけているといつてよい。

もっとも、『軍政ハンドブック』の執筆者たちは、そのような教育制度・組織が降伏の時点まで完全に機能するとは考えていなかった。一九四四年の時点で、「おそらく、大都市の多くの校舎が甚大な被害を受けている。荒廃した工業の中心地に隣接する農村部は、過密化し、多くの校舎がおそらく難民に占拠されたり、病院として使用されているであろう。教育システムの上級管理職(そのほとんどはナチスである)は、ほとんどすべて逃亡しており、そのことは、教師についても、ある程度事実であろう。理由の如何にかかわらず、人的資源の困難により、いかなる場合も

も、教員が不足するであろう。多くの教科書は、徹頭徹尾、ナチ・イデオロギーを混在させているであろう。」と、ドイツの教育システムが崩壊しつつあり、しかし、それにもかかわらず、ナチスの影響力が持続していることを予測していたのである(①七三八項。③八一〇項)。

さらに『軍政ハンドブック』は、戦時下ドイツの教育荒廃と、ナチ・イデオロギーの生命力に関する上述の予測にもとづき、「ドイツ到着時に軍政が具体的に直面する諸問題」を次のように想定していた。

「(a) 財産。とくに工業都市の校舎は爆撃により甚大な被害を受けている。たとえば、エッセンの三〇〇四〇パーセントの学校は、最初の上空襲で開校できなくなった。

(b) 職員。あらゆる種類の教員が非常に不足するであろう。たとえば、四五歳以下の男性教師の五分の四は、兵役で不在である。

(c) 書籍と教材。現在、教科書、紙、ペン、鉛筆が非常に不足している。

(d) 戦争への学童の動員。一九四〇年、ヒトラー・ユーゲントは、一〇〜一九歳のすべての青少年にA R P、消防活動、補助警察、赤十字、予備軍訓練など、戸別召集を含む広範な義務を課した。一九四二年には、一〇歳以上の小学校 (elementary school) のすべての生徒が、強制的な農作業に充当された。一九四三年以降、中等学校 (secondary school) の第七学年の少女が、昼間託児所、児童疎開キャンプ (Kinderlandverschickung) などの業務に継続的に従事するために召集された。つい最近、一五〜一八歳のギムナジウムの少年が陸軍支援隊員 (Luftwaffenhelfer) として半日業務 (half-time service) に召集された。そのことは、ギムナジウムの最後の三年間が週一八時間に削減され、教育課程が八年から六年半に短縮されたことを意味している。

(e) 教育水準の低下。一九四三年に小学校を調査したドイツ学校当局は、読書算以上のことは、ほとんど期待できないと結論づけている。兵役志願者に対し、試験なしに戦時卒業証(Kriegsabitur 戦時中等学校卒業資格)を与えたことは、中等教育の水準を維持するうえで大きな失敗であった。一九四一年、男子生徒のほぼ七〇パーセントが戦時卒業証を取得した。」(①七三九項。③八一一項)

ところで、ドイツ占領後の軍政の教育政策の主要な目的は、繰り返しになるが、「望ましくない官吏の追放、人種差別の廃止、ナチ教育およびナチ青少年組織の廃止を含め、ナチズムが教育システムから完全に肅清されたと陸軍集団司令官が確信するまで、教育施設を閉鎖し、再開しない」ことにあった。だが、掲載内容の適用範囲がドイツ降伏前という制約のためであろうか、真の意味でナチスの教育システムの根本的な打破を可能にする、建設的なプログラムについては、不問にされていた。しかも、教育システムの管理については、人的な非ナチ化措置のあと「間接的方法」によって、つまり、ドイツ人を介して行なわせようとしていた。すなわち、『軍政ハンドブック』は、教育の改革について構想を示すことなく、⁽²⁰⁾教育政策の目的に教育システムの「統制」(control)と「非ナチ化」を掲げ(①七四〇項)、その目的を実現するため、「教育担当士官は、最高司令官の政策の執行について監督し、ナチ要員を肅正し、新採用人事にたずさわる」とともに、「間接的方法により、ドイツの教育を管理する」(administrater)こととしたのであった(①七四一項)。そのために「軍政のとるべき主要な政策」として、「教育施設の閉鎖」「ナチ・イデオロギーの除去」「ドイツの教育職員の解雇、停職、再採用、異動、任用」を掲げたのである。

では、本国政府の高官レベルでのドイツ政策の「ハード」化をめぐる論議は、教育の分野にどのような影響を与えたのだろうか。批判を受けた直後に急遽出版された『軍政ハンドブック』改訂第一版と、完成版を意味する改訂第三

版とを比較してみよう。

まず、「ドイツ教育システムの概要」「情勢評価」「ドイツ到着時に軍政が直面する具体的諸問題」「目的」については、字句上の修正を除き、ほぼ同じ文言であった。しかし、「主要な政策と取るべき行動」については、よりハードな修正が加えられている(表2-1、参照)。注目すべき改訂点として、次の三点を指摘することができる。

第一は、学校再開や新教育組織の設立、教科書採択などの認可権限が、最高司令官の手に集中したことである。

第二は、校舎の修理や教科書・教具など、物質的な条件整備に対し、ドイツ当局の自助努力を強調したことである(改訂第一版では、教科書は軍政が準備することになっていた)。

第三は、非ナチ化に関する規定、および、教職者や教育行政官の任用基準を強化したことである。

戦後ドイツ処理をめぐる抗争が本国政府内で進行するなか、『軍政ハンドブック』は、以上の点でよりハードなものに変化していったといえる。

3 体育・スポーツに関する改革提言

『軍政ハンドブック』は、七項目にわたって、ナチス期の学校体育とスポーツの特徴、および占領後の改革点を記載している。それらは、学校の体育カリキュラム、青少年の校外体育活動、成人スポーツ組織の非ナチ化・非軍国主義化に関するものであった。そこで、まず、『軍政ハンドブック』の記述をもとにナチス政体下のスポーツ・学校体育・校外青少年体育の諸状況を再現し、次いで、S H A E F / G - 5、とりわけ、G C Uの構想した初期的段階での占領スポーツ政策について明らかにすることにした。

まず、状況認識について。

第一に、『軍政ハンドブック』は、学校における体育がナチス政体のもとで過度に強調されていることを指摘し、さらに、カリキュラム全体の「精神」主義化、「政治」化について、次のように述べている。

「教育におけるナチの主要な改革は、精神に対してであった。典型的なことは、彼等によってドイツ語が強調されたことである。彼等は、体育 (physical education) を非常に強調し、そして、カリキュラムの『政治化』、あるいは『ナチ化』を招来した。ユダヤ人を特別な学校に隔離し、実際に知的専門職から排除した。彼等は、各種の学校の入学基準に『政治的信頼性』(Politische Zuverlässigkeit) を導入した。彼等自身の言葉によれば、『政治的、国民社会主義的人間の創造』が目的であった。」(①第七三三項。なお、③第八〇五項では、冒頭の「教育におけるナチの主要な改革は、精神に対してであった。」は、「ナチが及ぼした教育への主要な影響は、精神に対してであった。」に修正されている。)⁽²⁾

第二に、『軍政ハンドブック』は、大学を含む学校体育全体の国家管理と、ナチス党 (NSDAP)、附属組織、外郭団体によるスポーツの積極的な組織化、および、国民社会主義帝国体育同盟 (NSRL) による成人スポーツの包括的な統制について、次の事実注目している。

「スポーツの管理 (supervision) は、帝国、党、国民社会主義帝国体育同盟 (NSRL) によって行なわれる。帝国は、一九三三年以来、長年にわたって学校と大学の体育を所管し、(SA, SS, NSRL, HJなどの) 種々の党組織が、それぞれの組織内でスポーツを管轄してきた。NSRLは、地方および地域事務所を介して、ヒトラー・ユーゲントを除く学校外の身体訓練 (physical training) とスポーツを監督している。」(①第七三六項。③第八〇

八項と同文。)

第三に、『軍政ハンドブック』は、青少年組織、とりわけ、ヒトラー・ユーゲントの身体訓練、予備軍的訓練、政治教育に関し、その実情を次のように指摘している。

「ドイツ共和国のもとで、すべての青少年組織は、事実上、自由な組織 (free association) であった。しかし、ナチスは、『すべてのドイツ青少年は、家庭および学校の外において、——国民兵役のため、そして、国民社会主義の精神のもと、——ヒトラー・ユーゲントのなかで身体的、精神的、道徳的な訓練を受ける』と規定した一九三六年一月一日の法律により、帝国青少年 (Reich Youth) を樹立した。この法律は、一〇歳から一八歳までの青少年を強制的に青少年奉任活動 (Jugenddienstpflicht) に就かせることにした一九三九年三月の布告によってさらに強化された。予期されたように、青少年プログラムは、もっぱら、身体訓練と政治教育で成り立っており、それらのなかには、青少年に対しては予備軍的訓練 (pre-military training)、『少女に対しては家政学が含まれている。帝国青少年指導本部 (Reichsjugendführung) が、その複雑な地域および地方本部組織をとおして、ヒトラー・ユーゲントの組織を管轄する。ドイツのすべての青少年は、四つの集団、すなわち、一〇歳から一四歳までの少年団 (Deutsches Jungvolk)、『一四歳から一八歳までのヒトラー・ユーゲント (Hitler Jugend)、『一〇歳から一四歳までの少女団 (Jungmädchen)、『一四歳から一七歳までのドイツ少女団 (Bund Deutscher Mädchen) のなかに組織される。』(①第七三七項。③第八〇九項と同文。)

以上によって、S H A E F / G ー 5 や G C U が、第一に、ナチスによって体育教育が過度に強調され、それがカリキュラムの「精神化」「政治化」「ナチ化」に大きなインパクトを与えたこと、第二に、学校を含む青少年と市民的組織のあらゆる分野で体育とスポーツの包括的な国家管理とナチス支配が貫徹し、また、ナチスの諸団体自体も多元的にスポーツを組織化したこと、第三に、ヒトラー・ユーゲントによる準軍事的、身体的、政治的訓練が全青少年に強力な影響力を与えたこと、に注視していたことは明らかである。⁽²²⁾

では、『軍政ハンドブック』の執筆者たちは、上述の状況把握をふまえ、何をどう変えようとしたのだろうか。彼等は、学校のカリキュラム、教育・スポーツ界、スポーツや青少年活動・組織からナチズムと軍国主義者の影響力を排除しようとし、次のように提言した。

第一は、学校における身体訓練の過度な強調を戒め、身体訓練と結びついた軍事訓練的傾向を抑制・排除することである。すなわち、

「学校のカリキュラム。

(a) ドイツの教員は、彼等の教育活動から下記のことを除去するよう指示される。

(i) 軍国主義を賛美し、科学、経済、産業の分野において、戦争または戦争への動員と準備について説くこと、または、軍事地理学について説くこと。

(ii) ナチズムの教義を宣伝し、復活し、またはナチ指導者の成果を賞揚すること。

(iii) 人種や宗教にもとづく差別政策に賛成すること。

(iv) 連合国に敵対し、連合国との関係を妨害しようとする事。

それらの規定に従わない教員は、即刻解雇され、処罰される。

(b) 身体訓練 (physical training) は拡張せず、準軍事訓練 (para-military training) と同じようにならないようにと定める。

(c) それらのことを考慮することなく、新しい教育理論や哲学的思想がドイツの教育システムに課せられることはない。」(③第八一五項。なお、①には、身体訓練の抑制に関する指摘はない)。

第二の改革提言は、人的側面から体育・スポーツ組織の非ナチ化・非軍国主義化を進めることであった。すなわち、『軍政ハンドブック』改訂第三版の第八一八項は、「要注意人物一覧表」(Black List)を作成するための指標を明らかにし、占領開始と同時に告知、または補償なしに即刻罷免すべき教育職員につき、次のようにカテゴリー化したのである。

- (a) 連合国によって戦犯に指名された人物。
- (b) 局長 (Ministerialdirektor) か、それ以上の内閣閣僚。
- (c) 国民社会主義教師同盟、国民社会主義講師同盟、国民社会主義ドイツ学生同盟の現役、または退役管理職、大学で講師長 (Dozentenführer)、または学生長 (Studentenführer) を経験した者。
- (d) 現在、地区指導者 (Ortsgruppenleiter)、または、それ以上の管理職にあるか、過去にその職に就いたことのある者。
- (e) 現在および過去において、武装SS徴募者以上のSS隊員である者。
- (f) 現在および過去において、少佐 (Strumbannführer)、またはそれ以上の地位にあるSA、NSKK、NSF

Kの士官(ただし、NSKKにあっては、中隊長以上)。

(g) 現在および過去において、HJ、BDMの指導者である者。

(h) ゲシュタポまたは保安警察のエージェントとして活動した者。

以上の規定では、教育関係組織や行政内で指導的な影響力を持つナチス関係者、スポーツを積極的に利用したSS、SA、HJの役職者が、無条件で排除されることとされていた。

『軍政ハンドブック』は、さらに第八二〇項において、直ちに罷免することはしないが、かなり重要な容疑がある
とみなし、審査期間中、公職停止ないし任用禁止の処分にする人物、すなわち、「容疑者」をリストアップするよう
指示し、第八二二項にその指標を示している(以下の引用中、「」内は、①にはなく、③に挿入されていることを
示す)。すなわち、

「容疑者一覧表は、以下のカテゴリーによって構成される。

(a) あらゆるレベルの視字官(Schulräte)と、国民社会主義政体のもとで教育管理職となった参事官(Regierungs-
rat)か、または、それ以上のレベルの教育管理職。

(b) すべての種類の学校教員のうち、青少年監督官(Jugendwarter)の職に就いたか、現に就いている者[また
は、一九三七年以降、保護観察師(Vertrauenslehrer)の職にある者]。

(c) 国民社会主義政体のもとで、現在の中等学校の校長、成人教育施設の長の職に任命された者。

(d) 国民社会主義政体のもとで、現在の職に任命された、その他あらゆる種類の学校の校長。

(e) 国民社会主義政体のもとで、現在の職に任命された、大学教授、研究所長、大学の理事(Kuratoren)。

(f) 下記の国民社会主義者の専門組織のすべての等級の現役または退役管理職。

国民社会主義ドイツ医師同盟 (NSD-Ärztebund) / 国民社会主義帝国防衛同盟 (NS-Reichswahrbund) / 国民社会主義帝国体育同盟 (NS-Reichsbund für Leibesübungen) / ドイツ公務員帝国同盟 (Reichsbund der Deutschenbeamten))

(g) NSDAP 党员。

(h) 突撃隊少佐 (Sturmabführer) (輸送部隊 || NSKK の場合、中隊長 || Staffelführer) 以下の等級の SA、NSKK、航空部隊 || NSFK の現役および退役した士官。]

(i) 公共の演説や著述で積極的・自発的に国民社会主義、軍国主義、または人種主義を宣伝した人物。]

(j) 容疑をかける積極的理由の存在する人物。]

こうして、NSRL の管理職は、「要注意人物」とはならなかったものの、「容疑者一覧表」(Gray List) に登録されることになり、容疑者として審査され、審査期間中、公職停止か任用禁止の措置がとられることになった。

さらに、『軍政ハンドブック』は、ナチ関係組織の財産の処理と新組織の設立について、次のように指示している。すなわち、「学校および大学内のすべての党組織と外郭団体は廃止され、財産は押収される。教育担当官の承認 (approval of Education Officers) なしに、如何なる新たな教育組織も設立することは許されない。」(①第七五三項。この点、すなわち、新組織の設立認可については、③第八二六項では「教育担当官の承認」ではなく、「最高司令官の同意」(consent of the Supreme Commander) が必要であると改訂され、より厳格な規定になった)。

ナチ青少年組織は、身体訓練・軍事的訓練を重視していたが、それらの組織も、解散されることになった。この点

に関し、①第七五六項は、次のように記している（一）内は、③で削除されたことを示す）。

「青少年組織。ナチ青少年組織、すなわち、小国民（Jungvolk）、ヒトラー・ユーゲント（Hitler Jugend）、少女団（Jungmadel）、ドイツ少女団（Bund Deutscher madel）は廃止され、その施設と基金は押収される。後者は、教育担当士官（Education Officers）が承認するような一般的な利用に供するため、認可された教育担当部局（educational authorities）の処理に委ねられる。新たな青少年組織を設立するためには、認可を受け（教育担当官によって保証され）ねばならない。（新組織の認可は、自発性を基礎にした宗教、文化、レクリエーション活動にのみ与えられる。）」

以上によって明らかのように、青少年組織については、『軍政ハンドブック』の改訂過程で重要な変更が加えられた（③第八三一項、参照）。つまり、新組織の認可にあたり、改訂第一版では基本的に「教育担当官」の「保証」だけでよかったものが、改訂第三版では、他の新教育組織と同様に「最高司令官の同意」が必要になり、認可手続きが厳しくなったのである。さらに、「新組織の認可は、自発性を基礎にした宗教、文化、レクリエーション活動にのみ与えられる。」という文言が削除されたことは、特定の活動分野の青少年組織に対してのみ奨励的な施策を講じるような表現は避け、より一般的な規定にしたことを示すものであろう。そのような変更は、『軍政ハンドブック』の改訂過程で、その適用時期がドイツ降伏前、ないし占領初期に限定され、建設的施策ではなく、抑制的・管理的措置を明確にすることになったことと深くかかわっているものと思われる。そのことは、SHAEF/G-5が、占領後の比較的早い段階で、自発的に組織された宗教・文化・レクリエーション活動を積極的に容認しようとする構

想をもつていたことをも示しているのである。

- (1) Ziemke, Earl F.: *Ibid.*, P. 83, P. 84. なお、『軍政ハンドブック』に示された教育提言は、ドイツの教育的伝統を肯定的に評価し、占領後の教育改革を基本的にドイツ人の手に委ねようとするもので、類似の構想をもつ國務省および安全保障作業委員会によつて歓迎され、好意的に受け取られた。 Cf. Thron, Hans-Joachim: *Ibid.*, S. 7.
- (2) Latour, Conrad f./Vogelsang, Thilo: *Ibid.*, S. 34. Ziemke, Earl F.: *Ibid.*, P. 84. 例えば、『軍政ハンドブック』は、特別な専門的能力を有するドイツ人については、ナチスであっても必要に応じて登用を容れようとしていた。 Cf. Ziemke, Earl F.: *Ibid.*, P. 90.
- (3) Ziemke, Earl F.: *Ibid.*, P. 87.
- (4) Ziemke, Earl F.: *Ibid.*, P. 88-89.
- (5) Supreme Headquarters Allied Expeditionary Force (SHAEPF), Office of the Chief of Staff: *Handbook for Military Government in Germany*. (September) 1944. In: OMGUS, Co. Hist. Br. 3/417-1 (23). なお、本稿では、OMGUSの修史課に保管されていたものを利用した。同書はタイプ印刷され、刊行年月日は記載されていないが、項目番号と内容から改訂第一版であると判断した。
- (6) *Ibid.*, P. 3.
- (7) *Ibid.*
- (8) *Ibid.*, P. 2.
- (9) Ziemke, Earl F.: *Ibid.*, P. 88. Latour, Conrad f./Vogelsang, Thilo: *Ibid.*, S. 34. 『軍政ハンドブック』の回収によつてのCUおよびSHAEF/G-5は大きな政治的打撃を受けた。しかし、教育・宗教関係への影響は間接的であった。GCUで宗教問題を担当したクナペンは、「教育と青少年問題については、正式のコメントや反応はなかった」としている。 Cf. Thron, Hans-Joachim: *Ibid.*, S. 10.

- (10) H. J. スロンによれば、「軍政ハンドブック差し戻しによるGCUやUSGCCの教育政策構想への影響は、ほとんどなかった。」Thron, Hans-Joachim: *Ibid.*, S. 12.
- (11) OMGUS, ECR: Historical Report, ECR, Winter 1941-Spring 1946, P. 12. In: OMGUS, ECR, 5/307-1/16.
- (12) *Ibid.*, P. 4.
- (13) SHAEF: Handbook for Military Government in Germany, (September) 1944, Part I, Ch. III, Par. 74.
- (14) Research and Analysis Branch, Office of Strategic Services: Civil Affairs Guide, German Elementary Schools, War Department Pamphlet No. 31-118, 22 July 1944, P. 8. 上述の『民政ガイド』と『軍政ハンドブック』を比較した場合、明らかに、次の点で大きく異なっていることに気づく。第一に、前者では、軍政は学校システムから国民社会主義を一扫するための緊急措置を即刻とるとしていたが、その際、「確実に反ナチスの信念をもつドイツ人グループを利用することを求めてよい」ことになっていた。すなわち、前者は、反ナチ組織に対して一応、警戒感を示し、審査等を要求しながらも、教育の再建に組み入れようとしていたのである。後者の場合、明らかにその点が後退している。German Elementary Schools, P. 8.
- 第二に、前者の場合、ドイツ教育の非ナチ化、とりわけ教育の再組織化に際し、自治体教育行政の再建のみならず、軍政が代表を送る地域的な「学校・青少年委員会」(Local School and Youth Council)に期待を寄せていた。*Ibid.* P. 12. German Higher Education and Adult Education under Military Government, P. 22. 教育再建にむけての組織的展望と住民参加という点でも、『軍政ハンドブック』は大きく後退している。
- (15) SHAEF: Handbook for Military Government in Germany, (September) 1944, Part III, Ch. XVII, Par. 728-759.
- (16) SHAEF, Office of the Chief of Staff: Handbook for Military Government in Germany, Prior to Defeat or Surrender, December 1944.
- (17) イギリスにしろては、Cf. Pakschies, Günter: *Ibid.*, S. 77-78. なお、ニューディール期の教育改革要求と「進歩主義教育運動」については、柳久雄「恐慌期のアメリカ教育」(世界教育史研究会編『アメリカ教育史Ⅱ』(世界教育史体系一八)、講談社、一九七六年)、六五頁、九二頁以下、参照。

- (18) 一九四四年七月に刊行された『民政ガイド・ドイツの小学校』においても、「一九三三年以前のドイツの小学校は、民主的要素と反民主的要素の混合物から成り立っていた。」と述べ、さらに『民政ガイド・軍政下のドイツ高等教育と成人教育』は、「中等・高等教育は、初等教育から社会的、構造的に分離されている。」「ドイツでは、法的にはなく財政的障壁により中等・高等教育が初等教育から伝統的に分離をれていた。」としていた。Research and Analysis Branch, Office of Strategic Services: Civil Affairs Guide, German Elementary Schools, War Department Pamphlet No. 31-118, P. 3. Research and Analysis Branch, Office of Strategic Services: Civil Affairs Guide, German Higher Education and Adult Education under Military Government, P. 1, P. 3.
- (19) この点に関し、アルフレート・ファークツは次のように述べている。「こうした青年の軍事教育を保障するために、ドイツではかつてのドイツの教養の固い基礎をなしていた高等教育九年間が一年短縮され、また平日六日間のうち一日が軍事教練に供された。このように実際に時間的短縮が行なわれたのにくわえて、生徒が教室にまで持ちこず疲労のために、勉強時間の実質的短縮が生じた。さらに残りの勉強時間もいちじるしく軍国主義化された。たとえば多くの大学のカリキュラムのなかに、軍事史、軍事地理学、軍事政策、および実験的理論的な弾道学が導入された。」(同/望田幸男(訳)『軍国主義の歴史』IV、福村出版、一九七四年、七三頁。Vagts, Alfred: A History of Militarism, Civilian and Military, London 1959.)
- (20) Cf. Thron, Hans-Joachim: *Ibid.*, S. 7.
- (21) 初等教育における教育方法とカリキュラムの非ナチ化について、一九四五年一月に発行された『教育専門マニュアル』増補版では、「ナチは教科を変更しなかった。だが、時間割を変更した。そのうち、最も重要なことは、身体訓練(physical training)のための時間を倍加したことである。この変更は、主に算数と図工を犠牲にして行なわれた(『軍政ハンドブック』三六七頁、参照)。根本的な変化は、明らかに、教員養成と教科書を介してなされた小学校の『ナチス』化であった。」と述べ、教育における非ナチ化政策を戦略的課題としてより明確に規定している(SHAFF, G-5: Education Technical Manual, Advanced Edition, 1945, I, P. 9.)
- (22) 同じ時期、OSS調査分析課は、中等学校のカリキュラムについて、「主要教科であるドイツ語(歴史、地理、文学を含

む)、体育、現代語(英語、イタリア語、フランス語)は国民社会主義者の歴史的、人種的イデオロギーと結びつけられている。同様のことが自然科学にも該当する。「党学校におけるカリキュラムは、中等学校のカリキュラムの基本的なものを含むが、軍事教科、ナチスの教化、スポーツを多大に強調する」と分析している。Research and Analysis Branch, Office of Strategic Services: Civil affairs Guide. German Higher Education and Adult Education under Military Government. War Department Pamphlet No. 31-119, P. 5, P. 6, 22 July 1944. また、「中等学校の全ての学生はヒトラー・ユースに所属している。」点に注目し、「中等学校の学生は小学校の生徒以上にナチズムを推進し、軍政府に対する重大な青少年の反抗のバックボーンを形成するゆえに、通学の強制ならびに課外活動の監督と水路づけは、最も重要であるように思われる。」と、占領後の施策を提起している。Ibid., P. 5, P. 12. さらに、中央教育行政機関である文部省(Ministry of Education)については、技術的な組織要員を除き、すべての指導的吏員を罷免し、文部省体育関係局(Departments for Physical Education, Ministry of Education)は直接、予備的訓練に携わった科により廃止するよう勧告していた。Civil affairs Guide. German Elementary Schools. War Department Pamphlet No. 31-118, P. 10.

第三節 SHAEF 法律第五号「ナチ党の解散」とナチ・スポーツ組織

1 SHAEF と非ナチ化政策

一九四三年一月のカサブランカ首脳会議以降、ナチズムと軍国主義の根絶、および、指導者・関係者の責任追及は、無条件降伏要求とともに連合国共通の目的になっていた。しかし、連合国の間には、終戦に至るまで統一的な見解が存在せず、連合国防務管理委員会(ACC)による非ナチ化法規の制定をもってはじめて、共通の指針が提起されたのである。

戦時期、アメリカの非ナチ化に関する法制化作業は、戦略局(OSS)の支援を受けつつ、SHAEF/GCUに

よって行なわれ、その後、後継組織である管理委員会アメリカ・グループ (U. S. Group Control Council, Germany = USGCC) に引き継がれた。⁽¹⁾

GCCUの成果である『軍政ハンドブック』(改訂第一版、一九四四年九月一日)は、「ナチ党の解散」に関し、SHAEFの指揮下にある陸軍集団司令官に宛て、次の指示を与えている。⁽²⁾

「第六一項 その意図は、ドイツ全土のナチ党を即刻、解散することである。

第六二項 この目的を遂行するため、陸軍集団司令官は、

- a、すべての党組織の事務所と文書を押収し、リストを作成する。
- b、行政的な便宜から存続を必要とされるものを除き、すべての党組織の活動を阻止する。
- c、党の高級役職者を逮捕し、収監する。
- d、とくに上記bに関係する事項を除き、党の財産を保管する。
- e、ナチ党と公安、犯罪、一般警察のすべての記録と計画、ナチ経済組織と産業団体 (Industrial establishments) の文書を押収し、保管する。」

上述の内容は、一九四四年四月二八日の「CCS五五一」に記載された非ナチ化に関する指示と同一であった。だが、解散の対象は、狭義の党組織に限定されなかった。『軍政ハンドブック』(改訂第一版)は、ナチズムと軍国主義が党組織や政府機構、国防軍だけでなく、軍需産業や市民団体にも深く浸透していることを指摘し、次の四つの観点から目的を貫徹するよう促していた。⁽³⁾

第一に、ナチスの軍事的・準軍事的武装力と警察機構の動員解除・禁止・管理。

第二に、典型的な国民社会主義者や極端に集権的な軍人のもとにある行政機能の、本来の姿への回復。

第三に、ナチ党とその非軍事的・政治的組織の解体。

第四に、最終的なナチズムの除去を意味する、政府および他の活動領域でのナチ黨員の排除・抑留・管理。

それらのうち、第一の課題については、軍政担当士官の協力を得て防諜部隊(CIC)が、第二、第三、第四の課題については、CICの協力を得て軍政および担当士官が所管することとされた。⁽⁴⁾

さらに、『軍政ハンドブック』(改訂第一版)は、上述の任務を遂行するため、「A表 廃止すべきナチ政治組織」⁽⁵⁾、

「B表 解散することになるが、当面、軍政および福祉担当部局(Wohlfahrtsamt)の監督下で継続される福祉活動」⁽⁶⁾、

「C表 免職または停職にすべき行政官ないし公務員」⁽⁷⁾、「D表 抑留すべきナチ警察、党、準軍事的および行政的吏員(情報提供のみ)」⁽⁸⁾を掲載し、ガイドラインを具体的に指示していた。⁽⁹⁾

そのうち、「A表 廃止すべきナチ政治組織」は、ナチ組織を、(A)NSDAPの中央事務所、(B)地域的・地方的な党管理事務所、(C)他の専門的・政治的党組織、(D)準軍事組織と警察組織にカテゴリー分けし、組織名を具体的に列挙していた。

(A)には、党本部、総統府など、二二六におよぶNSDAP中央事務所、

(B)には、大管区(Gau)から管区(Kreis)・地区(Ortsgruppen)をへて細胞・街区(Block)に至る地域的党管理事務所、

(C)には、ドイツ婦人同盟、国民社会主義教師同盟、帝国公務員同盟など、二二五におよぶ専門的、ないし、その他の政治的党組織、

(D)には、SA(突撃隊)、SS(親衛隊)など、八つの準軍事組織が記載されていた。⁽⁹⁾

「廃止すべき」とされたそれらの組織のなかには、ナチ体制下の体育・スポーツ活動に大きな影響力を行使した「身体訓練のための党加盟組織＝国民社会主義帝国体育同盟」(Party Association for Physical Training＝NS-Reichsbund für Leibesübungen)、「ドイツ労働戦線」(Deutsche Arbeitsfront)、「ヒトラー・ユーゲント」SA、SS、帝国勤労奉仕団(Reichsarbeitsdienst)などが含まれていたのである。

また、「B表 解散されることになるが、当面、軍政および福祉担当部局(Wohlfahrtsamt)の監督下で継続される福祉活動」のなかには、公共福祉中央事務所(Hauptamt für Volkswohlfahrt)、「国民社会主義福祉団(NS-Volkswohlfahrt)」、冬期救済事業団(Winterhilfswerk)などが指定されていた。

「C表 免職または停職にすべき行政官ないし公務員」には、大臣と次官、各州大臣、輸送・水力発電、公安、青少年組織の全国指導者、帝国諸機関の長、人口一〇万以上の都市の市長、帝国軍需省の高官、最高裁判所・人民裁判所・特別裁判所のメンバー、検察局長、SS高官や警察指導者、国家秘密警察の全構成員、等々、粛正の対象となる公職が具体的に列挙されていた。⁽¹⁰⁾

「D表 抑留すべきナチ警察、党、準軍事および行政職員(情報提供のみ)」は、連合軍のドイツ進攻に際し、占領地において逐次、逮捕・拘留すべきナチ役員の役職名とその概数(西側占領地区はそのうちの約半数)を次のように示していた。

「

1、国家秘密警察(GESTAPO)

全構成員

一五、〇〇〇

- | | | |
|--|------|--------|
| 2、SSの保安課報部 (SD) | 全構成員 | 一五、〇〇〇 |
| 3、警察役員 | | |
| a、警察署長・局長 | | 一〇〇 |
| b、組織警察本部 (ORPO) と保安警察 (SIPO) の指揮官 | | 六〇 |
| c、機械化救助隊 (Technische Nothilfe) | | 五〇 |
| d、重要な地位にある警察官 | | 三二〇 |
| (1) SS高官と警察指導者 | | |
| (2) ORPOの警部 | | |
| (3) SIPOとSDの警部 | | |
| 4、ナチ党役員 | | |
| a、管区最高指導者 (Kreishauptstellenleiter) にまで及ぶ、帝国 (Reich) 大管区 (Gau) 管区 (Kreis) レベルの党管理職 | | 三〇、〇〇〇 |
| b、緊急指導者 ⁽¹²⁾ およびそれ以上の役職にあるその他の党役員 | | 二七、〇〇〇 |
| c、地区指導者 (Ortsgruppenleiter) ⁽¹³⁾ | | 二七、〇〇〇 |
| 5、準軍事士官 | | |
| a、武装SS (すべての士官) | | 六、〇〇〇 |
| b、一般SS (すべての士官と名誉隊員以上の下士官) | | 八、〇〇〇 |
| c、SA (少佐 Sturmbannführer およびそれ以上の階級の士官) | | 三〇、〇〇〇 |

- d、ヒトラー・ユーゲント（少佐およびそれ以上の階級の士官） 二〇、〇〇〇
 - e、輸送部隊 NSKK（中隊長 Staffelführer およびそれ以上の階級の士官） 一〇、〇〇〇
 - f、航空部隊 NSFK（少佐およびそれ以上の階級の士官） 五、〇〇〇
 - g、勤労奉仕団 RAD（参謀士官） 二五〇
- 6、公務員
- a、帝国政府閣僚 四〇
 - b、政務次官 三〇
 - c、ラント政府 (Land Governments) 閣僚 三〇
 - d、州首長 (Provincial Presidents) と帝国知事 (Reich Governors) 三〇
 - e、その他の帝国最高機関の長（四カ年計画局の代表、監査役、部長長など） 三〇
 - f、帝国銀行、帝国社会保険局、最高行政裁判所、帝国保健官 (Reich Health Officer)、最高軍法会議や人民法廷などの長 二〇
 - g、帝国労働管理者全員 (All Reich Labor Trustees) 四〇
 - h、帝国食糧同盟 (Reich Food Estate) の管区農民指導者以上の役員 三〇〇
 - i、ドイツ占領地域における軍事および民事行政の長 三、〇〇〇
 - j、管区行政長官 (District Presidents) 四〇
 - k、郡長 (Landräte) 七〇〇
 - l、人口一〇万以上の都市の市長 (Oberbürgermeister) 九五

- m、帝国宣伝省とその地方事務所・組織の役員、および下部組織の長
 n、帝国軍需省の全高官（内閣顧問官以上）と省内各委員会の議長

三〇〇

七〇

以上のように、SHAEF/G-5は、ナチ党员、および、それと結びついた人物を社会的・政治的に影響のある位置から排除し、ナチズムを払拭しようとしたのである。「C表」に掲げられた職種に該当する者は、例外を除き、解職処分¹に付され、逮捕・拘留されることとされた。「D表」は、すでに述べたように、逮捕・拘留する準軍事および警察組織の役職と、ドイツ国内における概数を情報として提示したものであるが、そのうち、約半数がSHAEF管轄区域内に存在するものと想定されていた。占領地区の重要な民事行政は、ナチス以外の人物、ないし、たんに名目上の党员にすぎない者 (merely nominal Nazis) だけに担わせようとしたのである。

一九九四年一二月に刊行された『軍政ハンドブック』改訂第三版は、新たに、付表「不適格者 (Disqualifying) と見なされるナチ党組織および機構内の地位、ならびに党との関係」を掲載し、自動的に公職停止処分にする人物を特定した。その内容は、次のようであった。²

- 「
 1、NSDAP ≡ 国民社会主義ドイツ労働者党 — 一九三三年以前からの党员。
 2、NSDAP ≡ 国民社会主義ドイツ労働者党 — 上述の「D表」および下記に掲げる役職者、ならびに大都市の地区指導者 (Ortsgruppenleiter) と党顧問 (Beauftragter der NSDAP)。
 3、SS ≡ 親衛隊 — 伍長 (Unterscharführer) か、それ以上の階級の者、または一九三三年以前からSSの隊員であった者。」

- 4、S A 突撃隊一団長 (Scharführer) か、それ以上の階級の者、または一九三三年以前から S A の隊員であつた者。
- 5、ヒトラー・ユーゲンター分団長 (Bannführer) かそれ以上の階級の者。
- 6、国民社会主義講師同盟一この組織の役員。
- 7、国民社会主義学生同盟一この組織の役員。
- 8、国民社会主義婦人同盟一この組織の役員。
- 9、国民社会主義輸送部隊 (NSKK) 一この組織の士官クラスかそれ以上の者。
- 10、国民社会主義航空部隊 (NSFK) 一この組織の士官クラスかそれ以上の者。
- 11、R A D 一帝国勤労奉仕団一勤労指導者 (Arbeitsführer) かそれ以上の階級の者。
- 12、「荣誉の刀」(Ehrendolch)、「荣誉賞」(Ehrensold)、「血の階級」(Blutorden) などの表彰をナチスから受けた実業家。
- 13、帝国と大管区の経済会議所 (Wirtschaftskammer) 一全国集団 (Reichsgruppe) や経済集団 (Wirtschaftsgruppe) 一 帝国輸送集団 (Reichsverkehrsgruppe) など、準政府組織の長。
- 14、次に掲げる NSD A P の「外郭組織」(Affiliated Organizations) 一 すなわち、国民社会主義ドイツ医師同盟 (NSD-Ärztebund) 一 ドイツ技術国民社会主義同盟 (NS-Bund Deutscher Technik) 一 国民社会主義教師同盟 (NS-Lehrerbund) 一 ドイツ公務員帝国同盟 (Reichsbund der Deutschen Beamten) 一 国民社会主義帝国国防衛同盟 (NS-Reichswahrbund) 一 ドイツ労働戦線 (Deutsche Arbeitsfront) 一 国民社会主義戦争犠牲者扶助団 (NS-Kriegsopferversorgung) 一 国民社会主義国民福祉団 (NS Volkswohlfahrt) の役員。

15、次に掲げるNSDAPの「監督組織」(Supervised Organizations)、『すなわち、国外のドイツ国籍同盟(Volkbund für das Deutschtum im Ausland)、『帝國植民同盟(Reichskolonialbund)、『ドイツ看護婦国民社会主義帝國同盟(NS-Reichsbund Deutscher Schwestern)、『ドイツ婦人事業団(Deutsches Frauenwerk)、『ドイツ学生国民社会主義回廊団(NS-Altherrenbund der Deutschen Studenten)、『ドイツ家族帝國同盟(Reichsbund Deutsche Familie)、『国民社会主義帝國体育同盟(NS-Reichsbund für Leibestübungen)の役員。』

以上によって、SHAEF/G-5は、ナチの「外郭組織」と「監督組織」に対し、人的側面からも、より厳密な非ナチ化を行なうことにしたのである。

2 SHAEF法律第五号とナチ・スポーツ組織の解散

先に述べた非ナチ化・非軍国主義化に関する『軍政ハンドブック』のガイドラインは、ドイツに進攻した部隊が、陸軍軍団司令官の指揮のもと、占領後、ただちに実施すべきものとして示されたものであった。それらの施策のうちとくに「ナチ党の解散」については、SHAEFによる法律の形式をもって次のように定め、連合国軍関係者だけでなく、軍政府の法律として、全ドイツ住民に周知徹底させようとした。⁽¹⁵⁾

「在ドイツ軍政府・占領地区最高司令官 法律第五号」ナチ党の解散」

ナチ党が作り上げた無法、恐怖、非人道的な政体を占領地内で終息させるために、次のことを命ずる。

一、 占領地において十分な作戦を展開するため、国民社会主義ドイツ労働者党と下記に掲げる事務所、組織、施設を解散し、かつ、非合法であることを宣告し、第五項に掲載する事項を除き、すべての党活動、ならびに、下記に掲げる事務所、組織、施設のすべての活動を禁止する。

- 1、 党本部 (Partei-Kanzlei)
- 2、 NSDAP 総統府 (Kanzlei des Führers der NSDAP)
- 3、 NSDAP 国外組織 (Auslands-Organisation der NSDAP)
- 4、 国外のドイツ国粋同盟 (Volksbund für das Deutschtum im Ausland)
- 5、 東方ドイツ人中央局 (Volksdeutsche Mittelstelle)
- 6、 国民社会主義的著作物を保護するため、党審査委員会 (Parteiamtliche Prüfungskommission zum Schutze des NS-Schrifttums)
- 7、 NSDAP 帝国組織部長 (Der Reichsorganisationsleiter der NSDAP)
- 8、 NSDAP 帝国財政部長 (Reichsschatzmeister der NSDAP)
- 9、 NSDAP 精神・世界観教育を調査するため、総統顧問 (Der Beauftragte des Führers für die Überwachung der gesamten geistigen und weltanschaulichen Schulung und Erziehung der NSDAP)
- 10、 NSDAP 帝国宣伝部長 (Der Reichspropagandaleiter der NSDAP)
- 11、 NSDAP 帝国新聞・中央刊報部長 (Reichsleiter für die Presse und Zentralverlag der NSDAP (Eher Verlag))
- 12、 NSDAP 帝国報章部長 (Reichspressechef der NSDAP)

- 13、 帝國農民本部 (Reichsamt für das Landvolk)
- 14、 國民健康本部 (Hauptamt für Volksgesundheit)
- 15、 教職員本部 (Hauptamt für Erzieher)
- 16、 自治体政策本部 (Hauptamt für Kommunalpolitik)
- 17、 公務員本部 (Hauptamt für Beamte)
- 18、 全民族問題に關するNSDAP顧問 (Beauftragter der NSDAP für alle Volkstumsfragen)
- 19、 NSDAP人種政策局 (Rassenpolitisches Amt der NSDAP)
- 20、 種族研究局 (Amt für Sippenforschung)
- 21、 NSDAP植民政策局 (Kolonialpolitisches Amt der NSDAP)
- 22、 NSDAP外交政策局 (Aussenpolitisches Amt der NSDAP)
- 23、 NSDAP國會議員団 (Reichstagsfraktion der NSDAP)
- 24、 帝國婦人指導部 (Reichsfrauenführung)
- 25、 國民社會主義ツイン醫師問題 (NSD-Ärztebund)
- 26、 技術本部 (Hauptamt für Technik)
- 27、 ドイツ技術國民社會主義問題 (NS-Bund Deutscher Technik)
- 28、 國民社會主義教師問題 (NS-Lehrerbund)
- 29、 ドイツ公務員帝國問題 (Reichsbund der Deutschen Beamten)
- 30、 帝國植民問題 (Reichskolonialbund)

- 31、 国民社会主義婦人団 (NS-Frauenschaft)
- 32、 ドイツ看護婦ナチス帝国同盟 (NS-Reichsbund Deutscher Schwestern)
- 33、 ドイツ婦人事業団 (Deutsches Frauenwerk)
- 34、 帝国学生指導部 (Die Reichsstudentenführung)
- 35、 国民社会主義ドイツ学生同盟 (NSD-Studentenbund)
- 36、 ドイツ学生団 (Deutsche Studentenschaft)
- 37、 国民社会主義ドイツ講師同盟 (NSD-Dozentenbund)
- 38、 国民社会主義帝国防衛同盟 (NS-Reichswahrerbund)
- 39、 ドイツ学生国民社会主義同盟 (NS-Altherrenbund der Deutschen Studenten)
- 40、 ドイツ家族帝国同盟 (Reichsbund Deutsche Familie)
- 41、 ドイツ労働戦線 (Deutsche Arbeitsfront)
- 42、 国民社会主義帝国体育同盟 (NS-Reichsbund für Leibesübungen)
- 43、 帝国戦士同盟 (Reichskriegerbund)
- 44、 帝国文化会議 (Reichskulturkammer)
- 45、 ドイツ自治体会議 (Deutscher Gemeindetag)
- 46、 国家秘密警察 (Geheime Staatspolizei)
- 47、 ドイツ獵師団 (Deutsche Jägerschaft)
- 48、 人口・人種政策顧問団 (Sachverständigenbeirat für Bevölkerungs- und Rassenpolitik)

- 49、ドイツ血統保護帝国委員会 (Reichsausschuss zum Schutze des Deutschen Blutes)
- 50、ドイツ国民冬期救済事業団 (Winterhilfswerk des Deutschen Volkes)
- 51、戦争犠牲者本部 (Hauptamt für Kriegsofoper)
- 52、国民社会主義戦争犠牲者扶助団 (NS-Kriegsofoperversorgung)

二、下記に掲げる準軍事組織、すべての事務所、養成および訓練施設、関係するすべての兵站部を、適宜、解散する。隊員と機材に関する命令は、連合国管理機関 (Allied Military authorities) が発する。命令を受けるまで、すべての役員ならびに要員を、組織内のそれぞれの役職に留めておく。新たに補充することは許されない。

- 1、SA (Sturmabteilungen = 突撃隊)。SA防衛隊 (SA-Wehrmannschaften) を含む。
- 2、SS (Schutzstaffeln = 親衛隊)。部装の SS (Sicherheitsdienst = 保安諜報部)、および、警察とのを指揮するすべての事務所を含む。
- 3、NSKK (NS-Kraftfahr-Korps = NS輸送部隊)
- 4、NSFK (NS-Flieger-Korps = NS航空部隊)
- 5、HJ (Hitler Jugend = ヒトラー・ユースト) とその付属組織
- 6、RAD (Reichsarbeitsdienst = 帝国勤労奉仕団)
- 7、OT (Organisation Todt = トット機関)
- 8、TN (Technische Nothilfe = 機械化救急隊)

三、占領地内にある国民社会主義国民福祉団 (NS-Volkswohlfahrt) のすべての事務所を閉鎖する。その福祉活動は、軍政府の指示に従い、市長が実施する。

四、軍政かその士官、または、その構成員によって解散または停止された組織のすべての活動を禁止する。いかなる形態であれ、そのような活動を継続、ないし更新しようとする行為は許されない。

五、この法律で述べた組織のすべての資金、財産、機材、口座、文書を完全に保管し、軍政の要求にしたがって引き渡し、または移送する。引き渡しや移送の際、すべての財産目録と文書は審査される。士官およびその他の関係者は、指示があるまでその役職に留まり、軍政に対して責任を負いつつ、すべての資金、財産、機材、口座、記録を完全に保管するためのあらゆる手続きを踏み、かつ、財産の凍結と管理に関する軍政の命令に従う。

六、この法律の規定に背く者は、軍政法廷の判決に従い、法的に処罰される。

七、この法律は、最初に布告した日から効力を発する。

軍政府の命による。

この法律第五号は、S H A E F の戦闘部隊がドイツに進攻し、占領を開始すると同時に各地で布告・施行するものとして策定された。アメリカ軍政は、ドイツの降伏によって戦闘が終了し、戦闘指導機関である S H A E F が解散し

たあとも、この法律を自国の占領地区全域に適用した。さらに一九四五年一月三〇日には、ドイツ管理委員会（A C C）が同法を基礎にしてA C C法律第二号を制定し、ドイツ全土にむけて合計六二のナチス党関係組織・準軍事組織の解散を命じたのである。⁽¹⁶⁾ただし、管理委員会（A C C）の定めた法令の解釈権は、各国占領地区の最高司令官に委ねられており、施行過程で大きな差異が生じることになる。とはいえ、A C C法律第二号をもって、はじめて、N S R LやS A、ヒトラー・ユーゲント、D A F、R A Dなど、ナチスによるスポーツ統制と軍事的利用に貢献したすべての組織が、全ドイツ的な規模でその存在と活動を否定され、存立の法的根拠を失なうのである。

- (1) Latour, Conrad F./Vogelsang, Thilo : Ibid., S. 133.
- (2) SHAEF, Office of Chief of Staff : Handbook for Military Government in Germany, (September) 1944, Part I, Ch. III, Par. 61, Par. 62.
- (3) SHAEF : Handbook for Military Government in Germany, (September) 1944, Par. 129.
- (4) Ibid., Par. 130.
- (5) Table "A" Nazi Political Organizations to be Abolished. In : Ibid.
- (6) Table "B" Nazi Organizations which will be dissolved but whose Welfare Activities will be continued temporarily under the Supervision of Military Government and of the Wohlfartamt. In : Ibid.
- (7) Table "C" Political Officers and Civil Servants who should be Dismissed or Suspended. (The holders of the offices marked with asterisks will be suspended.). In : Ibid.
- (8) Table "D" Nazi Party, Police, Para-military and Governmental Officers to be Interned. In : Ibid.
- (9) 4277' SHAEF : Handbook for Military Government in Germany, Prior to Defeat or Surrender, December 1944

(改訂第三版)では、「B表 解散することとなるが、当面、軍政および福祉担当部門 (Wohlfahrtsamt) の監督下で継続される福祉活動」が削除されている。それにとまなない、「C表 免職または停職にすぎない公務員」をB表、「D表 抑留すべしナチ警察、党、準軍事および行政職員 (情報提供のみ)」がC表に繰上げられ、新たに「D表 不適格者と見なされるナチ党組織および機構内の地位、ならびに党との関係」(Table "D" Positions in Nazi Party Organizations and Formations and Relations to the Party which are to be regarded as Disqualifying if held at any time) 、「E表 要職者が解職処分となる準行政職」(Table "E" Quasi Governmental Positions from which Principal Officers should be removed) が加えられた。

(10) SHAEF: Handbook for Military Government in Germany, Prior to Defeat or Surrender, December 1944 (改訂第三版) では、(A) に戦争犠牲者本部 (Head Office for War Victims = Hauptamt für Kriegesopfer) が追加され、(B) には各政府機関内のNSDAP顧問が、(C) には冬期救済事業団 (Winterhilfswerk) が追加された。

(11) 一二月の改訂版 (改訂第三版) では、各州政府次官・閣僚と大学学長および大学に相当する教育機関の長が追加された。

(12) ナキストでは Bereichsleiter とは、地区長、Kreisleiter とは、地区指導者、Bereitschaftsleiter のことと認められる。

(13) 地区指導者 (Ortsgruppenleiter) は、改訂第三版では削除された。

(14) Table "A" of Part III. In: SHAEF, Handbook for Military Government in Germany, Prior to Defeat or Surrender, December 1944.

(15) Military Government—Germany, Supreme Commander's Area of Control, Law No. 5 Dissolution of Nazi Party. In: SHAEF, Handbook for Military Government in Germany, (September) 1944. たまたま、ナキス組織の名称としてドイツ語による表記の正確を期したため、Office of Military Government for Germany (U.S.): Military Government Gazette Germany United States Zone, Issue A, 1 June 1946, P. 18 以下に "Military Government—Germany Supreme Commander's Area of Control Law No. 5, Dissolution of Nazi Party" を参照した。Handbook の Military Government Gazette に掲載されているナキストの内容は同一であるが、たまたま、前者では国民社会主義帝国体育問題は

四二番目に、後者では四三番目に記載されるなど、ナチ組織の掲載順序が若干異なっている。組織の名称については、Handbook of NS-Reichsbund Deutscher Schwabenとあつたものが、Military Government Gazette of NS-Schwabensschaftとあつた例を除けば、他に変更は加えられていない。

(16) SHAEF 法律第五号とACC 法律第一号の相違点をあげれば、後者が国民社会主義ドイツ労働者党(NSDAP)のすべての党組織を解散する趣旨をより明確にするとともに、新たに国民社会主義国民福祉団(Nationalsozialistische Volkswohlfahrt)を解散団体として追加し、「国民性問題に関するNSDAP顧問(Beauftragter der NSDAP für alle Volkstumstragen)」を解散団体から除外したことができる。 Cf. ACC Law No. 2, Providing for the Termination and Liquidation of the Nazi Organisation (Gesetz Nr. 2, Auflösung und Liquidierung der Naziorganisationen). In: Allied Secretariat, Berlin (Ed.), Official Gazette of Control Council for Germany, No. 1, 29 Oct., 1945, pp. 19-22.

第四節 SHAEF/G-5 教育・宗教係と「敗北または降伏前のドイツにおける

軍政に関する指令」

1 SHAEF/G-5 教育・宗教係の創設
 すでに述べたように、SHAEF/G-5 が創設・再編されたとき、そこには解放・占領地の教育計画を立案・執行する独立の部署は存在しなかった。GCU のなかには、当初から教育・宗教係(Education & Religious Affairs Section II E & RA) が組織されていたが、この係は占領民事計画の立案組織に過ぎず、執行権は与えられていなかった。

占領教育政策の立案・執行の緊急性につき、それをSHAEFに自覚させる契機となったのは、米英連合軍のノルマンディー上陸以降、予想を上回る速度で進行した現地軍の進撃である。

一九四四年一〇月二二日、ルール工業地帯西端の都市、アーヘン (Aachen) が陥落した。翌日、士官三五名と下士官四八名からなるF—G二分遣隊が市内に進駐し、特別公安課 (Special Branch of Public Safety) を創設、公職者の審査・追放・任用を開始した。すぐさま、第七師団第六九〇砲兵中隊が軍政公安警察に改組され、秩序の回復にあった。⁽¹⁾ アメリカ軍は、このときはじめて、都市部の占領行政を経験するのである。

占領地の拡大は、占領行政の一環をなす教育活動の必要性を増大させた。SHAEF/G—5副参謀長マックスシェリー大將は、イギリス側と図って参謀本部に米英各一名の教育参謀を配置し、一月に教育・宗教係 (SHAEF/G—5, ERA Section) を創設、係長にイギリス陸軍中佐パーシバル (Lt. Col. Percival) 係長補佐にアメリカ陸軍大尉ゲイヤー (Capt. Geyer, G. H.) を任命した。⁽²⁾ 同月、教育・宗教係は、指令「ドイツの教育システムからあらゆる形態のナチズムと軍国主義を除去するための最高司令官の政策」(The policy of the Supreme Commander to eradicate Nazism and German Militarism in all their aspects from the German educational System) を作成するとともに、一九四四年冬から翌年にかけて、GCUの起草した『専門マニュアル』の改訂に従事し、一九四五年一月、『教育専門マニュアル (増補版)』を刊行した。⁽⁴⁾ さらに、ドイツ降伏直後の五月末、各州・県・主要都市の司令部に各二名、計四五名の教育担当士官を配置する計画を公表し、占領教育行政の拡充を期したのである。⁽⁵⁾

2 SHAEF 「敗北または降伏前のドイツにおける軍政に関する指令」と教育

SHAEF教育・宗教係が果たした最大の役割は、教育をSHAEFの占領民事計画のなかに明確に位置づけ、管理委員会が活動を開始する以前の教育の非ナチ化・非軍事化計画を立案したことであった。そのことは、SHAEF「敗北または降伏前のドイツにおける軍政に関する指令」(SHAEF: Directive for Military Government for Germa-

ny prior to Defeat or Surrender) の作成作業を見れば明白である。

一月九日、SHAEFが陸軍集団司令官に対して送付したこの文書は、米英占領軍の軍政活動に関する最初の政策的指令であった。その内容は、『軍政ハンドブック』の刊行にあたってCCADとCADが添付を義務づけた軍政活動に関する三原則と、一九四四年四月二八日の「CCS五五一」、すなわち「敗北または降伏前のドイツにおける軍政に関する指令」を要約的に示したのもであり、軍政の活動は、人道的な援助活動を除き、非軍事化や非ナチ化など、否定的・抑制的な措置に限定されていた。⁽⁶⁾米英連合軍は、ドイツに関する明確な建設的プログラムを持つことなく、ドイツ国境を越えて本格的な進攻を開始し、占領地に軍政を開設しようとしたのである。

しかも、上述の指令には、教育・宗教に関する事項が欠落していた。そこで教育・宗教係は、補足的指令として「追加文書Ⅲ、第一九節 教育と宗教問題」と「第一九節、付録A ドイツの教育職員の粛正」を作成し、同年一月二一日、第二二軍司令部と第二一軍および第六軍の司令官に送付したのである。⁽⁷⁾その内容は、次のようであった。

一九四四年一月二一日

SHAEF 「敗北または降伏前のドイツにおける軍政に関する指令」

追加文書 Ⅲ 第一九節 教育と宗教

A 教育

1、政策

ナチズムとドイツ軍国主義をドイツの教育システムのすべての局面において根絶することが、最高司令官の政策である。この目的は、最高司令官が責任をもつ時期に完全に達成できそうもない。それにもかかわらず、その政策を遂行するために、可能なことはすべてなすべきである。

2、責務

a、貴下の責任において、下記の行動をとる。

(i) 寄宿学校と孤児院を除くすべての教育施設を閉鎖し、それらの施設においても、すべての授業を禁止する。

(ii) ナチまたは軍国主義的教授と結びついたすべての学校教科書をドイツの教育当局が押収するようにする。

(iii) すべての活動的ナチス、熱烈な同伴者と軍国主義者を罷免する。

(iv) 学校再開の準備に着手する。

b、最高司令官は、貴下に緊急用の教科書を用意する責務を負う。本司令部の許可なしに他の教科書を使用することはできない。

3、管理（『軍政ハンドブック』第八二二項、第八二三項）

上述の政策を遂行し、可能な限り行政上の困難と軍政の任務の混乱を避け、現存するドイツの教育システムの管理と指揮を行なう。肅正され、または、ナチの影響から自由になった限りにおいて、ドイツの教育システムのなかで勤務する職員を管理し、指揮をとる。

4、学校再開のための準備（『軍政ハンドブック』第八二五項）

できるだけ早い時期に学校を再開するための準備をし、最初の四年間は障害者のための学校とともに初等学校を

優先する。一つ、またはそれ以上の学校の再開が実施できるようになったとき、より詳しい情報を本司令部に報告する。それが実施できるようになれば、直ちに、中等および高等教育施設を再開するための準備に着手する。

5、教育職員の解雇と任命（『軍政ハンドブック』第八二六項、第八二三項）

活発なナチスまたは軍国主義者と考えられるドイツの行政職員と教員を、本指令追加文書「A」に示すカテゴリーに従い、解雇または停職にする。ドイツの教育システムのなかで任命または復職の措置を講じていないポストは、終身的なものであると考えられる。免職または停職にならない教育職員と臨時に任命される候補者は、全員、審査される。活発なナチス、熱烈なナチ同伴者、または軍国主義者は、教員として雇用されることはない。

6、校舎（『軍政ハンドブック』第八二四項）

軍事的必要性による場合を除き、貴下は校舎や器具を使用してはならない。ドイツ当局が校舎の緊急な補修を行なうよう指揮する。

7、ナチ教育組織と特殊学校の廃止（『軍政ハンドブック』第八二六項）

貴下は、学校および大学のすべての党組織と施設を廃止する。貴下は、そのような財産の使用を承認された教育担当当局の処理に委ねてよい。アドルフ・ヒトラー学校、国家政治教育学院Napols、騎士団の城Ordensburg（ナチ指導者大学Nazi Leader's Colleges）を含め、すべての特殊なナチ学校は廃止される。最高司令官の認可なしに、如何なる学校も設立されることはない。

8、カリキュラム（『軍政ハンドブック』第八一五項）

貴下は、ドイツの教師が下記の事項を授業から除去するよう指示する。

a、軍国主義を賛美し、科学、経済または産業の分野において戦争または戦争への動員と準備について説き、ま

たは、軍事地理学について説くこと。

b、ナチズムの教義を宣伝し、復活し、または、ナチ指導者の成果を賞揚しようとする事。

c、人種や宗教にもとづく差別政策に賛成すること。

d、連合国に敵対し、関係を妨害しようとする事。

それらの規定に従わない教員は、即刻解雇され、処罰される。

9、青少年組織（『軍政ハンドブック』第八三二項）

ナチ青少年組織（少年団 Jungvolk、ヒトラー・ユーゲント Hitler Jugend、少女団 Jungmadel、ドイツ少女団 Bund Deutscher madel）は、廃止し、それらの基金と財産は押収（sequestrate）する。押収された不動産は、軍政財産管理諸規則（第三章、財政および財産管理、第三部、参照）に従い、承認された教育担当部局の処理に委ねる。最高司令官の同意なしに、如何なる青少年組織も設立、ないし再建されることはない。

10、成人教育（『軍政ハンドブック』第八三三項）

ナチス成人教育組織、ドイツ国民教育事業団 Das Deutsche Volkshilfswerk は廃止される。成人教育を再導入する提案は、最高司令官の同意が必要である。

11、宗教の授業と宗派学校（『軍政ハンドブック』第八三三項）

貴下は、ドイツの学校の宗派的統制、または、ドイツの学校における宗教教授の問題に対し、宗教の教授や学校の管理がそのような諸規則に合致するように保証する必要性がある場合、または、すべての教科、すべての学校のためになされる場合を除き、介入しない。

B、宗教

1、政策

(略)

2、宗教の自由

(略)

3、牧師および聖教者の財産の取り扱い

(略)

4、ナチ分子の排除

(略)

5、牧師の政治的活動

(略)

第一九節 追加文書 A

ドイツの教育職員の粛正

1、ドイツの教育職員の処遇は、「要注意」(Black)、「嫌疑あり」(Grey)、「潔白」(White)の三つの一般的カテゴリーをもって検討する。

2、〔軍政ハンドブック〕第八一七項）要注意人物一覧表（Black List）は、占領開始後、最も早い時期に警告または補償なしに免職にすべき人物をカテゴリーライズしたものである。

3、〔軍政ハンドブック〕第八一八項）要注意人物一覧表は、下記のカテゴリーからなる。

- (a) 連合国によって戦犯に指名された人物。
 - (b) 本省局長 Ministerialdirektor か、それ以上の役職の帝国省庁吏員。
 - (c) 現役または退役した NS 教師連盟、国民社会主義講師連盟、国民社会主義ドイツ学生同盟のすべての等級の管理職、大学で講師長 Dozentführer または学生長 Studentenfürher の職にあった者。
 - (d) 現役または退役した NS D A P の管理職で、地区指導者 Ortsgruppenleiter か、それ以上のランクの者。
 - (e) 現役または退役した S S メンバーで、武装 S S に召集された以外の者。
 - (f) 現役または退役した S A、N S K K、N S F K 将校で、少佐 Sturmbannführer（N S K K では中隊長 Staffelführer）の等級か、それ以上の者。
 - (g) H J または B D M の現役または退役した指導者。
 - (h) ゲシュタポまたは保安警察 Sicherheitsdienst の機関でかつて活動したか、現在活動している者。
- 〔軍政ハンドブック〕第八一九項）加えて、国民社会主義政体のもとで初めて学長または校長職に任命された現職の大学学長と師範学校校長は、罷免される。彼等が担う他の教育職については、嫌疑者一覧表 Gray List に登録する。

〔注〕 国家政治教育学院 Napolas、アドルフ・ヒトラー学校 Adolf Hitler Schulen、または他の禁止された施設の教員または管理者は、自動的に現在の職を失う。審査を受け、雇用適格者にならない限り、教育職に再雇用されるこ

とはない。)

4、(『軍政ハンドブック』第八二〇項) 嫌疑者一覧表は、嫌疑につき、かなり積極的な根拠のある人物として分類される者をカバーする。そのような人物は、よれ以上の調査なしに罷免されない。しかし、下記の(a)から(c)のカテゴリにある人物と、強い嫌疑をかけられた者の任命は、調査中は停止される。「嫌疑者一覧表」に記載された人物は、軍政府の調査用紙(Fragebogen)への記入を求められる。下記のカテゴリ(a)から(e)の人物の場合は、優先されることはない。

5、(『軍政ハンドブック』第八二一項) 嫌疑者一覧表は、以下のカテゴリからなる。

(a) 国民社会主義政体もとで、教育行政に従事したあらゆるレベルの視学官 *Schulräte*、参事官 *Regierungsrat*、または、それ以上のレベルにある教育行政官。

(b) すべての種類の学校教員のうち、青少年監督官 *Jugendwarter* として職に就いたか、現に就いている者、または、一九三七年以降、保護観察師 *Vertrauenslehrer* の職にある者。

(c) 国民社会主義政体もとで、現在の中等学校の校長、成人教育施設の長に任命された者。

(d) 国民社会主義政体もとで、現在の職に任命された、その他あらゆる種類の学校の長。

(e) 国民社会主義政体もとで、現在の職に任命された、大学教授、研究所長、大学の理事 (*Kuratoren*)。

(f) 下記の国民社会主義専門組織のすべての等級の現役または退役管理職。

国民社会主義ドイツ医師同盟 *NSD-Ärztebund*、国民社会主義帝国国防衛同盟 *NS-Reichswahrerbund*、国民社会主義帝国体育同盟 *NS-Reichsbund für Leibübungen*、ドイツ公務員帝国同盟 *Reichsbund der deutschen Beamten*。

(g) NSDAP 党员。

- (h) 少佐 Sturmabführer (NSKKの場合、中隊長 Staffelführer) 以下の等級の SA、輸送部隊 NSKK、航空部隊 NSFK の現役および退役した士官。
 - (i) 公共の演説や著述で積極的・自発的に国民社会主義、軍国主義、または人種主義を宣伝した人物。
 - (j) 嫌疑をかける積極的理由の存在する人物。
- 6、〔軍政ハンドブック〕第八二二項) 適格者一覧表。

(略)

以上によって明らかのように、SHAEF 教育指令は、軍政のとるべき施策として、次のことを列挙していた。

第一に、すべての教育施設の閉鎖、授業の禁止とドイツ当局によるナチまたは軍国主義的教科書の押収。

第二に、ナチおよび軍国主義者の教職からの追放。

第三に、学校再開の準備。その際、暫定使用の教科書は、陸軍集団司令部の責任で用意すべきものとされた(ただし、採用にあたっては、SHAEF の許可を得なければならなかった)。

第四に、教育行政は、ナチおよび軍国主義者を粛清したあと、ドイツ人自身が担い、それを軍政が指揮・監督することになっていた(第三項)。そのような管理システムのもと、軍政は、学校を再開するための準備、雇用を継続ないし臨時採用しようとする教職者全員に対する審査、校舎の補修、カリキュラムの非ナチ化・非軍国主義化、ナチの学校・青少年組織・成人教育組織の解体に従事することが求められたのである。

SHAEF 教育指令のベースをなしたのは、「ドイツの教育システムは、民主主義的、人道主義的諸原則と価値を

啓発し、平和と国際協定の必要性を強調するように発展させるべきである」とする、合衆国（連合王国）（ソ連邦）司令官に宛てたEAC指令案「ドイツにおける教育施設の管理」（一九四四年九月一日）（EAC, Draft Directive to the US (UK) (USSR) Commander-in-Chief, "Control of Educational Institutions in Germany", 14. Sep. 1944⁽⁸⁾）であった。しかし、SHAEF教育指令は、EAC草案より以上に、建設的な施策を抑制しており、国民社会主義と軍国主義をドイツの教育システムから排除することを重視していた。すなわち、SHAEF教育指令は、「ナチズムとドイツ軍国主義をドイツの教育システムのすべての局面において根絶することが、最高司令官の政策である。この目的は、最高司令官が責任をもつ時期に完全に達成できそうもない。それにもかかわらず、その政策を遂行するために、可能なことはすべてなすべきである。」と、暫定的な性格を自認しつつ、国民社会主義と軍国主義を教育の分野から根絶する任務を強調し、否定的・抑制的な施策を列挙したのである。建設的・奨励的な施策については、学校再開の準備に限定していた。そこに示された内容は、『軍政ハンドブック』に列挙された施策と同様であった。暫定的性格であるとはいえ、ともかく、この指令をもって、はじめて、実効性をもつ体系的な米英の教育政策が姿を現わしたのである。

このSHAEF教育指令は、一九四五年二月一〇日、教科書供給義務の履行者を最高司令官ではなく、新たに組織されるドイツ教育当局に変更するなど、ドイツ人自身の教育責任をより明確にする修正がほどこされ⁽⁹⁾、さらに同年七月七日、分割占領後のアメリカ占領地区（ゾーン）を対象にした基本政策文書「ヨーロッパ戦域アメリカ軍一般指令」(General USFET directive)のなかに組み込まれることになるのである。⁽¹⁰⁾

(一) Ziemke, Earl F.: Ibid., P. 145-146.

- (2) OMGUS, ECR : Historical Report, ECR, Winter 1941-Spring 1946. In : Ibid., P. 12.
- (3) OMGUS : History of U. S. Military Government in Germany 8. 5. 1945-30. 6. 1946. In : Ibid., P. 226.
- (4) この『専門マニュアル』は、教育の分野における軍政活動について、「戦闘期の軍政と教育担当士官が直面する問題」を中心に記述し、教育担当士官を養成するための「ガイド」として出版したものである。そこでは、立案の基礎として、「戦闘期」における学校からの国民社会主義とドイツ軍国主義を払拭する「破壊」的局面と、「戦争行為終結後」、軍政の厳密な監視のもとでドイツ人自身が「再建」する局面、すなわち、「段階が想定され、しかし、「破壊」と「再建」は「錯綜」しており、明確に区分できないものとなっていた。したがって、この『専門マニュアル』は、「中間的措置」としての位置づけを担っていたのである。そのことは、第一章の序において、「ドイツの青少年の大多数は、ナチ以外の政体を知らず。すべての少年少女が完全かつ決定的に教化されていることを忘れてはならない。さらに、まったく小さな子どもでさえも、近年、直接の軍務を遂行するために召集されている。(中略)それゆえ、占領地において、出来るだけ早い時期に、子どもたちを健全な影響のもとに置くことが重要である。一〇―一四歳の少年少女は、早急に学校に入れることが望ましい。」と述べて、ドイツの青少年の動向とかがわかって、初等教育の早期再開を重視していたことから明らかである。ただし、『軍政ハンドブック』改訂第三版と比較して、内容的に重要な変更はない。SHAFF G-5 Division : Education Technical Manual Advanced Edition, Jan. 1945. In : OMGUS, ECR, 5/301-1/2.
- (5) OMGUS, ECR : Historical Report, ECR, Winter 1941-Spring 1946. In : Ibid., P. 15. OMGUS : History of U. S. Military Government in Germany 8. 5. 1945-30. 6. 1946. Ibid., P. 223.
- (6) SHAFF 「敗北または降伏前のドイツにおける軍政に関する指令」(一九四四年一月九日)については、第一章第二節の2、をも参照。
- (7) SHAFF, Directive for Military Government for Germany prior to Defeat or Surrender, Sec. XIX of Annex III. In : OMGUS, ECR, 5/307-3/1 (Box 84).
- (8) OMGUS : History of U. S. Military Government in Germany 8. 5. 1945-30. 6. 1946. In : Ibid., P. 222.

(e) OMGUS: History of U. S. Military Government in Germany 8. 5. 1945-30. 6. 1946, Ibid., p. 230.

(9) OMGUS, ECR: Historical Report, ECR, Winter 1941-Spring 1946. In: Ibid., S. 15.

第五節 小括

ドイツ戦後処理は、ヨーロッパの再建にかかわる高度に外交的なテーマであった。しかも、教育政策の策定には長期的な視野、とりわけ、教育に固有な、内発的エネルギーにもとづく形成的機能を考慮する必要があった。実効性のある教育計画は、本来、軍事的、あるいは懲罰的な発想だけでは機能しえず、その意味において、ドイツ人自身による教育の民主的再建、ないし新建設という観点は、長期的な視野に立って政策を構想する限り、いかなる機関も、否定することはできなかったといえる。国務省やロンドンのEACCアメリカ顧問団による非懲罰的・建設的な政策提言は、教育計画のそのような性質を反映していたのである。陸軍省CADやSHAEF/GCU教育・宗教係(E&RA)もまた、関係機関・集団の見解を斟酌し、ほぼ同様の政策的枠組み、すなわち、非ナチ化・非軍事化のみならず、民主的原則にもとづく教育制度・実践の促進と、そこにおけるドイツ人自身の主体的活動を前提にしていた。そのことは、占領の三段階規定や教育の分野における「間接統治」的発想、さらには、ワイマール期の教育に対する積極的評価に示されていた。

西側連合国によるドイツ占領計画は、軍事戦略の進行とともに具体化されていった。その際、占領統治に関する優先権を陸軍省に与えたローズベルト大統領の決定(一九四三年一月)と「CCS五五二」(一九四四年四月)が、占領民事活動への国務省の関与を後退させ、陸軍省の影響力を決定づけた。ドイツ降伏前において、米英による合同計画策定の任務を担ったのは、COSSAC民政係、SHAEF/G-5、ならびに、その指揮下にあるGCUであ

った。それらの組織は、一九四四年一月から八月にかけて、「ドイツの最終的敗北前、または降伏後のカオス的狀態のもとでの占領の完全な軍事的段階」「軍事司令部の統治権を委員会に委譲する移行的中间段階」「管理委員会による恒常的な占領統治の段階」という、占領形態の三段階規定にもとづき、計画を具体化させていったのである。そのベースに、EACやCCSの合意事項、ないし三国合意にむけて起草された政策的文書が存在した。

だが、米英両政府とSHAEF/GO5は、「ドイツ降伏前」という時限的条件のもとでしか、占領計画を立案する権限を与えられなかったのである。アメリカおよび連合国は、長期的な視野に立つ政策や建設的な戦後計画を確定することなく、ドイツの敗戦に臨むことになる。ドイツの連合管理をめぐる米英間の確執やアメリカ政府内の政策論争、各省庁の権限争いが、一貫性のあるドイツ政策の策定と執行を困難にしたのであった。

占領民事活動に直接責任を負うSHAEF/GO5は、設立当初、教育を重要視していなかった。連合国部隊がドイツ国内に進攻し始めた一九四四年一月、必要に迫られて教育・宗教係(E&RA)を設置し、同年一月二二日、SHAEF「敗北または降伏前のドイツにおける軍政に関する指令」を補足するかたちで、「教育と宗教」に関する指令を発したのである。この指令は、「敗北または降伏前」という暫定的な性格をもつとはいえ、米英両国による最初の教育指令となった。同指令は、「CCS五五一」とSHAEF『軍政ハンドブック』をベースにして立案され、非軍事化と非ナチ化、すなわち、否定的・禁止的措置を主な内容にしていたが、他方では、教育再建に関するドイツ人自身の役割に着目し、教育行政における軍政府の「間接統治」をも示唆していた。その後、米英、とりわけSHAEFのアメリカ側政策立案組織は、この指令に建設的な施策を加味しつつ、戦勝後のドイツ連合管理にむけて新たな教育政策を立案していったのである。

占領民事活動の実践的なガイドとして作成されたSHAEF『軍政ハンドブック』は、一九四四年八月の回収事件を契機に急遽、改訂され、その後も、オリジナルを尊重しつつ、否定的・禁止的な内容が加えられていった。その理由として、第一に、ドイツ経済復興への軍政府の支援の禁止と非ナチ化の強化、住民の生活維持に対する必要最小限の配慮を指示したCAD三原則、第二に、同書の適用範囲が、禁止的・治安的措置を多く必要とするドイツ降伏以前つまり「戦闘期」ないし「移行期」の軍政活動に限定されたこと、第三に、ドイツの非集権化に関するEAC三カ国合意の影響、をあげることができる。SHAEF『軍政ハンドブック』は、一九四四年七月に刊行されたOSS『民政ガイド』と比較した場合、教育施設の即時閉鎖や授業の禁止、許可権限の高官への集中、非ナチ化措置の厳密化、反ナチ・グループや住民との協力の抑制など、より限定的・制限的な内容を含んでいた。

SHAEF/G-5は、「CCS五五二」の非ナチ化に関する指示事項をもとに、さらに市民団体をも視野に入れ、ナチス組織の解散と役員の公職追放、逮捕・拘禁に関する施策を一九四四年末までに確定していった。その過程で策定されたSHAEF法律第五号「ナチ党の解散」は、一九四五年一月、ACC法律第二号となって全占領地区に適用されることになる。

占領の初期段階における主要な施策は、治安の維持と非軍事化・非ナチ化であった。教育および体育・スポーツは、非ナチ化と非軍事化、ドイツの再生ないし新建設という枠組のもと、安全保障、政治、経済に続く追加的な対象として占領政策に組み込まれていくのである。

SHAEFは、ドイツの学校制度を民主的要素と非民主的要素の合成物とみなしながらも、教育的伝統、とりわけ、ワイマール期における学校制度改革の試みを肯定的に評価していた。ドイツにおける中・高等教育制度の階級的・非大衆的性格に対するGCU/E&RAの批判は、アメリカの「進歩的教育」思潮や、三〇年代の経済民主主義に基礎

をおくイギリスの学校改革論議を反映するものであったといえる。亡命ドイツ人グループの占領教育政策への関与については、グループによって差異があるとはいえ、マスコミを介して世論に与えたほどの影響力はなく、规定的な作用は及ぼさなかった。

体育とスポーツは、ナチスのもとで、教育の精神主義化・政治化に重要な役割を果たした。そのこととかわって、学校における身体訓練および教科体育の過度な強調、身体訓練と予備軍的訓練の結合、ナチス諸学校でのスポーツの重視、ヒトラー・ユーゲントによる余暇管理の手段としてのスポーツ活動と予備軍的訓練、NSRLによる成人スポーツの中央集権的管理、それらのことが、改革の対象として措置された。加えて、NSRLやヒトラー・ユーゲント、DAF、RAD、文部省体育局など、ナチスによるスポーツ統制と軍事的利用に貢献した組織の解体と財産押収、さらに、SSやヒトラー・ユーゲントの管理職・指導者の追放、NSRL管理職の公職停止と審査、等々、組織的・人的側面からの非ナチ化・非軍事化措置が企画された。それらの否定的措置に加えて、SHAEFは、軍政による許可を条件に、占領後、比較的早い段階で宗教・文化・レクリエーションなど、自発的かつ非政治的な青少年組織を容認する見解をもっていた。しかし、そのことは、必ずしも長期的な展望に立つ建設的な施策が具体的に構想されていたことを示すものではなかった。

第三章 管理委員会アメリカ・グループ（USGCC）と教育・スポーツの改革構想

第一節 「初期基本計画——ドイツ連合管理と占領（管理委員会期）」

と教育・スポーツに関する改革提言

1 USGCCの成立

イギリスは、一九四三年末、ドイツ連合管理のための管理委員会（Control Commission）の組織化に着手し、一九四四年初頭には、その一部である軍事部門を開設した。ETOUSAには、それに類する組織は存在しなかった。ただし、米英ソ三国の司令官を長とする中央組織の設立と、SHAEFが採用していた占領の段階規定、すなわち、①戦争行為を積極的に展開する軍事的段階、②降伏後の移行段階、③連合国管理の段階、という三段階の規定については、すでに一九四四年の初頭に、米英の間で合意が成立していた。ただし、各段階の移行時期や占領の形態については、依然として不明確なままであった。

たとえば、JCSは、第二段階が終了するまで、陸軍による軍事占領が基本であると主張し、イギリスは、短期間の軍事的管理のあと、速やかに通常の政府組織による恒常的な管理に移ろうとしていた。

そうしたなか、ドイツ政策の立案をめぐる米英の「親密な関係」にソ連が不信を抱き、それを憂慮した米英は、四年夏、SHAEF内の共同作業を中断し、独自に計画を立案しながら調整を図る方向へとむかうのである。⁽¹⁾

その間、EAC内のドイツ政策をめぐる論議は、進捗していなかった。

一方、ノルマンディーに上陸した米英連合軍は、予想を上回る速さでドイツ国境に接近し、降伏と占領が目前にせまっていた。けれども、米英間にはいまだ共通の基本政策が存在せず、現地軍を率いるSHAEFには、降伏後の占領計画を作成する権限が与えられていなかった。⁽²⁾

同年八月五日、JCSはアイゼンハワーの要請を受け入れ、SHAEF内にドイツ管理委員会アメリカ・グループ(U. S. Group Control Council (Germany) ≡ USGCC)を組織することを認めた。USGCCの任務は、EACの諸指令に従い、戦後のドイツ管理計画を策定することであった。八月一日、USGCCは、内規第一号をもって次に示す三部門を設置し、執行権のない計画立案組織として活動を開始したのである。⁽³⁾

武装部 (Armed Forces Division) —— 非武装化・非軍事化・連合国捕虜の保護・諜報

軍政A部門 (Military Government Division A) —— 経済

軍政B部門 (Military Government Division B) —— 政治

その間、米英によるSHAEF内の管理計画立案作業は、両国の確執やソ連との関係を考慮して中断していたが、八月中旬にイギリス参謀本部長の提唱を受け、八月三日、ドイツ管理計画の立案に従事する米英両グループの提携関係が成立し、ドイツ降伏前の段階にあっては、イギリス管理委員会グループは自国の政府に、USGCCはヨーロッパ戦域アメリカ陸軍 (European Theater of Operation, U. S. Army ≡ ETOSA) の司令官・アイゼンハワーに責任を負い、降伏後は、合同司令部が廃止されるまで、両組織とも米英連合軍の最高司令官であるアイゼンハワーのもとで活動することに決まった。⁽⁴⁾ 加えて、一月一日に議定されたドイツ管理機関に関するEAC協定が、SHAEF/USGCCにおけるドイツ占領政策の立案作業に新たなインパクトを与えた。⁽⁵⁾ この月、合同司令部に広報と情報管理を担当する諜報係 (intelligence section) を設けるとともに、一二の部局 (陸軍、海軍、空軍、運輸、政治、

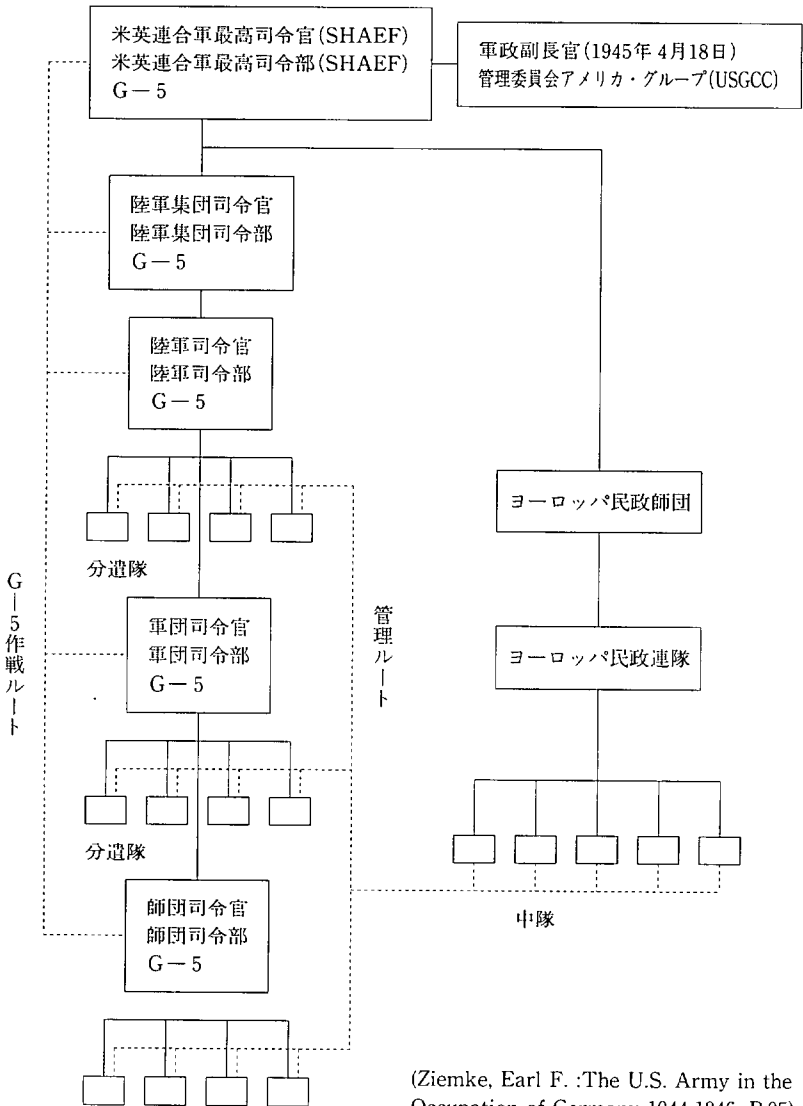
経済、財政、賠償・救済・復旧、内務・通信、法務、戦犯・難民、人的資源を編成し、一七五名の士官と一五名の民間人をもって陣容を整えたのである。⁽⁶⁾この時期のSHAEFとUSGCCの関係を示せば、図2-1のようになる。そのような事態の推移にもかかわらず、USGCCの活動には、次のような隘路が存在した。⁽⁷⁾

第一は、「JCS一〇六七」として具体化されつつあった本国のドイツ政策指令と、EAC協定との調整であった。USGCCは、ドイツ連合管理のためのアメリカ側準備機関としての性格をもち、その点では、EACの勧告に合致する計画を立案する必要があった。しかし、EACは、降伏文書とゾーン分割、管理機関に関する協定以外、基本となるドイツ政策を各国政府に勧告できず、一方、アメリカ陸軍省は、EACが占領計画に関する勧告を出す以前に、「JCS一〇六七」の改訂作業を完了し、SHAEFに送付しようとしていた。JCSは、ドイツの分権化・連邦化とドイツ中央省庁の弱体化を検討しており、その点で、国務省やイギリス政府の描くドイツ中央官庁再建構想と矛盾した。

第二の隘路は、管理委員会を三カ国連合機関として組織するにあたり、ソ連が要員派遣の見通しを具体的に示さなかったことである。

第三の隘路は、SHAEFとドイツ降伏後に設立が予定されていた管理委員会との関係である。一月一四日のEAC協定は、降伏後のドイツ管理に関する最高権限を連合機関である管理委員会に与えており、その論理的帰結として、SHAEFは管理委員会の成立とともにそこに権限を委譲せねばならなかった。しかし、SHAEF自身は、終戦後も比較的長期にわたり、ドイツの管理や非武装化、軍政の実施に責任をもつものと解釈していた。USGCCにとって、その上部組織であるSHAEFの意向を無視して占領計画を検討することは困難であった。二月末、SHAEFは、管理委員会に提出するためのアメリカの計画を立案する任務をUSGCCに与え、アメリカ占領地区にお

図 2-1 占領初期の軍事組織と軍政（流動的段階、1944年 9月—1945年 7月）



ける占領計画の立案については、SHAEF/G-5のアメリカ側要員(U. S. element)に担当させることにしたのである。⁽⁸⁾

「管理委員会期」のアメリカの連合管理政策・計画を立案することになったUSGCCは、一九四四年から四五年の越冬期、「ドイツ占領に関する初期基本計画」(Basic Preliminary Plan for the Occupation of Germany)の作成に従事し、本格的なドイツ進攻をまじかに控えた三月、EAC、およびイギリス側管理委員会メンバー(British Control Council element)との連絡要員をロンドンに残してベルサイユへ移動した。

ベルサイユ移動後、SHAEF/G-5との交渉のなかで、USGCC「初期基本計画」が管理委員会にアメリカ占領地区軍事司令官への命令権を与えていることが問題化し、三月三十一日、USGCCの権限を管理委員会内の交渉に限定することが指令され、さらに四月二十九日の指令により、第一に、USGCCは管理機関内のアメリカ側メンバー(U. S. element of the Control Authority)であること、第二に、戦域参謀(theater staff)は自国の占領地区において本国政府および管理委員会の政策を執行・解釈・監督する権限を有することが確定した。⁽⁹⁾

ドイツ降伏後、およそ六ヵ月を経過した一九四五年一〇月一日、USGCCは在ドイツ・アメリカ合衆国軍政部(Office of Military Government (U. S.)) = OMGUS)へと移行する。

2 USGCC教育・宗教課と「初期基本計画」

一九四四年一月に管理委員会アメリカ・グループ(USGCC)の組織が三部門制から一二部局制に再編され、内務・通信局(Internal Affairs & Communications Div. = IA&C)が組織されると同時に、そこに教育・宗教課(Education & Religious Affairs Branch = E&RA)が設置された。GCUの場合と同様、少人数の人員配置

と組織内での地位の低さ、政治的ガイドラインの欠如により、多くの困難に直面するが、以後、ドイツ連合管理にむけたアメリカの教育政策・計画の立案は、テイラーの指揮のもと、この組織が担うことになる。⁽¹⁰⁾以下、USGCC教育・宗教課の活動を中心に、戦後占領教育政策の立案過程を時系列的に整理しておこう。⁽¹¹⁾

一九四四年

八月 USGCCを結成し、B部門（政治部門）が教育・宗教問題を所管した。SHAEF/GCUの解散にとともに、テイラーはUSGCCに配属される。

一月～二月 ドイツ占領に関するEAC協定の締結にともない、USGCCを三部門制から一二部局制に改組し、新設の内務・通信部に教育・宗教課（I&C Div. E&RA Br.）を開設。教育・宗教課々長クナペン少佐が宗教問題を担当、課長代理テイラーが教育を担当した。

同年冬 「初期基本計画——ドイツ連合管理と占領（管理委員会期）」と「追加文書XXXV 軍事訓練の廃止および禁止」、「追加文書XXXVI 教育」、「追加文書XXXVII 宗教問題」の骨子を作成し、その他の教育関係指令や組織機構、人事配置についても検討した。

一九四五年

一月一三日 指令第七号案「ドイツの省庁と諸機関」を作成。

三月一日 教育・宗教課は陸軍省の人事担当者と相談、著名な教育者・民間人を課長に推挙することとし、テイラー課長代理をワシントンに派遣。ノース・カロライナ大学々長グレハム（Greham）と交渉するが失敗し、テイラーが課長に就任した（二月）。

三月三日 USGCC、ベルサイユへ移動。

四月一日 USGCC、「初期基本計画——ドイツ連合管理と占領(管理委員会期)」「追加文書 教育」第二次改訂を作成。

四月二六日 JCSは、SHAEFに「JCS一〇六七/六」(六月一日、「JCS一〇六七/八」)をもってドイツに関する一般政策を示し、そのなかで、ナチスを排除したあと、速やかに小学校・中等学校・職業学校を再開するよう指示。これが降伏前の教育に関する最終指令となる。

四月(～五月) ドイツ進攻後、実践的経験を積むため、教育・宗教担当士官を陸軍第一二軍集団司令部に派遣し、教育・宗教問題について実地調査を行なう。

五月 クナペン宗教担当主任、ミュンヘンでバイエルンの宗教事情について調査。

六月四日～五日 USGCC教育・宗教課の要員が、ベルサイユからフランクフルト近郊のヘヒスト(Höchst)に移動し、そこに司令部を設置。以後、フランクフルト駐留中のSHAEF/G-5の教育・宗教課と緊密に連絡をとって活動。

七月初旬 交戦状態の中止とともに、米英仏三国は共同軍事作戦をとる理由がなくなり、SHAEFを解散。SHAEFのアメリカ陸軍部隊はヨーロッパ戦域米軍(United States Forces, European Theater=USFET)に移行し、フランクフルトに司令部を置く。米陸軍第一二軍集団司令部(在、ヴァイスバーデン)を解散し、教育担当士官をUSFET/G-5、教育・宗教課に配置換え。SHAEFイギリス部隊は、ビュンデ(Bünde)のイギリス占領地区司令部に移動。

七月七日 USFETは、ドイツ敗戦後の最初の政策指令「ドイツにおける軍政管理」(Administration of Mil-

tary Government in Germany) を発令。教育については、S H A E F 指令「敗北または降伏前のドイツにおける軍政」の教育条項(第一九節)を基礎にしながら、さらに民主的理念・内容を発展させることとする。

七月 U S G C C 教育・宗教課は、内務・通信局の内部組織から公衆衛生・福祉局 (Public Health and Welfare Div.) のそれに移行。

七月一日 ポツダム会議開催中のベルリンに U S G C C の梯団 (echelon) が進駐。八月一五日までに全部隊がベルリンのツェレンドルフ (Berlin-Zehlendorf) にある常設司令部へ移動し、ベルリン地区アメリカ占領区 (Berlin District, U. S. Sector) へ同司令部 (Kommandatura) の教育・宗教問題を所管した。以後、イギリス軍政司令部教育担当士官と定期的に連絡をとる。

七月 テイラーがワシントンに出張し、民間人要員数名を教育担当士官として採用。

八月二日 ポツダム協定第七項に、ナチズムと軍国主義を完全に払拭し、民主的諸理念を発展させるため、ドイツの教育を管理する、ことを明記。

八月、米英ソ仏四カ国は、管理委員会内に内務・通信理事会 (IAC Directorate) と教育・宗教問題小委員会 (ERA Subcommittee) を設置することにつき合意。この月、委員会規約を承認。米代表テイラー少佐 (Maj. Taylor) 、英代表リディー (Mr. Riddy, Don) 、仏代表ボスク大佐 (Col. Bousquet) 、ソ連代表ゾロッキン (Minister Zolohukin) で教育小委員会を構成。宗教問題小委員会は、米代表ラインムート大佐 (Maj. Reimuth) 、英代表リディー (のち、セッドヴィック大佐 Col. Sedgwick に交替) 、仏代表カルテロン (Minister Carteron) 、ソ連代表マクーキン (Makukhin) で構成。

一二月 (一九四六年二月) U S G C C 教育・宗教課は、軍政副長官クレイ大將 (Gen. Clay) の要請により、

アメリカからボーイ・スカウト運動関係者を招聘、青少年問題に関する特別調査を実施した。

以上によって明らかのように、占領教育計画の策定にあたり、アメリカには、USGCC教育・宗教課とSHAE F/G-5教育・宗教課の二つのルートが存在し、全ドイツ的な連合管理計画については、基本的に前者が所管し、アメリカ占領地区内でのその解釈と執行については、後者が所管することになった。USGCC教育・宗教係が最初に手掛けた重要な作業は、一九四五年四月一〇日に成案を見た「初期基本計画——ドイツ連合管理と占領（管理委員会期）追加文書XXVI——教育（第二次改訂）」(ANNEX XXVI-EDUCATION (Second Revision) to Basic Preliminary Plan Allied Control and Occupation of Germany (Control Council Period))であった。^(註)この文書が、管理委員会による連合管理にむけた、アメリカの対ドイツ教育計画の立脚点となるのである。

3 「追加文書XXVI 教育（第二次改訂）」と教育・スポーツに関する改革提言
USGCC／教育・宗教課が作成した「初期基本計画——ドイツ連合管理と占領（管理委員会期）追加文書XXVI 教育（第二次改訂）」の骨子を示せば、次のようになる。

「 追加文書XXVI 教育（第二次改訂）

初期基本計画

ドイツ連合管理と占領

（管理委員会期）

一九四五年四月一〇日

一、準拠文書一覽

(略)

二、仮定と規定

a、仮定

- (1) ドイツ降伏または崩壊の方法
- (2) ドイツ中央行政機構の効力
- (3) ドイツ中央行政機構の利用に関する政策

- (4) 管理委員会成立以前のアメリカ軍政の地位

b、定義

(略)

三、使命。教育の分野での USGCC の使命（一般と特殊

a、一般的使命

- (1) 管理委員会において、ドイツの教育施設 German educational institutions の管理に関する次の政策を調整する。

- (2) 戦域アメリカ軍（占領地区）との（指令系統をとおしての）連絡を維持する。

b、特殊的使命

- (1) 帝国の教育管理機構の解体

- (2) ドイツ教育当局の準備する政策との調整
 - (3) 承認を受けた教育機関の速やかな再開
 - (4) ドイツの管理的・監督的要員、および教員の審査に関する政策の調整
 - (5) 承認された教育目的と矛盾する教育課程を除去するための政策の調整
 - (6) ドイツの教科書と教材の使用（緊急出版のために、一九三三年以前の許容しうる教科書をリストアップすることでその仕事を簡略化する）に関する政策の調整
 - (7) ドイツの図書館に関する政策（情報管理事業と相談する）の調整
 - (8) ナチス学校と教師、およびナチス学生組織の廃止に関する政策の調整
 - (9) 学校における宗教教育と宗派学校設立に対する非干渉政策の調整
 - (10) 下記の事項に関する政策の調整
 - a、占領目的に合致する成人教育・校外青少年活動プログラムの奨励
 - b、新青少年組織を認可するための適切な時期の決定（広報事業や福祉課と協力しつつ）
 - c、承認された教育諸原理と調和し、校外青少年活動のための新しい提案に合致する、スポーツと体育に関するドイツ当局の新しい計画の提案
 - d、承認された教育諸原理と合致する教員養成・研修に関するドイツ当局の提案
 - e、新教員組織・新学生組織の適当な認可時期の決定
- (11) ドイツの教育システムのなかで宗教および人種を理由にした差別を容認するすべての法律・規則・判決・実践を廃止するための政策の調整

(12) すべての教育施設のカリキュラム、および成人教育と校外青少年活動のプログラムから軍事訓練と準軍事訓練 paramilitary training を除去する政策の調整

(13) 旧帝国省庁が管理していたすべての文化的科学的施設の審査

四、取るべき行動

a、一般的使命の履行

下記、b項の特殊的行動を参照

b、特殊的使命の履行

(1) 帝国の教育行政機構の解体

a、旧帝国教育行政機構の各州行政、ただし、州政府の存在しないプロシヤの場合は、種々の地方または
県 Regierungsbereich 行政への移管

b、一般および特殊的使命を遂行するための旧帝国省庁文書の利用

(2) ドイツの州教育当局による準備

(3) 承認された教育機関の再開

(4) ナチス要員の解雇

a、この問題に関して必要な情報を得るため、指令系統を介して各戦域（占領地区）参謀部と連絡を維持すること

b、USGCC 教育・宗教課内にドイツ教職者・管理職の書類を保存すること

c、USGCC 教育・宗教課内の第一次資料の鑑定を軍政機関に勧告すること

- d、この問題でイギリス・ソ連・フランスから最大限の情報を得ること
- e、USGCC 公安課との協力
- (5) 反対すべき教科課程の除去
- (6) ドイツの教科書と教材
 - a、ナチス下の学校で使用された教科書の審査・分析
 - b、ドイツの学校で使用しうる、または、緊急用に印刷しうる適当な教科書のリストアップ
 - c、模範的な教材・教科書図書館の建設
- (7) ドイツの図書館
- (8) ナチスの学校と教育組織の廃止
- (9) 宗教の教授、または学校の宗派的支配に対する軍政の調停
- (10) 成人教育、校外青少年活動、教員養成の分野での新プログラムの開発
- (11) 法律の廃止
 - a、封入物 3、参照
 - b、S H A E F が行動しない場合、管理委員会期の廃棄計画を作成
- (12) 準軍事および軍事訓練の廃止（基本準備計画、追加文書 X X V、参照）
 - a、この問題に関する政策調整に必要な情報を得るため、指令系統を介して戦域（占領地区）参謀部と連絡を維持すること
 - b、旧陸軍士官学校 Kadettenanstalten に関して陸軍師団と連絡を維持すること

(13)文化・教育施設の廃止

a、教育・宗教課は、この問題で常設委員会を設置することが求められている

(14)他の機関との連絡

a、管理委員会メンバー

b、ソ連管理委員会

c、フランス管理組織

d、S H A E F

e、オーストリア管理委員会

USGCC「初期基本計画(管理委員会期)」と、「追加文書XXXXI」教育(第二次改訂)は、それ自体、政策的指令ではなかった。しかし、この文書は、四カ国によるドイツ連合管理を前提としたアメリカ側の基本計画を示すものであり、管理委員会成立後、USGCCはこの基本計画にもとづいて四カ国政策の調整に着手するのである。

「追加文書XXXXI」教育(第二次改訂)を作成するにあたって準拠した文書は、USGCC計画指令第三九号「三カ国占領とドイツ管理に関する計画」(一九四四年二月二七日)、USGCC「初期基本計画」(一九四五年二月一日)、「改訂JCS一〇六七」(一九四五年一月六日)、EACアメリカ顧問団「ドイツ教育施設の管理に関する指令案」(一九四四年九月一四日)、USGCC計画指令第七号「ドイツの省庁と諸機関」(一九四五年一月三一日)などであった。

すでに示したように、「追加文書XXXX」教育(第二次改訂)は、「一般的使命」「特殊的使命」「取るべき行動」からなっていた。「一般的使命」は、教育の非ナチ化、非軍国主義化、民主化を遂行するため、四カ国レベルでの政策調整と協力を呼びかけたものであり、「特殊的使命」は、帝国教育行政機構の解体の意義を重視し、教育行政の非集権化と各州・県政府への権限の移行など、一三項目にわたって課題を提起していた。そこには、中央行政機構の存続を認めず、しかし、分権化され、非ナチ化されたドイツの行政機構を積極的に利用しようとするアメリカの政策が明確に反映されていたといえる。

「取るべき行動」については、「特殊的使命」と対比させつつ、一四項目にわたって管理委員会の教育課題を列挙していた。すなわち、帝国の教育行政機構の解体、州教育当局による政策の準備、承認を受けた教育機関の再開、ナチス要員の解雇と教員の審査、教科課程の非ナチ化・非軍国主義化、ナチス政体下の教科書の審査と暫定教科書のリストアップ、図書館の整備、ナチ学校と教育組織の廃止、学校における宗教教育と宗派学校に対する介入の排除、成人教育・校外青少年活動・教員養成の分野での新プログラムの開発、ナチ法の廃止、準軍事および軍事訓練の廃止、文化・教育施設からのナチ的要素の払拭、各国管理委員会代表部や関係組織との連絡である。

否定的措置を中心としたSHAEF「敗北または降伏前のドイツにおける軍政に関する指令」(一九四四年一月二二日)と比較した場合、すべての学校の一時・全面閉鎖措置だけでなく、学校の再開や教材・教科書の準備、新たな成人・青少年教育組織の認可や新プログラム開発への配慮など、より積極的な施策を明示している点に、この文書の新しい特徴があった。

同文書のなかから、スポーツの非ナチ化・非軍事化・民主化に関する事項をあげれば、次のようになる。

第一は、教育カリキュラム、校外青少年活動、成人教育からの軍事的・準軍事的訓練の排除である(b、特殊の使

命(12)。

第二は、スポーツ組織の非ナチ化である (b、特殊的使命(8))。この点については、同文書「付録二 帝国文部省、ナチ学校、青少年・身体訓練および教育組織の名称と処分」によって具体化が図られた。それにより、国民社会主義帝国体育同盟 (Nationalsozialistischer Reichsbund für Leibesübungen = NSRL) がナチの「身体訓練組織」「教育または疑似的教育組織」として特定され、「解散。教育・宗教課のもとでの基金、動産、不動産、文書の押収、管理、廃棄。」のあと、「承認された機能の、州・県教育当局への移管」という処分に付されることになった。(13) NSRLの解散については、すでにSHAEF法律第五号「ナチ党の解散」に明記されていたことであったが、USGCCは、管理委員会のレベルにおいて、同様の措置を追及しようとしたのである。さらに、NSRL以外に、次のナチの体育・スポーツ関係組織が、処分の対象になった。(14)

① 帝国青少年指導本部 (Reichsjugendführung) (ヒトラー・ユーゲントを含む) の「司令部と下級事務所の統制・廃止」。

② 帝国内務省と文部省が共同で所管していたシュパンダウ身体訓練帝国アカデミー (Reichakademie für Leibesübungen, Spandau) と帝国食料生産本部 (Reichsahrstand) 所管の農民身体訓練管理センター、ノイハウス城帝國身体訓練学校 (Reichsschule für Leibesübungen, Schloß Neuhaus) の「永久閉鎖。寄宿生は、条件が許す限り速やかに家庭へ帰還させる。基金、動産と不動産および文書の管理・廃棄は、教育・宗教課の管理のもとに置く。学校施設は、是認された教育目的に重要される」。ただし、後者の処分については、「農業担当課と調整」することとされた。

第三に、それらの否定的施策に加えて、「初期基本計画 (管理委員会期) 追加文書 XXVI 教育 (第一次改訂)」は、

「占領目的に合致する成人教育・校外青少年活動プログラムの奨励」(b、特殊の使命(10a)、「新青少年組織を認可するための適切な時期の決定(公報事業や福祉課と協力しつつ)」(同上(10b)など、積極的・肯定的姿勢を示し、「承認された教育諸原理と調和し、校外青少年活動のための新しい提案に合致する、スポーツと体育に関するドイツ当局の新しい計画の提案」(同上(10c)に期待をよせていた。まさにその点に、『軍政ハンドブック』(改訂第三版)やS H A E F「敗北または降伏前のドイツにおける軍政に関する指令」とは異なる、「初期基本計画」の新基軸があったのである。

以後、USGCC教育・宗教係(のち、OMGUS教育・宗教係)は、戦域米軍およびS H A E F / G - 5と調整を図りつつ、「初期基本計画」の具体化に従事することになる。

- (1) Latour, Conrad F./Vogelsang, Thilo: Ibid., S. 34-35.
- (2) Ziemke, Earl F.: Ibid., P. 92.
- (3) Ziemke, Earl F.: Ibid., P. 93. Latour, Conrad F./Vogelsang, Thilo: Ibid., S. 34-35.
- (4) Ziemke, Earl F.: Ibid., P. 94.
- (5) 一九四四年九月二二日、E A Cは米英ソ三国によるドイツ占領地区の分割について、一月一日には、ソ連案を基礎にしたドイツ管理機構について議定した。その内容は、三名の各国最高軍事司令官が自国の政府の指揮のもと、それぞれの占領地区で最高権力を行使し、全ドイツ的な共通の問題については三名が協力して処理にあたるといふものである。その際、三名で管理委員会を組織し、議長は交替制とし、全員一致をもって議決することとした。実施されるには至らなかったが、協定では、三国によるドイツ中央行政の管理監督をとおして、連合国の最高権力を行使することが想定されていた。 Cf. Ziemke, Earl F.: Ibid., P. 128.

- (6) Zienke, Earl F.: Ibid., P. 176. Latour, Conrad F./Vogelsang, Thilo: Ibid., S. 33.
- (7) Zienke, Earl F.: Ibid., P. 176.
- (8) Zienke, Earl F.: Ibid., P. 177, P. 223.
- (9) Zienke, Earl F.: Ibid., P. 176.
- (10) ドイツ管理委員会の活動を想定して結成されたこの組織には、当初、人員削減により三名の担当官しか配置をれず、S H A E F / G - 5 内での地位はますます低下し、軍事的観点が優位を占めるようになった。しかし、終戦が近づくとつれて状況は改善され、一九四五年夏には二百名の士官と四千名の勤務員を擁するようになり、最盛期をむかえる。Cf. Thron, Hans-Joachim: Ibid., S. 12, S. 19.
- (11) 以下、年表は、OMGUS, ECR: Historical Report, ERA, Winter 1941- Spring 1946, 1946 年 OMGUS: History of US Military Government in Germany 8 May 1945-30 June 1946, March 1948 年の作成。
- (12) USGCC, ECR Br.: ANNEX XXVI-EDUCATION (Second Revision) to Basic Preliminary Plan Allied Control and Occupation of Germany (Control Council Period), 10 April 1945. In: OMGUS, ECR 5/307-1/16.
- (13) Inclosure 2, Names and Disposition of the Reich Ministry for Education, Nazi Schools, Youth, Physical Training and Educational Organizations. In: ANNEX XXVI-EDUCATION (Second Revision), Ibid.
- (14) Ibid.

第二節 「軍事訓練の廃止および禁止」の法制化

1 軍事訓練の廃止・禁止をめぐるアメリカの対応

軍事訓練の廃止・禁止に関するアメリカの法制化作業は、主として管理委員会アメリカ・グループ (USGCC) が担当した。そこには、次に述べる三つのインパクト、ないし過程が存在した。

一つは、EAC指令案「軍事訓練の廃止および禁止」として一九四四年九月二八日に起草され、一〇月二〇日にJCSの承認をへて「JCS一二二四」となり、さらに二月七日、EACアメリカ代表部の指令案第一三号「軍事訓練の廃止および禁止」となって結実する一連の法制化作業である。⁽²⁾

EAC指令案第一三号は、ドイツの無条件降伏と陸海軍および武装兵力の解体に関する諸文書、準軍事組織を含むナチ組織の解体に関する指令、および、「ドイツにおける教育施設の管理」(EAC指令案、一九四四年九月一九日)を基礎にして起草された。しかし、EAC指令案第一三号がそれらの文書と異なる点は、正規の軍事組織やナチスの組織だけでなく、教育施設や民間組織の軍事訓練をも視野に入れ、その影響力を文化や慣習のレベルにまで掘り下げ、包括的な観点から軍事訓練を廃止・禁止しようとした点にあった。たとえば、一〇箇条からなるEAC第一三号指令案のなかには、次のような条項が存在する。⁽³⁾

「J」の指令に「軍事訓練」(military training)とは、直接または間接に戦争の理論(theory)や原理(principles)、技術(technique)、技巧(mechanics)を教えること、あるいは、参加者に戦争行為(war activity)を準備させるために考案されたすべての組織や個人の活動を含んでいる。この指令にいう「組織」(organization)とは、政府、公共、私人を問わず、あらゆる人的な連合または集団(association or group of persons)を含んで「(第四条)」

「貴下は、貴下の占領地区(zone)において、公開であれ、非公開であれ、軍事訓練を行なうことを目的にしたり、軍事的な性格をもつと貴下が考える組織、ならびに退役軍人組織を、たとえ、それらが政治的、教育的、宗教的、社会的、競技的(athletic)、またはその他の性格の組織であると称しているとしても、すべて禁止する。」(第七条)

「貴下は、如何なる組織または個人であれ、軍服、記章、旗、記念品をあからさまに使用し、あるいは軍隊式の敬礼や身振り、儀礼的所作を用いることを禁止する。貴下は、公衆衛生や公安、その他の公共サービスに従事する人物が非軍事的な制服や記章を着用することを許可することができる。」(第九条)

この時期、アメリカは、ドイツの非軍事化とのかかわりにおいて、軍事的性格をもつ体育・スポーツ活動や組織に注目していた。しかし、このEAC指令案を発効させるためには、英ソ代表部および両国政府の承認が必要であった。したがって、この草案が自動的に三国の共同指令となって効力を発揮したわけではない。とはいえ、この指令案は、JCSによって承認され、しかも、その内容の包括的な性格ゆえに、以後、この問題をめぐるアメリカ側の法制化過程で基礎的な役割を果たすことになる。

第二に、USGCCにおける復員計画や非武装化計画もまた、「軍事訓練の廃止および禁止」の法制化に大きなインパクトを与えた。なぜなら、非武装化や解散の対象に指定されたドイツの諸組織は、メンバーが投降ないし拘禁されると同時に、即刻、軍事訓練が禁止されることになっていたからである。そこで、次に、この任務の計画立案を担当したUSGCC陸軍局 (Army (Ground) Division, USGCC) の対応を検討することしよう。

同陸軍局は、①ドイツ敗北前、②敗北から管理委員会成立まで、③管理委員会成立以降という三つの段階を想定した軍政活動のうち、第三段階に相当する「管理委員会期」の復員計画・非武装化計画の立案に従事した。陸軍局が一九四五年初頭に作成した『第三期におけるドイツ地上軍の非軍事化に関するハンドブック』のなかには、軍事訓練の処理に関する次のような記述が存在する。⁽⁴⁾

「連合国の管理に服することになったドイツ部隊 (German element) のなかで軍事訓練 (military training) を行なうことを、即刻、廃止する。ドイツの編隊 (German Unit) が管理、移動 (movement)、『身体訓練 (physical exercise) に必要な通常の隊形 (ordinary formations) を用いることは許される。ただし、いかなる種類の行進 (parades) も許されない。ドイツの部隊編成 (formation) や駐屯地 (military posts) で慣習的に用いられている軍隊式の敬礼は、継続することができる。ただし、ナチス式の敬礼と挨拶は、禁止する。編隊の内外で如何なる種類の旗も掲揚してはならず、ドイツ軍の音楽やドイツ国歌、ナチスの歌を演奏し、歌ってはならない。」

そこにいう「ドイツ地上軍」「ドイツ部隊」のなかには、たんに正規軍だけでなく、警察隊 (police units) や準軍事組織 (paramilitary organizations) も含まれて⁽⁵⁾いた。では、準軍事組織とは、具体的にいかなる組織を意味したのであろうか。その点に関し、USGCC陸軍局非武装化課 (Disarmament Branch, Army (Ground) Division, USGCC) の作成した『ドイツ地上軍の非武装化と敵国兵器の処分に関するハンドブック』(一九四五年三月一三日) は、「準軍事組織とは、その編成と装備からして軍事組織と類似の兵力 (forces) である⁽⁶⁾と規定し、武装の⁽⁶⁾や一般の SA, NSKK (Nationalsozialistisches Kraftfahrerkorps)、『OT (Organization Todt)』や⁽⁷⁾国家動労奉仕隊 (Reichsarbeitsdienst) や⁽⁷⁾ヒター・ユーゲンツ (Hitler Jugend) など⁽⁷⁾を「準軍事組織」に指定していた。すなわち、USGCC軍事 (陸軍) 局が非武装化・動員解除の対象に指定した組織は、純粹な軍事組織だけではなかったのである。しかも、USGCC陸軍局は、「非武装化は、捕獲、中立化、動員解除 (immobilization)、『処分 (disposal) を含んでいる。』」復員 (demobilization) とは、ドイツ武装兵力 (German Armed Forces) を一掃する過程である。それは、ドイツ部隊 (German unit) の活動停止、ならびにドイツ武装兵力の構成員の連合国当

局 (Allied Authorities) による管理と最終的な解散を含んでいる。⁽⁸⁾と、包括的な定義を与えていた。それゆえ、具体的な計画の立案にあたっては、兵士や軍属などの人的な非武装化を担当する復員課 (Demobilization Branch) の場合、復員対象者の健康や規律維持にかかわる日常的な動作や挨拶、身振り、唱歌や記事・衣服、等々、生活習慣や生活様式をも視野に入れ、一方、非武装化課の場合は、軍需施設や工場の撤収・廃棄など、経済的な諸要素をも考慮に入れることになった。

第三に、「軍事訓練の廃止および禁止」の法制化作業に大きなインパクトを与えた部署として、USGCC内務・通信局、とりわけ、その下部組織であった教育・宗教課をあげねばならない。なぜなら、同課は、一九四五年四月一日の第二次改訂「三国管理とドイツ占領に関する初期基本計画」に添付した「追加文書XXXV教育」⁽⁹⁾において、「すべての教育施設のカリキュラム、および成人教育と校外青少年活動のプログラムから軍事訓練と準軍事訓練を廃止する政策」⁽¹⁰⁾の必要性を提起するとともに、そのための行動計画ともいうべき「追加文書XXXV軍事訓練の廃止および禁止」⁽¹¹⁾を作成しているからである。しかも、この「追加文書XXXV」は、じつは、上述の第一および第二のインパクトとの交差線上で、つまり、教育部門と軍事部門の共同作業として成立したものであった。そこで、次に、USGCC内務・通信局/教育・宗教課における「追加文書XXXV」の立案と、それをめぐる他の部署との調整の過程を検証し、あわせて、ドイツ連合管理にむけたアメリカの軍事訓練の廃止・禁止政策の意図を明らかにすることにした。

2 USGCC「初期基本計画」と追加文書「軍事訓練の廃止および禁止」

一九四四年の冬、USGCC教育・宗教課は、教育に関係する事項を「初期基本計画」に反映させるため、「追加文書XXXVI教育」「追加文書XXXVII宗教問題」とともに「追加文書XXXV軍事訓練の廃止および禁止」の作成に着

手した。「追加文書XXV」は、主要には教育の分野における軍事訓練の廃止・禁止を課題にしていたが、そこには他の部署の管轄にかかわる事項も含まれていた。それゆえ、一九四五年一月二六日、USGCCの内部から、USGCC副官代理補ミルバーン准将 (Bryan L. Milburn, Brig. Gen. Assit. Acting Deputy) に対し、内務・通信局が「初期基本計画」に組み込もうとしている「追加文書XXV軍事訓練の廃止および禁止」には、陸海軍の所管する事項が含まれており、調整が必要である、との提起がなされた⁽¹²⁾。

これを受けて、翌二七日、副官補代理ミルバーン准将は、「追加文書XXV軍事訓練の廃止および禁止」は学校や青少年組織の軍事訓練を対象にすべきであるが、陸軍学校やトレーニング・コース (training course) については、討論する必要はない、と発言した⁽¹³⁾。同日、USGCC内で問題が紛糾することを懸念した内務・通信局は、教育に關係する事柄については教育・宗教課の「追加文書XXVI教育」でカバーすることができから、「追加文書XXV軍事訓練の廃止および禁止」を早急に提出することはしない、とミルバーン准将に上申した⁽¹⁴⁾。

だが、事態は異なる方向へと推移していく。その契機となったのは、教育・宗教課の以下の動向であった。すなわち、一九四五年一月二九日、教育・宗教課々長代理クナペン少佐 (Knappen, M. M. Major, Acting Chief, ERA Br.) は、内務・通信局々長代理メアデ准将 (Meade, F. C., Brig Gen, Acting Director, IAC Div.) に対し、次の上申を行なったのである。

① 「追加文書XXV軍事訓練の廃止および禁止」を貴下に提出する。

② 学校と青少年活動、成人教育の分野での軍事訓練の禁止については、「追加文書XXVI教育」の第三条b項(3)、同(6)、同(10)、同(12)、第4条b項(3)、同(6)、同(12)でカバーしうる。ただし、「追加文書XXV軍事訓練の廃止および禁止」のなかには、より広範な内容が含まれており、したがって、「追加文書XXV軍事

訓練の廃止および禁止」と「追加文書XXVI教育」を統合した、全問題をカバーする新たな「追加文書 (Annex)」を作成すべきである。

③とはいえ、「追加文書XXV軍事訓練の廃止および禁止」は、ドイツの文部省が管轄している組織的な教育活動 (EAC指令案、第七条) と体育クラブ (Turnverein) のような自主的組織のみをカバーしているに過ぎない。つまり、EAC指令案にある退役軍人組織や、以前、軍事あるいは準軍事組織の重要な役職者であった者 (EAC指令案、第八条)、軍服の着用、行進、公開の集会での国歌斉唱、旗の掲揚 (EAC指令案、第九条)、武器および模型の製造 (EAC指令案、第一〇条) の禁止措置などは、教育・宗教課の指令案には記載されていない。教育・宗教に関するEAC指令に沿った立案については教育・宗教課においてさらに検討するが、それを超える新たな包括的指令案の作成や実施計画の策定については、他の部署で行なったほうがよいと考える。⁽¹⁵⁾

上述の意向を受けてのことであろう。四五年二月一日、副官代理補ミルバーン准将は、内務・通信局々長代理メアデ准将に対し、「追加文書XXV軍事訓練の廃止および禁止」は教育の分野だけしかカバーしておらず、それゆえ、軍事 (陸軍) 局々長代理ルイス准将 (Lewis, J. E., Brig Gen, Acting Director Army (Ground) Div.) と速やかに会議をもち、関連する部局のあいだで意見を交換するよう要請した。⁽¹⁶⁾

四五年二月二日、懸案の会議が開催され、内務・通信局々長代理メアデ准将、軍事 (陸軍) 局々長代理ルイス准将、諜報係々長代理ブラケニイ大佐 (Blakeney, C. C., Col. GSC, Acting Director Intell Section)、法務局々長代理マルシュ大佐 (Marsh, John B., Col, AGD, Acting Director, Legal Div.) が出席した。会議では、内務・通信局 (教育・宗教課) が軍事訓練の廃止・禁止に関する計画「すなわち、「追加文書XXV軍事訓練の廃止および禁止」を単独で作成すべきでないという点で意見が一致し、改訂案の骨格について論議した。⁽¹⁷⁾

翌二月三日、内務・通信局々長代理メアデ准将は、前日の会議において合意が成立したことをUSGCC副官に報告した。⁽¹⁸⁾さらに、この日、関係者によって前日の会議の確認書が作成されたが、そこには、「追加文書XXV軍事訓練の廃止および禁止」の問題点が、次の四点にわたって指摘されていた。⁽¹⁹⁾

第一に、軍事訓練の廃止・禁止については、他の文書にも触れられており、それらとの整合性が必要である。

第二に、「追加文書XXV軍事訓練の廃止および禁止」の内容は、単独部署の所轄権を大きく超えている。

第三に、この指令を執行するドイツの行政機関が複数にまたがっている。

第四に、連合王国には、この指令に相当するものが存在しない。

さらに確認書には、「この指令の諸規定を履行するため、軍政府の法律を公布し、ドイツの法律を改訂すること」が必要であるとの見解が示されていた。

こうして、内務・通信部／教育・宗教課が単独でこの問題を対処することは回避され、復員計画や非武装化計画との整合性を考慮した「追加文書XXV軍事訓練の廃止および禁止」が作成され、「初期基本計画」(Basic Preliminary Plan)に組み込まれることになるのである。二月一三日に成立した文書は、次のようなものであった。⁽²⁰⁾

「追加文書XXV

軍事訓練の廃止および禁止

一、参考。EAC指令第一三三号「軍事訓練の廃止および禁止」。(第五項以下、をも参照。)

二、追加文書の範囲。この追加文書は、おもに、ドイツにおける軍事訓練の廃止および禁止に関する関係部署の職務権限を明確にし、関連する他の追加文書との整合性を図ることである。第一項に掲げる指令を実施するための単一の詳細な計画(a detailed plan)は、下記の理由により必要ではない。

- a、この指令に関係するすべての問題は、他の追加文書のなかに、当然、含まれている。
 - b、この指令に規定する内容は、単独の部署で扱う通常の所轄権をはるかに超えている。
 - c、複数のドイツ機関が、かかわりをもつことになる。
 - d、比較しうる連合王国の指令は存在しない。この問題の扱いは、連合王国の複数の指令のなかに分割されている。
- 三、ドイツにおいて軍事訓練を廃止するための手続きは、次の五つの要素 (element) を含んでいる。
- a、現存する訓練組織 (training formation)、施設 (facilities)、機関 (institutions) の解散 (dissolution) と撤去 (dismantling)。
 - b、ドイツの武装兵力と準軍事組織を武装解除する際、その構成員に対し、軍事訓練の廃止および禁止について命令すること。
 - c、この指令の諸規定を履行するため、軍政府の法律を公布し、ドイツの法律を改訂すること。
 - d、上述のc項に該当する法律と命令のドイツの警察による実施。
 - e、地下活動の阻止。
- 四、職務権限の指定。上記、第三項に列挙した諸要素の職務権限を、下記のように指定する。
- (1) 軍事 (陸軍) 局
 - (2) 軍事 (陸軍) 局
 - (3) 法務局
 - (4) 内務・通信局

(5) 謀報係 (C.1)

五、具体的計画が含まれている追加文書 (Annex)。初期基本計画の追加文書のうち、次のものが、第三項と第四項に列挙したドイツにおける軍事訓練の廃止および禁止を施行するための五つの要素を取り扱っている。

- a、(1) 追加文書Ⅱ (ドイツ武装兵力の非武装化と敵の装備の廃棄に関する計画)
- (2) 追加文書Ⅳ (ドイツ武装兵力の復員に関する計画)
- b、(1) 追加文書Ⅲ (ドイツ武装兵力の非武装化と敵の装備の廃棄に関する計画)
- (2) 追加文書Ⅴ (ドイツ武装兵力の復員に関する計画)
- c、追加文書ⅩⅤ (司法管理、付録 E、法制)
- d、(1) 追加文書ⅩⅩⅢ (三國管理とドイツ占領のための公安計画)
- 付録 A (政治、防火、公役)
- (2) 追加文書ⅩⅩⅥ (教育問題)
- (3) 追加文書ⅩⅩⅦ (宗教問題)

3 アメリカ合衆国軍政法律第一五四号「軍事訓練の廃止および禁止」の策定

一九四五年二月二日の三局一係による合同会議は、「追加文書ⅩⅩⅤ軍事訓練の廃止および禁止」の根本的な改訂にとどまらず、新たに、各部署の権限を網羅した包括的な法案を誕生させる契機となった。なぜなら、すでに述べたように、合同会議において、「軍政府の法律」を公布する必要性が確認されていたからである。

法律を制定するにあたり、イニシアティブを発揮したのは、軍事（陸軍）局復員課であった。⁽²¹⁾ 同課は、一九四五年二月二日の会議で遡上にのぼった「追加文書 XXV 軍事訓練の廃止および禁止」と、そこにおける議論をふまえ、急遽、二月一四日に法律案「ドイツにおける軍事訓練の廃止および禁止」⁽²²⁾を作成し、二月一九日に関係部署を召集して最終決定を下そうとした。けれども、復員課の提出したこの法案が成立するためには、なお、しばらく、合意形成の時間が必要であった。

すなわち、一九四五年四月六日、USGCC司令部は、SHAEF/G-5 法務局に法案を送付して見解を求めている。それを受けた法務局は、五月七日付け文書 (Letter, SHAEF/G-5/LEG/Fwd/1822/1) をもってそれに応えた。USGCCは、その文書の検討をふまえ、一九四五年六月二日、改めて法案の法制化をSHAEF/G-5 法務局に勧告した。⁽²³⁾ その際、USGCCがSHAEF/G-5 法務局に示した論点は、次の三点である。

第一に、既存の布告 (ordinance) や法律 (law) は、極端に技術的な方法を除き、同法案に規定する内容をカバーしているとは考えられない。つまり、「既存の規則は、ナチ党の一部の軍事訓練を扱っているに過ぎない。より広範な観点から、すなわち、ナチスの党活動以外の軍事訓練の禁止を直接にカバーしてはいない」。

第二に、「軍事訓練の廃止および禁止は、連合国の長期政策の基本的、基礎的な構成部分 (element) である。それは、独立した、明確な事柄として扱われ、それに関する法律は、明確な、誤解されることのない方法でドイツ人に提示されるべきであると思われる。現時点でそれを行えば、のちの争いや誤解を避けうるものと思われる」。

第三に、JCSもEACも、ともに、この問題に関して独立した指令を公布すべきであると考えている。

さて、USGCCの起草した法案は、一九四五年七月一四日、上部組織であるSHAEF/G-5の承認をへて、軍政府法第一五四号「軍事訓練の廃止および禁止」(Military Government—Germany United States Zone Law

No. 154, Elimination and Prohibition of Military Training) となり、公布と同時にアメリカ占領地区全域に適用されることになった。⁽²⁴⁾ 連合国ドイツ管理委員会 (ACC) もまた、アメリカの提案を受け入れ、一九四五年一月三〇日、全九箇条からなる法律第八号「軍事訓練の廃止および禁止」(Control Council Law No. 8, Elimination and Prohibition of Military Training) を公布し、一月一日から施行するのである。⁽²⁵⁾ その内容は、アメリカ合衆国軍政府法律第一五四号をほぼ全面的に踏襲していた。⁽²⁶⁾ 「軍事訓練の廃止および禁止」は、アメリカのイニシアティブのもとに法制化されたのである。以下に、アメリカ合衆国軍政府法律第一五四号を示しておこう。

「在ドイツ軍政 アメリカ占領地区、法律第一五四号「軍事訓練の廃止および禁止」

一、占領地区内において、あらゆる形態の軍事訓練の再開を中止し、阻止するために、ここに命令する。

a、直接であれ、間接であれ、戦争に関する理論、原理、技術 (technique)、技巧 (mechanics) を教えたり、参加者に戦争行為 (war activities) を準備させるような組織、集団、個人の活動を、すべてここに禁止し、非合法であることを宣告し、そして、そのような組織、集団、および個人が非合法であることを、ここに宣告し、即刻禁止を命ずる。

b、軍事的教育施設 (Military educational institutions) を、すべて即刻閉鎖し、非合法であることを、ここに宣告する。

c、他のすべての教育施設は、如何なる形態、または課程であれ、そのカリキュラムのなかに軍事訓練ならびに軍事的教科を含めることを禁止される。

- d、退役軍人組織、ドイツの軍事的伝統の永続に資する組織と集団を、すべてここに禁止し、即刻解散する。
- e、軍服やナチの制服、記章、旗 (flag)、団体旗 (banners)、記念品 (token)、軍隊または民間の勲章 (military or civil decorations) のドイツ人による使用、ナチスまたは軍隊特有の敬礼やしぐさ (gestures)、挨拶をここに禁止し、非合法であることを宣告し、民事または軍事的勲章、表彰物 (honors)、メダルの授受を許さない。
- f、如何なる組織、集団、個人に対しても、軍事訓練を教授するために偽造または模造した武器や他の補助器具を製造、販売、配付、所有または使用すること、および、軍事訓練の実施を助長することを禁止し、非合法であることを宣告する。
- g、軍政当局 (authority of the Military Government) が許可する特別な場合を除き、如何なる性質のものであれ、軍隊および市民の行進 (military and civil parades)、ならびに、軍隊的隊形 (military formations) をすべて禁止し、非合法であることを宣告する。
- h、如何なる組織、集団、個人であれ、公衆の面前や集団内、または集会 (gathering) において、軍隊やナチスの歌や音楽、ドイツ国家を歌い、演奏することを禁止し、非合法であることを宣告する。
- 二、動員中の軍事組織やその編成 (formation) を連合国当局が維持すること、および、軍政が認可した方法と範囲内において、いまだ復員していない構成員が軍服や記章を着用し、敬礼することを禁止するものではない。
- 三、本法律にいう「軍隊」とは、すべての補助的、および準軍事的組織とその編成 (formation) を含むドイツ陸軍、海軍、空軍のことである。
- 四、本法律の規定に違反する者は、軍政法廷 (Military Government Court) の判決に従い、死刑を含む懲罰を課す。

五、本法律は、一九四五年七月一四日から施行する。

軍政府の命による

4 「軍事訓練の廃止および禁止」の歴史的意義

戦後ドイツにおける軍事訓練の廃止・禁止は、技術的、軍事的な問題にとどまらず、ドイツ人の生活習慣や文化にかかわる問題として深刻にとらえられていた。戦争を肯定し、賛美することに繋がるあらゆる理論・原理・習慣や身振り、唱歌、記章・服装・所持品が、ひろく規制の対象にされたのである。そこにおける法律の主題は、たんなる「非武装化」や「非軍事化」ではなく、文化的・精神的な要素を含む包括的な「非軍国主義化」⁽²⁷⁾、つまり、国家制度および政治の道具としての戦争というドイツ人の幻想を永久に打破することにあつたといえる。しかも、関係する部署が個別に作成した施策を調整しつつ、それぞれの権限で軍事訓練を廃止・禁止しようとする指令、すなわち、改訂「追加文書XXXX」軍事訓練の廃止および禁止」だけでなく、各部署の権限を網羅した単一の法律をもって対処しようとしたことは、SHAEFおよびアメリカ軍関係者のこの問題に対する強い決意を示すものであつた。

そのような決意を促すうえで大きなインパクトを与えたのが、第一次大戦後の戦勝国によるドイツ占領管理の反省と、帝政時代からワイマル共和国、さらに、第三帝国の時代をとおして広範な社会的影響力を行使したドイツ軍国主義の伝統、および、それを支えたさまざまな準軍事組織 (paramilitary organizations) に対する警戒心であつた。とりわけ、ナチスは、一九三三年の時点で、政治的に強大化した突撃隊 (Sturmabteilung || SA) を武装解除し、党の奉仕的な事業団体に再編するとともに、戦闘的な右翼団体や国粹的な退役軍人の組織する鉄兜団 (Stahl-

helm) をそこに糾合し、二百万の構成員を擁する団体を作り上げた。その際、S A が最も重視した活動の一つが、一般大衆への「準軍事的スポーツ」(paramilitary sport) ないし「国防スポーツ」(Wehrsport) の奨励であった。S A のスポーツ活動については、ニルンベルク国際軍事法廷事務局に提出された当事者の陳情書のなかに、いくつか証言がある。たとえば、一九三三年二月から一九四〇年二月まで S A 隊員であったシャーフハウゼン博士 (Dr. Schaafhausen) によれば、S A は、改組後、党員でなくても加入することのできる唯一の党関係組織であった。一九三三年以降、隊員が急増したため、党員の比率はつねに五〇パーセントを超えることはなく、その任務の「第一は、旧ナチ党 (NSDAP) の集会や行進を護衛すること、第二に、野外地 (open country) におけるスポーツや運動 (exercise) によって、できるだけ多くのドイツ人の身体訓練とトレーニング (physical exercise and training) を振興することであった」。一九三三年以降、S A は大衆スポーツ組織としての性格を強め、ドイツ人の身体的適性を維持し、単純な軍事的知識や能力を隊員に習得させることにより、当時、禁止されていた一般徴兵制の代用物としての機能を担わせようとしたのである。彼の証言によれば、「一九三四年の夏には、S A は、政治的に闘争し、政治的な野心をもつ昔の S A とは関係のない、『準軍事的スポーツ (paramilitary sport, wehrsportliche)』の組織であった」。のちに、S A スポーツ章 (のちに、「国防章」(Wehrabzeichen) と呼ばれる) が創設され、それとともに、S A は、新たに導入された一般兵役の該当年令を超えたすべての男子と、除隊者に対する身体訓練を担当するようになった。一九三六年六月以降、隊員の増加にともない、その一部は警察や消防隊に編入されていくのである。⁽²⁸⁾

弁護士ウルリッヒ (Dr. Ulrich) によれば、S A の「スポーツは主として持久走、百メートル走、走り幅跳び、重量挙げ、角材投げからなっていた。さらに、野外スポーツでは、ときおり銃図や道路行進が行なわれた。ときおり、マスケット銃の練習があったが、小口径の銃弾を用いる在郷軍人の銃による、五〇メートルの射撃に過ぎなかった」。⁽²⁹⁾

フランクフルト生まれで戦犯収容所 (PW Camp) に収監されていたランゲ (Range, Otto) もまた、次のように述懐している。「一九三三年、私はグライフスヴァルデ大学 (Greifswalde University) の学生であった。一九三三年夏期ゼメスターから、すべての学生が予備的な身体訓練 (preliminary physical training) に参加することを強制された。S Aがこの訓練の指導者であった」⁽³⁰⁾。

それらの陳述には、明らかに、S Aのスポーツ活動を強調することによって、この組織の政治的、犯罪的性格を軽減しよとする意図が存在する。とはいえ、そこには、S Aスポーツの軍事的性格とその強大な社会的影響力もまた、明白に語られているのである。事実、S Aスポーツ章検定 (SA-Sport insignia) は一九三五年二月一日に導入され、さらにこの制度は、一九三九年一月一九日、S A国防章検定 (SA-Defence insignia) に「昇格」し、「予備役および後備役訓練」(pre-and post-military training) の基礎として位置づけられた。とくに一七歳以上の青年と一六歳以上のヒトラー・ユーゲントに対しては、S A国防章の取得が、「社会的義務」である兵役準備の一環として推奨された。S A国防章検定は、国防軍と提携しつつ、ナチ党および国家の支援のもとに展開されていったのである⁽³¹⁾。

そのような動向を察知していたアメリカの諜報機関は、戦前・戦中の軍国主義的伝統と準軍事組織、さらに、その社会的影響力が戦後も継続することを警戒し、敏感に反応した。たとえば、USGCC合同諜報部 (Joint Intelligence Staff, USGCC) は、一九四五年六月二五日に報告書『ドイツ将校団』(German Officer Corps) を著し、ナチ組織や国防軍参謀本部だけでなく、予備役将校や伝統的なプロシヤ貴族、親ナチ的な青年将校を含む全ドイツ将校に対する注意を喚起している。「我々の結論によれば、すべてのドイツ将校団は、ドイツの全体的な非軍事化 (total demilitarization of Germany) に最も重大な危害を与えることの出来る技量と気質、能力、すなわち、指導的能力によって特徴づけることができる。それらの男たちは、苦しさに対する不満を介して、レジスタンスを共謀しうる技

術的な基盤や権威主義的諸原理、失墜した威信をもっている。」⁽³²⁾と。同報告書の分析によれば、ドイツ人将校の無差別な武装解除は、連合国に対するレジスタンス指導者の供給源を作り出すことになる。完全な物理的占領は、レジスタンス集団の活動を困難にするが、他方では、占領された国民のなかに自然に敵愾心を育み、とりわけ、敗戦にとまなう苦しみ鮮明に意識されるようになるにつれて、彼等をレジスタンスにむかわせることになりかねない。ドイツ敗戦直後に著されたこの報告書は、一方で、降伏後のドイツで大規模な抵抗運動が発生する可能性を否定しつつも、他方では、第一次大戦後に台頭した民族主義的な準軍事的組織、たとえば「義勇兵団」(Free Corps, Frei Korps)などの再現を懸念し、警鐘を鳴らしていたのである。⁽³³⁾

第一次大戦後のドイツには、たしかに、軍国主義的な民族主義者運動の台頭を可能にする政治的、社会的条件が存在した。

第一に、連合国によるドイツ管理は不首尾であった。休戦条約とベルサイユ条約をへて管理委員会が発足するまでに一年半の歳月を要し、その間、ドイツは、戦勝国から軍事的管理を受けなかった。東部戦線のドイツ軍は、反ソ政策のゆえに解散をまぬがれ、ドイツは、軍需製品の生産と通商を戦後も継続しえたのである。

第二に、社会主義革命に由来するポリシエビズムへの恐怖とベルサイユ条約のもとでの民族的屈辱が、ドイツの民族主義者運動を台頭させた。ドイツ陸軍を一〇万人に削減し、一般徴兵制を禁じたベルサイユ条約のもと、旧将校や帰還兵を担い手とする準軍事組織 (para-military organization) や警察組織が、市民救済などの外観をとりつつ、左翼弾圧や国境警備の任務を請け負い、削減された国防軍の戦力的不備を補完した。社会民主党政府の反革命運動に対する妥協的態度と、国防軍との提携関係もまた、軍国主義的なユンカーと戦犯の政府機関からの追放を困難にした。⁽³⁴⁾

第二次大戦後のドイツ管理には、そのような教訓を生かすことが求められていたのである。戦前・戦中の民族主義

的団体やナチスによるスポーツの軍事的・軍国主義的利用を払拭するうえで、アメリカ合衆国軍政やACCの「軍事的訓練の廃止および禁止」措置は、重要な指針を与えたことになったといえる。

- (1) Draft Directive to the US (UK) (USSR) Commander-in Chief, Elimination and Prohibition of Military Training in Germany, 28 September 1944. In: USGCC (Box 22) 44-45/22 (4).
- (2) Cf. Letter from Headquarter USGCC (Main) to Supreme Commander, Allied Expeditionary Force 2 June 1945. Subject, Draft Law for Elimination and Prohibition of Military Training. In: USGCC (Box 22) 44-45/22 (4). 49-46『Basic Preliminary Plan for Tripartite Control and Occupation of Germany. Annex XXV Elimination and Prohibition of Military Training in Germany, Prepared 13 Feb. 1945, Par 1. In: OMGUS, ECR (Box 82) 5/307-1 (3).
- (3) Draft Directive to the US (UK) (USSR) Commander-in Chief, Elimination and Prohibition of Military Training in Germany. In: Ibid.
- (4) Army (Ground) Division, USGCC: Handbook for the Demilitarization of the German Armed Ground Forces During Stage III, 1945, Section II Par. 2 (3), P. 4. In: USGCC (Box 22) 44-45/22 (4). 同様の記録は Demobilization Branch, Army (Ground) Division, USGCC: Draft Annex V, Appendix 'A', Tripartite Occupation and Control of Germany, Plan for Demobilization of German Armed Forces, January 1945, Section II 3. (3), P. 3にも存在する。『非軍事化に関するハンズブック』(Handbook for the Demilitarization) には発行年月日が記載されていないが、その内容は一九四五年一月に作成された Draft Annex V, Appendix 'A' とはほぼ同じ内容であり、「一九四五年初頭」には作成されていたものと思われる。
- (5) 武装したドイツの準軍事組織の非武装化は、軍事(陸軍、海軍、空軍)部が所管し、ドイツ警察の非武装化は、ドイツの省庁と中央機関の監督に権限をもつ内務・通信局が所管することになっていた。なお、軍事ならびに、準軍事、および、警

察部隊・組織の個々のメンバーの非武装化については、ドイツ民間人と同様の方法で、内務・通信局が中心的な役割を担ったと見られる。Ibid., Section III Par. 6, P. 14.

- (9) Disarmament Branch, Army (Ground) Division, USGCC: Handbook for the Disarmament of the German Armed Ground Forces and the Disposal of Enemy War Materials (Control Council Period), 13 March 1945, Section I. 3. g, P. 2. In: USGCC (Box 22) 44-45/22 (4).
- (10) Ibid., Section I. 7. d. (2), P. 6.
- (11) Army (Ground) Division, USGCC: Handbook for the Demilitarization of the German Armed Ground Forces During Stage III. In: Ibid., Section III, Par1, Par2, P. 6.
- (12) USGCC: Annex XXVI Education (Second Revision) to Basic Preliminary Plan Allied Control and Occupation of Germany (Control Council Period), 10 April 1945. In: OMGUS, ECR (Box 82) 5/307-1 (16).
- (13) Ibid., Par 4b (12).
- (14) USGCC: Annex XXV Elimination and Prohibition of Military Training in Germany to Basic Preliminary Plan Allied Control and Occupation of Germany (Control Council Period), Prepared 13 Feb. 45. In: OMGUS, ECR (Box 82) 5/307-1 (3).
- (15) USGCC: 6 Jan-27 Jan (1945), Coordinating Route Slip (Staff Minute Sheet). In: OMGUS, ECR (Box 82) 5/307-1 (3).
- (16) Ibid.
- (17) USGCC: 27 Jan 1945-3 Feb 45, Carrier Sheet Headquarters U. S. G. Control Council. In: OMGUS, ECR (box 82) 5/307-1 (3).
- (18) USGCC: Carrier Sheet Headquarters U. S. Group Control Council; Subject, Submission of First Draft of Annex XXV. In: OMGUS, ECR (Box 82) 5/307-1 (3).

- (9) USGCC: Carrier Sheet Headquarters U. S. Group Control Council (27 Jan 1945-3 Feb 45). In: OMGUS, ECR (Box 82) 5/307-1 (3).
- (17) Draft from Acting Director, Internal Affairs & Communications Division to Acting Deputy. US Group Control Council; Subject, Elimination and Prohibition of Military Training in Germany, 2 February 1945. In: OMGUS, ECR (Box 82) 5/307-1 (3).
- (18) USGCC: Carrier Sheet Headquarters U. S. Group Control Council (27 Jan 1945-3 Feb 45). In: Ibid.
- (19) Letter Internal Affairs & Communications Division to Acting Deputy, U. S. Group Control Council; Subject, Elimination and Prohibition of Military Training in Germany, 3 February 1945. In: OMGUS, ECR (Box 82) 5/307-1 (3).
- (20) Annex XXV Elimination and Prohibition of Military Training in Germany, Prepared 13 Feb. 45. In: OMGUS, ECR (Box 82) 5/307-1 (3).
- (21) Letter, U. S. Group Control Council, Army (Ground) Division, Demobilization Branch; Subject, Agenda for Conference, 14 February 1945. In: OMGUS/ECR (Box 82) 5/307-1 (3).
- (22) Draft of the Law, "Elimination and Prohibition of Military Trainings (Inclousure 1 of Agenda for Conference). In: Ibid.
- (23) Letter, Headquarters U. S. Group Control Council to Supreme Commander, Allied Expeditionary Force (Written by James L. Williams, Lt. Col., ACD, Adjutant General); Subject, Draft Law for Elimination and Prohibition of Military Training, 2 June 1945. In: USGCC (Box 22) 44-45/22 (4).
- (24) Office of Military Government for Germany (U. S.): Military Government Gazette Germany United States Zone, Issue A, 1 June 1946, P. 52-53.
- (25) Control Council for Germany, Allied Secretariat: Official Gazette of Control Council for Germany, No. 1, 29. Oct., 1945, P. 33-34.

- (26) 二つの法律に、内容上、それほど相違はない。強いて相違をあげれば、次の点である。まず、軍政府法律第一五四号に記載されており、ACC法律第八号に新たに加えられた条項として、「スポーツや体操 (gymnastics) の装いのもとに、この法律で禁止することを行ってはならない。」(第五条)、および「軍隊あるいはナチの精神や施設の存続、受容、奨励、または戦争賛美を目的とする宣伝、扇動は、筆記、口頭、その他、如何なる方法によるものであれ、すべて禁止する。」(第七条)がある。いずれも、ソ連側の要求にもとじて追加されたものと思われる。
- 逆に、軍政府法律第一五四号の第一条c項(学校のカリキュラム、教科からの軍事訓練の廃止)と第一条f項(武器の偽造・模造、販売、所有、使用の禁止)が、ACC法律第八号では削除されている。
- (27) この点については、「軍隊と戦争を維持するための方法として、「軍事的な方法」と「軍国主義的方法 (ミリタリズム)」を挙げ、両者の基本的区別を重視するアルフレート・ファークツの見解を参照。Vagts, Alfred: A History of Militarism, Civilian and Military, Macmillan Co. Ltd, London 1959 (アルフレート・ファークツ著、望田幸男(訳)『軍国主義の歴史』福村出版、一九七三年、一一頁、一九頁)。
- (28) Dr. Schaafhausen to the General Secretary of the Supreme Allied Court, Nuremberg, Hamburg, November 13th 1945, P. 1-6. In: OMGUS, Secretariat of the IMT (Box 130) 7/72-3 (1).
- (29) Dr. Ulrich to the General Secretary of the Supreme Allied Court Nuremberg, Hannover, 15 Nov. 1945. In: Ibid.
- (30) Otto Range to the General Secretary of the Supreme Allied Court, Nuremberg: Subject, Concerning your circular letter, 11 November 1945. In: Ibid.
- (31) Cf. Document No. 2383-PS, Verfügungen Anordnungen Bekanntgeben (Decrees, Orders and Official Announcements) Vol. I (Translation of Document 2383-PS), P. 11. In: OMGUS, Secretariat of International Military Tribunal (Box 126) 7/71-2 (7).
- (32) U. S. Group Control Council, Joint Intelligence Staff: Draft Report by the Joint Intelligence Staff, 25 June 1945, P. 2. In: OMGUS/Co. Hist. Br. (Box 123) 5/13-1 (36).

(33) U. S. Group Control Council, Joint Intelligence Staff: German Officer Corps, 25 June 1945, P. 7. In: OMCUS, Co. Hist. Br. (Box 123) 5/13-1 (36).

(34) Cf. CINFO Report No. 1, Covert German Resistance Movements-1918/23, 12 September 1945, P. 1-8. In: OMCUS, CAD, PA Br. (Box 396) 109-2/15 (18).

第三節 小括

これまで、日本の研究においては、國務省の準備した「ドイツ再教育のための長期政策ステートメント」(一九四六年八月二一日)と合衆国対ドイツ教育「使節団報告書」(一九四六年八月二一日)にアメリカの「初期占領教育政策」⁽¹⁾、ないし建設的施策の立脚点を求める見解が支配的である。

しかし、すでに見たように、一九四四年の半ばには、SHAEF/GCU/E&RAによって非ナチ化、非軍事化を含む教育再建策が検討され、具体的な施策が提起されていた。米英間の確執とソ連に対する配慮から、共同計画の立案を任務とするGCUは、一九四四年八月に解散したが、SHAEF/G-5およびその下部組織であるE&RAは、その成果にもとづき、教育・体育・スポーツに関する占領政策を準備していったのである。だが、G-5とGCUは、占領の第一段階、すなわち、「ドイツの最終的敗北前、または降伏後のカオス的狀態のもとでの占領の完全な軍事的段階」を超えた計画を立案する任務を与えられていなかった。

占領の第二段階以降にかかわるドイツ管理計画の立案は、JCSの承認を得て誕生したSHAEF/USGCCの手に委ねられた。アメリカによる第二段階Ⅱ「降伏後の移行期」および第三段階Ⅲ「管理委員会期」の連合政策・計画の立案は、イギリスとの調整を図りつつ、この組織のもとで進行したのである。EACの合意事項、ないしアメリカ

カのEACへの準備書面と、「JCS一〇六七」が、計画立案作業の基礎をなした。当初、USGCCは「政治部門」に教育担当要員を配置していたが、三部門を一二部局に再編（一九四四年一月）したあと、内務・通信局（IA&C）にE&RAが編成され、この組織が計画活動に積極的に従事した。組織の再編と活動の活性化を促した直接の契機は、戦局の推移とドイツ管理機構に関するEAC協定（一九四四年一月）であった。

USGCC/IA&C/E&RAの行なった活動の成果に、ドイツ降伏後の連合管理のための教育・宗教に関する「初期基本計画」の策定（一九四五年四月）と、「軍事訓練の廃止および禁止」の法制化（一九四四年二月〜一九四五年一月）がある。後者は、「初期基本計画 追加文書XXXX」軍事訓練の廃止および禁止（一九四五年二月）、「アメリカ合衆国軍政府法律第一五四号」（一九四五年七月）、さらに、ACC法律第八号（一九四五年一月）となつて結実した。軍事訓練は、たんに部装解除や動員解除といった技術的・軍事的な問題にとどまらず、服装や装飾、唱歌や演奏、挨拶や身振りにまで浸透した国民社会主義や軍国主義の影響、すなわち、ドイツ人の生活習慣や生活文化にかかわる問題として把握され、体育・スポーツ団体や市民の行進、集会や学校の教育活動にまで規制の対象が及んだ。そのような施策の背景に、ナチスの地下活動に対する懸念や、治安対策的な配慮が存在したことは、いうまでもない。「初期基本計画」の教育条項は、「敗北または降伏前のドイツにおける軍政に関する指令」のそれと比較した場合、非ナチ化、非軍事化、中央教育行政の解体など、否定的措置をかかげながらも、より建設的であり、学校外の教育活動にも注意を払っていた。すなわち、教育行政の非集権的再建、一時閉鎖後の即時学校再開、ワイマール期の教科書の利用、成人教育・青少年教育・教員養成に関する新プログラムの奨励と開発、新青少年組織を認可するための準備、図書館の再建、等々である。

体育・スポーツに関しては、ヒトラー・ユーゲント解体後の青少年のカオス化を憂慮し、「承認された教育諸原理

と調和し、校外青少年活動のための新しい提案に合致する、スポーツと体育に関するドイツ当局の新しい計画の提案」に期待をよせていた。しかし、上に列挙した建設的施策の具体化と、そのための手順については、なお、課題として残されていた。

この時期、すなわち、一九四四年後半から四五年前半にかけてのSHAEF内の占領教育政策・計画の立案と執行、とりわけアメリカのそれについては、USGCC/E&RAとG-5/E&RAの関係に注目する必要がある。

USGCCは、占領の第二段階以降、すなわち、戦闘の終了から管理委員会の活動が定着する時期の占領計画を立案する組織であった。G-5/E&RAは、ドイツを敗戦・降伏に導くための戦局と占領行政の具体的展開とかわかって、教育・宗教に関する政策・計画を立案し、民政師団・民政連隊を介してそれを執行する組織であった。その意味において、後者は、SHAEF指揮下の陸軍集団、および、その下部組織との関係が深かった。USGCCとG-5の関係は、一九四五年春、占領の軍事的段階から管理委員会の段階への移行期、つまり占領の第二段階における指揮権をめぐって問題化し、結局、第一に、USGCCは管理委員会内のアメリカ代表部であり、第二に、自国の占領地区において本国政府および委員会の政策を執行・解釈・監督する権限は、軍事ルートを介してSHAEF/G-5と関係をもつ戦域参謀が有する、という理解をもって決着を見たのである（一九四五年四月）。そのような解決の背景には、各国最高司令官は、自国の政府の指示のもと、それぞれの占領地区で最高権力を行使し、全ドイツ的な問題については三名の最高司令官が協力して処理するという、ソ連案を取り入れたドイツ管理機構に関するEAC協定（一九四四年一月）が存在した。

それらの組織と本国政府を結ぶものは軍事ルート、すなわちJCSであり、この時期にはSWNCC（一九四四年一二月設立）からの重要な政策的指示はなく、國務省の影響力も間接的なものとどまった。

一九四五年七月初旬、交戦状態の中止とともにSHAEFは解散し、アメリカ陸軍部隊はヨーロッパ戦域米軍（USFEET）として再編され、ドイツ駐留軍は占領行政を実施するために軍政を施行する。USGCCもまた、同年一月、アメリカ合衆国軍政部（OMGUS）となり、占領計画の立案・執行をめぐる戦域米軍G-5と競合関係に入ることになる。「移行段階」におけるアメリカの軍政は、政策・計画のみならず、組織・制度においても未確立であった。

とはいえ、「JCS一〇六七/六」（一九四五年四月）の教育に関する指示（第一四項）や、それを基礎にしたポツダム協定（一九四五年八月）の政治的・経済的諸原則第七項、すなわち、「ドイツの教育は、ナチと軍国主義者の教義を完全に払拭し、民主的理念が首尾よく発展するように管理される。」は、国務省や陸軍省など、本国の政策立案機関のみならず、EACアメリカ代表部など、現地組織の政策・計画活動をふまえて誕生したものであり、それら二つの文書に示された事項が、戦後教育政策の公式の指針として、体育・スポーツに関する政策・計画活動をも規定していくことになる。と同時に、そのときすでに、現地の民政担当機関は、そうした指針を念頭におきつつ、占領管理の段階的把握にもとづく諸施策を準備していたのである。

(1) 藤沢法暎ほか『戦後ドイツ教育史』一九六六年、三〇～三六頁。米国教育使節団の日米比較を研究の対象にしたためであるうか、土持ゲリー法一による最近の研究も、上述の系譜を継承し、一九四五年五月に始まる国務省の再教育政策への関与に教育の戦後過程の出発点を求めている。土持ゲリー法一「占領下ドイツの教育改革」明星大学出版部、一九八九年、および土持ゲリー法一『米国教育使節団の研究』玉川大学出版部、一九九一年、参照。